

第3期 神崎市地域福祉計画

～みんなで支え合い、
誇りと笑顔あふれる神崎市～



令和3年3月

佐賀県神崎市

ごあいさつ

近年、地域社会を取り巻く環境は著しい変化を遂げています。全国的に少子高齢化、核家族化が進行する中で、地域のつながりの希薄化などの要因から、社会的孤立、経済的困窮や虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等、地域における生活、福祉課題は極めて多様化・複雑化しています。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大がこれらの問題の解決を、さらに困難にすることが危惧されます。



このような情勢の中、今、求められるのは新型コロナウイルス感染症の流行が終息する未来を見据えつつ、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現です。

神崎市では、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、令和3年3月に「第3期神崎市地域福祉計画」を策定しました。

「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市」という基本理念のもと、市民の皆様が主役の福祉のまちづくりを推進し、住み慣れた地域において助け合いや支え合いにより、いつまでも安心して生活することができるよう取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、さまざまな視点から熱心にご審議いただいた地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、市民ワークショップにご参加いただきました市民の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

神崎市長 松本 茂幸

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・目的	1
(1)	社会的背景・目的	1
(2)	地域共生社会の実現	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置付け	3
(1)	法的位置付け	3
(2)	神崎市における地域福祉計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	5
(1)	策定委員会の設置	5
(2)	アンケート調査の実施	5
(3)	地域ワークショップの実施	5
(4)	国・県との連携	5

第2章 神崎市を取り巻く現状

1	人口・世帯の状況	7
(1)	総人口・年齢3区分別人口割合	7
(2)	地区別人口・地区別年齢3区分別人口割合	8
(3)	世帯数・1世帯あたり人員	9
(4)	世帯構成	10
2	高齢者の状況	11
(1)	高齢者人口・高齢化率	11
(2)	要介護認定者数	12
3	児童の状況	13
(1)	18歳未満人口	13
(2)	児童のいる世帯構成	13
(3)	出生数の推移	14
4	障がいのある人の状況	15
(1)	障害者手帳所持者数の推移	15
5	支援が必要な人の状況	16
(1)	生活保護率	16
(2)	児童扶養手当受給者数	16
6	地域の福祉資源の状況	17
(1)	校区別民生委員児童委員	17
7	アンケート調査から見た状況	18
(1)	調査概要	18
(2)	アンケート調査結果	19
(3)	アンケート調査総括	39
8	ワークショップから見た状況	42
(1)	実施概要	42
(2)	協議内容	42
(3)	意見から見える地域の課題と解決方法	49

第3章 第2期地域福祉計画の評価	
1 第2期地域福祉計画の評価	51
2 取り組みの評価	51
(1) 取り組みの達成状況	51
(2) 具体的な取り組みの状況	53
3 数値目標の評価	60
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	60
(1) 地域の交流・ふれあいの促進	60
(2) 人権・福祉意識の醸成	61
基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	62
(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進	62
第4章 計画の基本方針	
1 基本理念	65
2 基本目標	65
3 計画の体系	68
第5章 施策の展開	
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	69
(1) 地域の交流・ふれあいの促進	69
(2) 交流・福祉活動の拠点確保	70
(3) 人権・福祉意識の醸成	71
基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	73
(1) 福祉の情報提供の充実	73
(2) 福祉の相談体制の充実	74
(3) 福祉サービスの利用体制の充実	75
(4) 権利擁護体制の充実	76
(5) 生活困窮者への自立支援の充実	78
(6) 自殺対策を視野に入れた支援の充実	79
基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	80
(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進	80
(2) 地域のネットワーク体制の充実	81
(3) 地域にあわせた取り組みの推進	82
(4) 地域の要支援者の把握・理解促進	83
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	84
(1) NPO・ボランティア等の育成	84
(2) NPO・ボランティア活動等の促進	85
基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	86
(1) 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進	86
(2) ユニバーサルデザインの推進	88
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	89
(1) 地域住民・ボランティア・NPOの役割	89
(2) 社会福祉協議会の役割	89
(3) 市の役割	89
2 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進	89
3 計画の進行管理	90

第7章 成年後見制度利用促進基本計画	
1 計画策定の背景と趣旨	91
2 成年後見制度とは	91
3 計画の性格と位置付け	91
4 計画の進行管理及び点検	92
5 神崎市における現状と課題	92
(1) 全国の利用状況	92
(2) 神崎市における成年後見制度利用に関する状況	93
(3) 課題分析	93
6 基本的な考え方	94
7 具体的な施策・事業	95
(1) 権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備	95
(2) 地域における広報・啓発活動の推進	97
資料編	
1 神崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱	99
2 神崎市地域福祉計画の策定の経緯	101
3 神崎市地域福祉計画策定委員名簿	102

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

(1) 社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域のつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症の流行がもたらす社会的影響など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児を同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、今後の新型コロナウイルス感染症の流行が終息する未来を見据えつつ、今後は感染症の予防対策に十分配慮しながら、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていくと見られます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げております。国はその実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策を進めています。

このたびの計画策定は、平成27年度に策定した「第2期神崎市地域福祉計画」が令和2年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期神崎市地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第3期神崎市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

神崎市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第3期神崎市地域福祉計画」は、神崎市における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

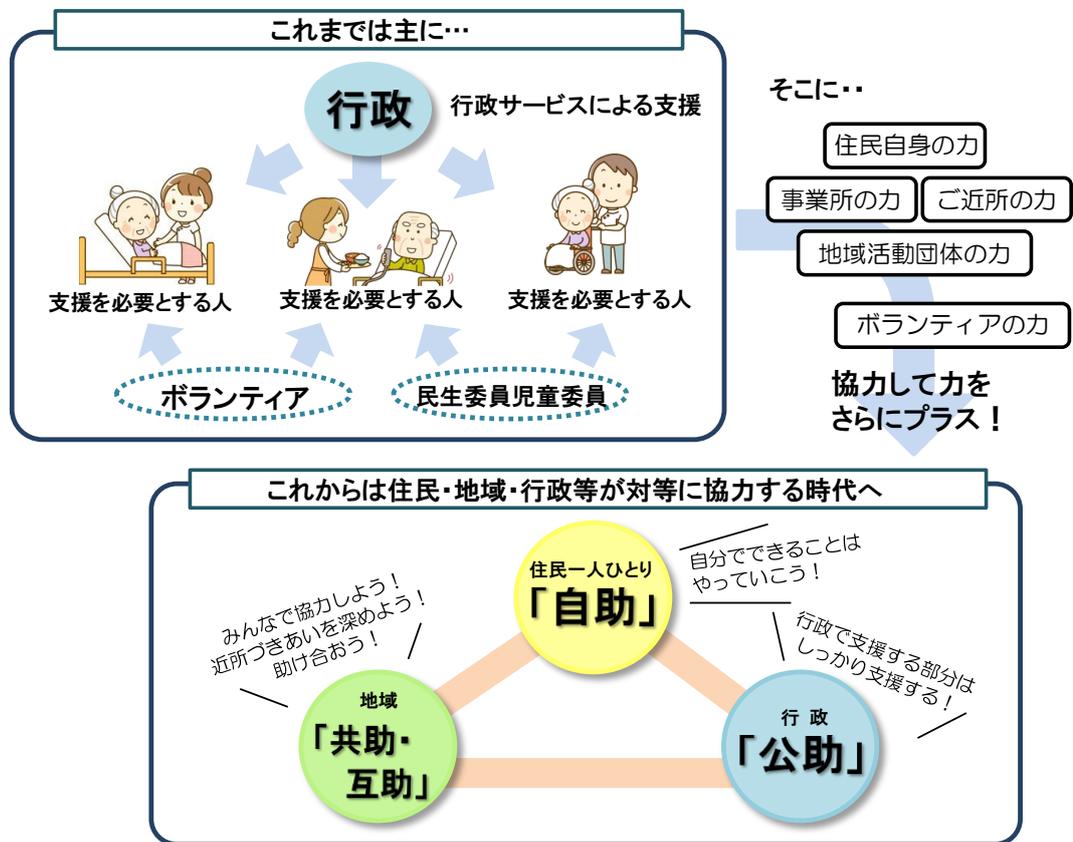
2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分でする）

共助・互助とは・・・地域社会における相互扶助

（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければできないことは、行政がしっかりとる）

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

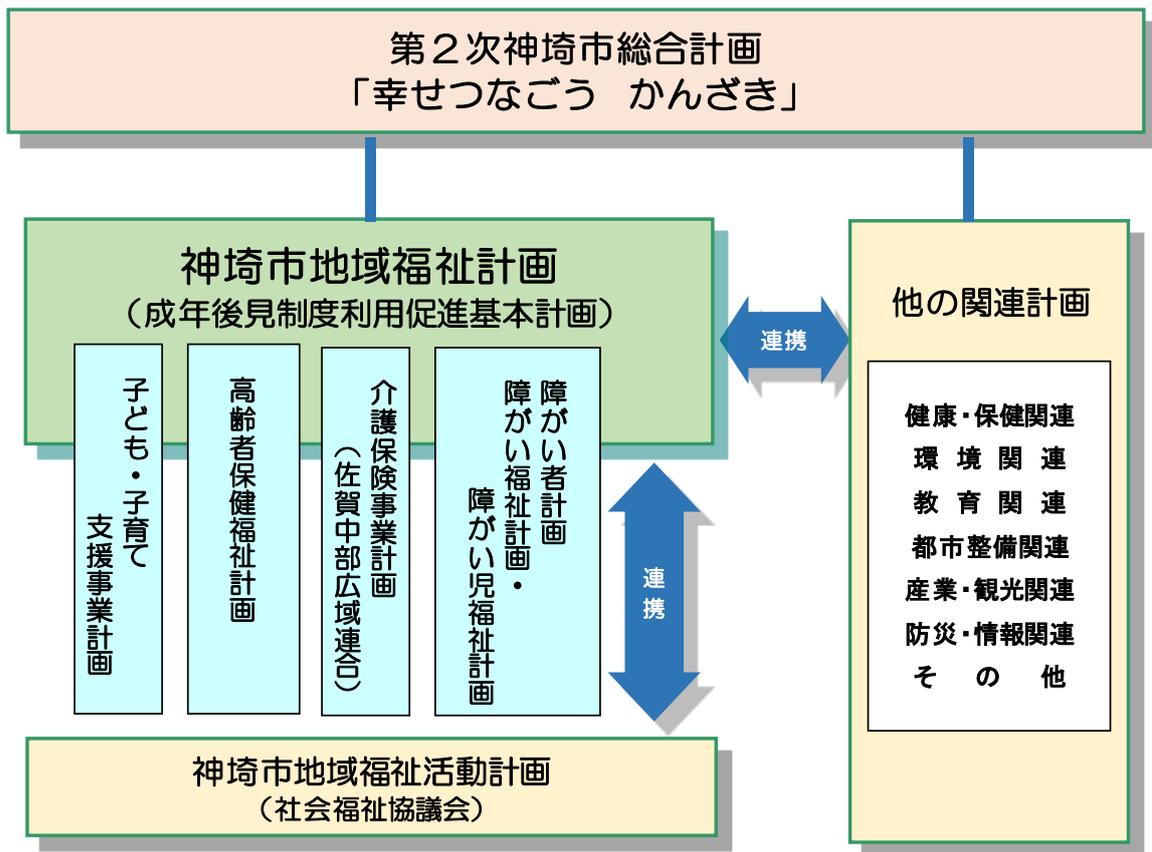
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 神崎市における地域福祉計画の位置付け

第3期神崎市地域福祉計画は、第2次神崎市総合計画を上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」や、県が策定する「佐賀県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。

また、本計画の一部（第7章）に、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 28年度	～	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	～	令和 12年度
第2期	計画期間										
第3期		見直し	計画期間								
第4期								見直し	計画期間		

※第1期計画…平成22年度～平成26年度

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「神崎市地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたします。

(2) アンケート調査の実施

神崎市に居住する方を対象にアンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とします。

(3) 地域ワークショップの実施

より多くの市民に計画策定に参加してもらい、地域の課題や解決策を協議していただくとともに、「地域福祉」を理解してもらうきっかけづくりの場として、ワークショップを実施し、地域や福祉等に関する現状や課題などを協議、発表いただき、計画策定の基礎資料とします。

(4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定を行います。

第2章 神崎市を取り巻く現状

第2章 神埼市を取り巻く現状

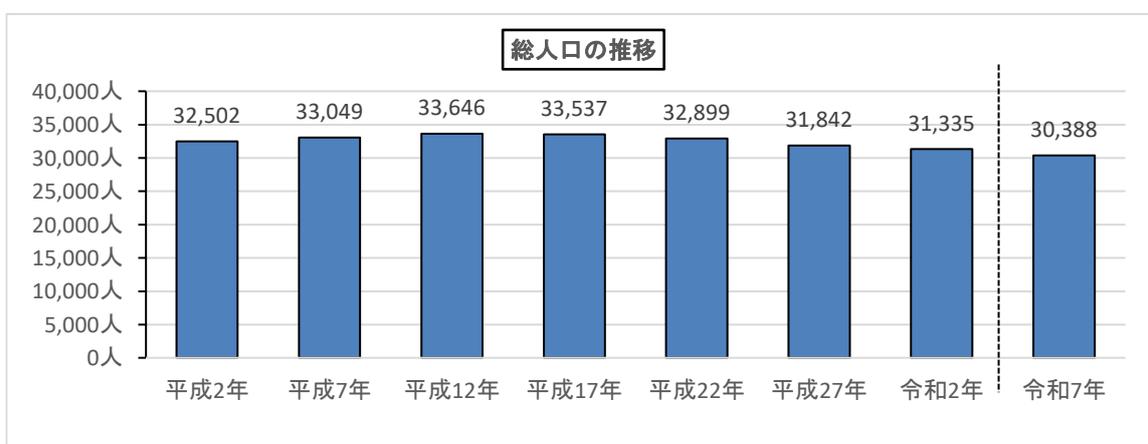
1 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口割合

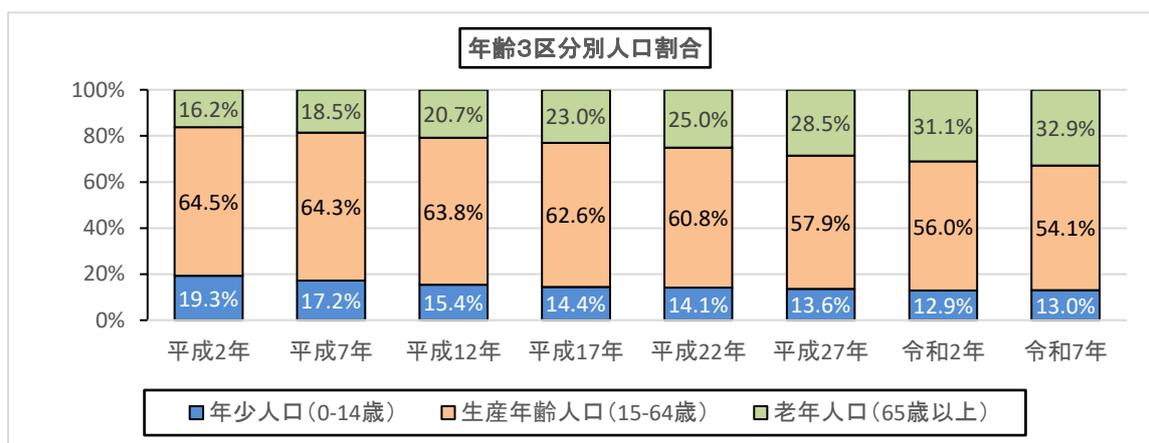
神埼市の人口は、平成2年の32,502人から平成12年の33,646人までは増加傾向で推移しており、その後、減少傾向に転じ、令和2年には31,335人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少していますが、65歳以上の老年人口は、年々増加しており、令和2年には31.1%と、3人に1人近くが高齢者となっており、少子高齢化が進行しています。

また、人口ビジョンによる将来推計でも、令和7年の人口はさらに減少し、更なる少子高齢化が進行すると予測されています。



資料：国勢調査(平成2年～平成27年)
 神埼市(令和2年9月30日現在)
 人口ビジョン(令和7年 将来推計)

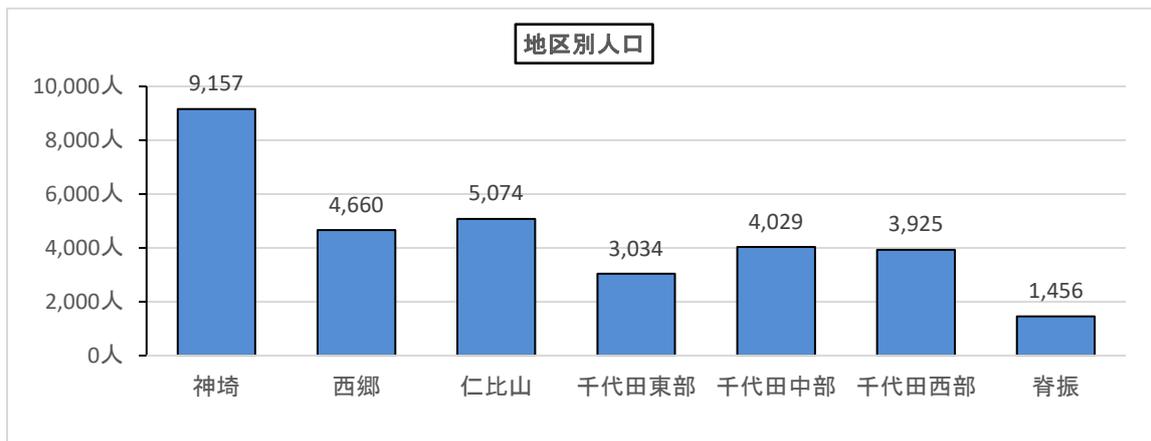


資料：国勢調査(平成2年～平成27年)
 神埼市(令和2年9月30日現在)
 人口ビジョン(令和7年 将来推計)

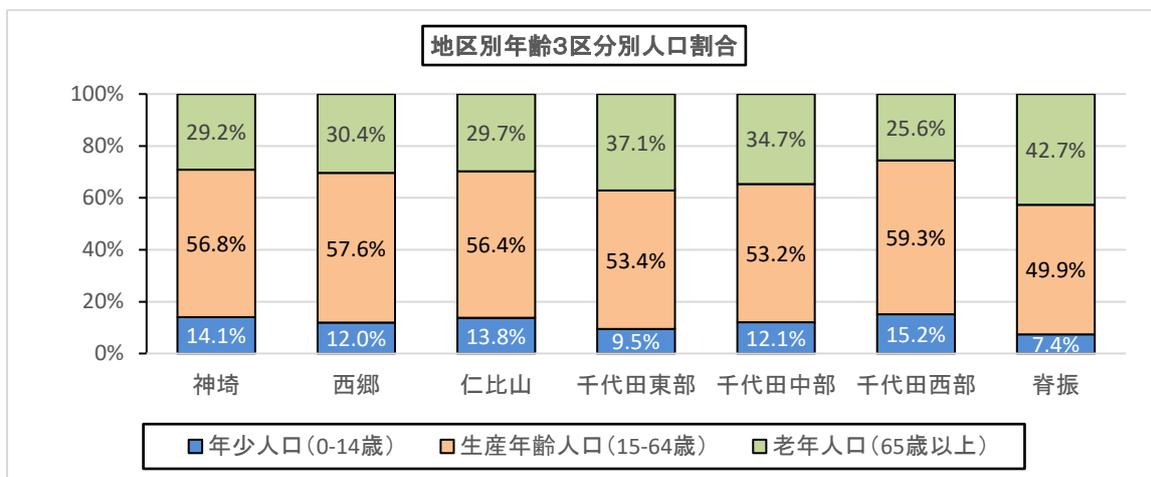
(2) 地区別人口・地区別年齢3区分別人口割合

令和2年の地区別人口をみると、神埼が9,157人と最も多くなっています。一方、最も人口の少ない地区は脊振で1,456人となっています。

地区別年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口の割合は、千代田西部が15.2%で最も高くなっています。全ての地区において65歳以上の老年人口が年少人口を上回っており、最も高齢化率が高い地区は、脊振で42.7%、次いで千代田東部37.1%。千代田中部34.7%の順となっています。



資料：神崎市(令和2年9月30日現在)



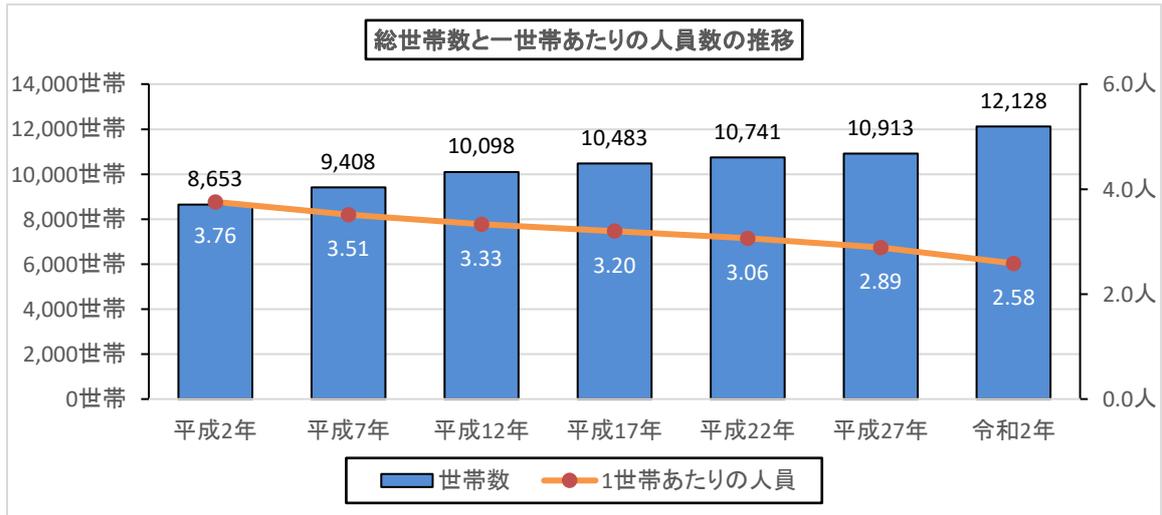
資料：神崎市(令和2年9月30日現在)

(3) 世帯数・1世帯あたり人員

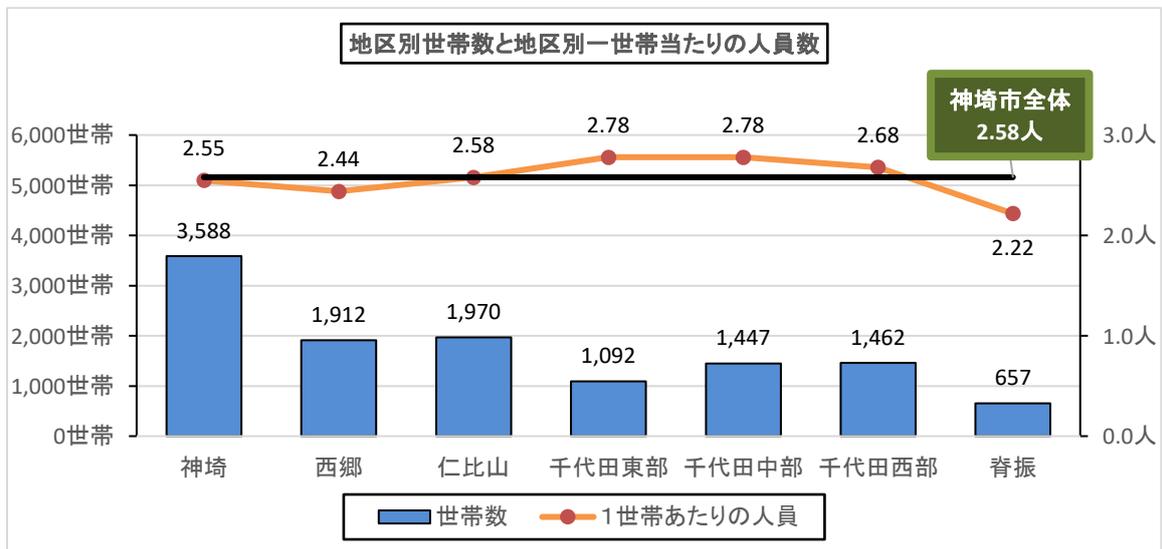
神埼市の総世帯数は、平成2年の8,653世帯から令和2年の12,128世帯と、年々増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は、平成2年の3.76人から令和2年の2.58人と年々減少しており、核家族化が進行していることが伺えます。

令和2年の地区別世帯数をみると、地区別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

地区別1世帯あたり人員は、神埼市全体の1世帯あたり人員2.58人と比較して、千代田東部2.78人、千代田中部2.78人、千代田西部2.68人が多くなっており、脊振2.22人、西郷2.44人、神埼2.55人が少なくなっています。



資料：国勢調査（平成2年～平成27年）
神埼市（令和2年9月30日現在）



資料：神埼市（令和2年9月30日現在）

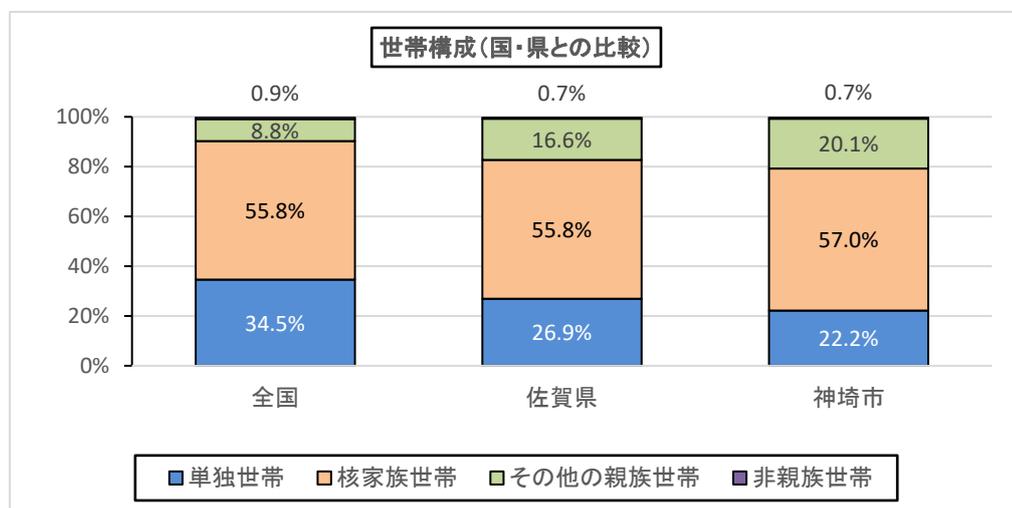
(4) 世帯構成

神埼市の家族構成を国や県と比較すると、単独世帯の割合が低く、その他の親族世帯の割合が高くなっています。

世帯構成(国・県との比較)

	一般世帯数	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯
全国	53,331,797	18,417,922	10,718,259	14,288,203	702,903	4,045,073	4,695,798	463,639
	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.8%	0.9%
佐賀県	301,009	80,877	56,692	80,425	4,258	26,664	49,960	2,133
	100.0%	26.9%	18.8%	26.7%	1.4%	8.9%	16.6%	0.7%
神埼市	10,877	2,414	2,071	3,105	155	872	2,184	76
	100.0%	22.2%	19.0%	28.5%	1.4%	8.0%	20.1%	0.7%

資料：国勢調査(平成 27 年)



資料：国勢調査(平成 27 年)

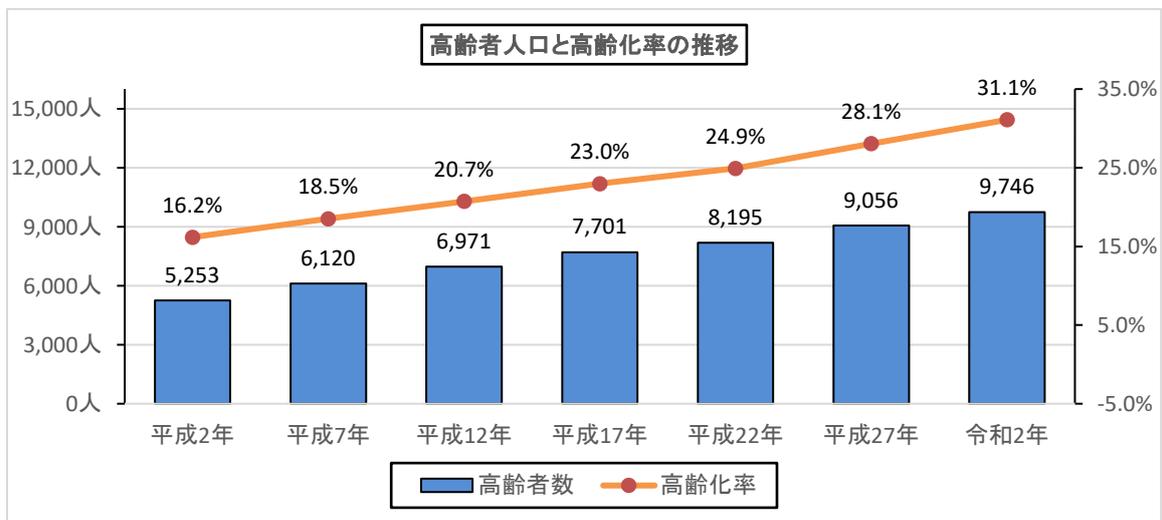
2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口・高齢化率

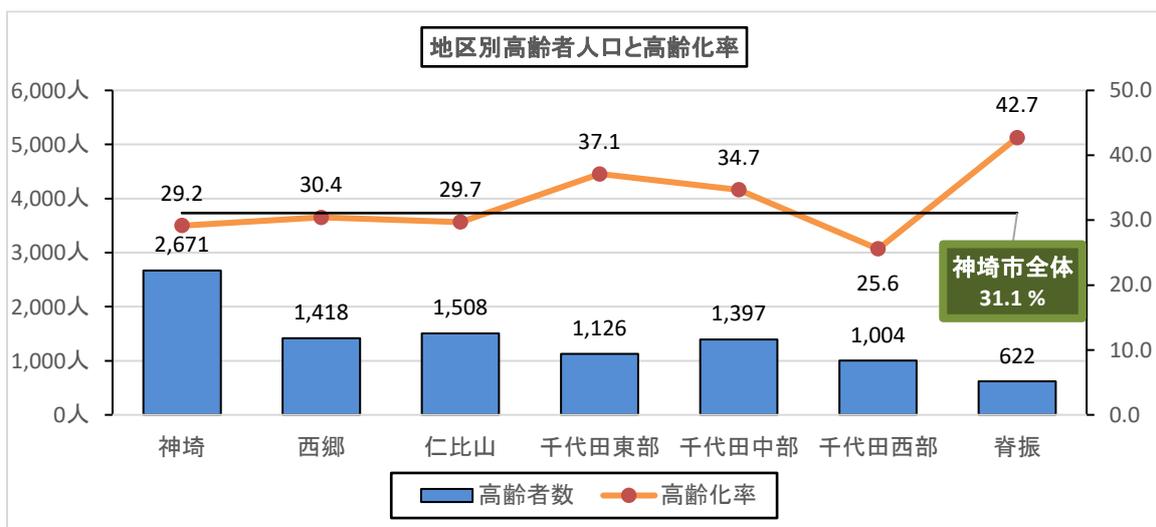
65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和2年には9,746人となっています。高齢者人口の増加に伴い高齢化率も増加しており、平成2年の16.2%から令和2年では31.1%と、約30年間で14.9ポイント増加しています。

令和2年の地区別高齢者人口をみると、概ね地区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

地区別高齢化率は、神崎市全体の高齢化率31.1%と比較して、脊振42.7%、千代田東部37.1%、千代田中部34.7%と高くなっており、千代田西部25.6%、神埼29.2%、仁比山29.7%、西郷30.4%と低くなっています。



資料: 国勢調査(昭和60年~平成22年)
 神崎市(平成27年10月1日現在)
 神崎市(令和2年9月30日現在)

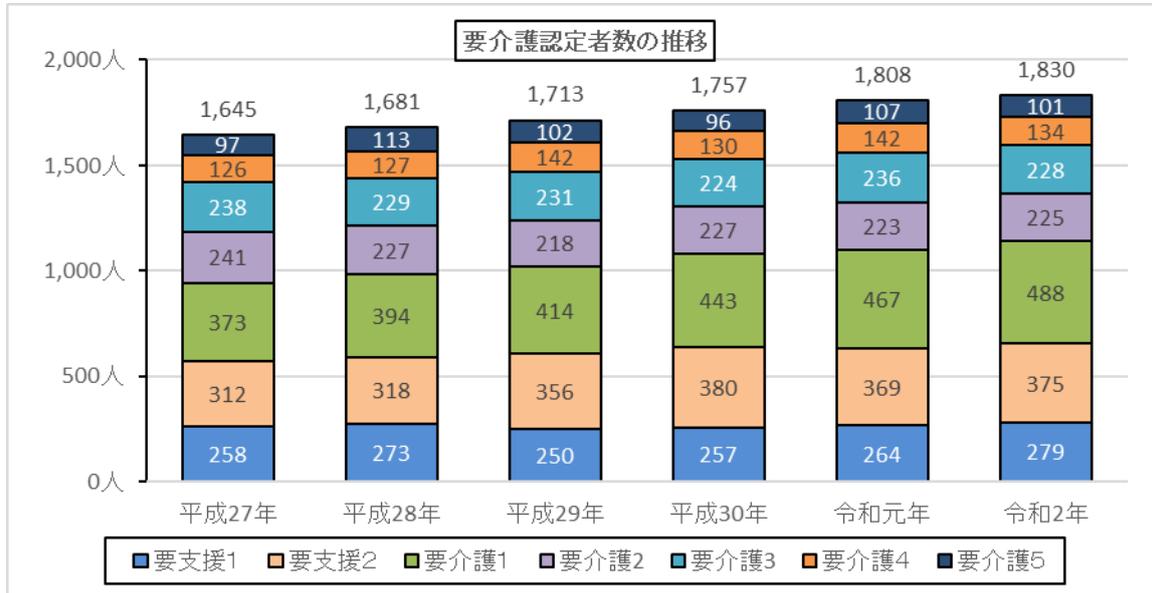


資料: 神崎市(令和2年9月30日現在)

(2) 要介護認定者数

要介護認定者数は、増加傾向となっており、令和2年には1,830人となっています。

要支援・要介護度別の推移では、要支援2、要介護1が増加傾向にあり、要介護2・3が若干の減少傾向にあるようです。

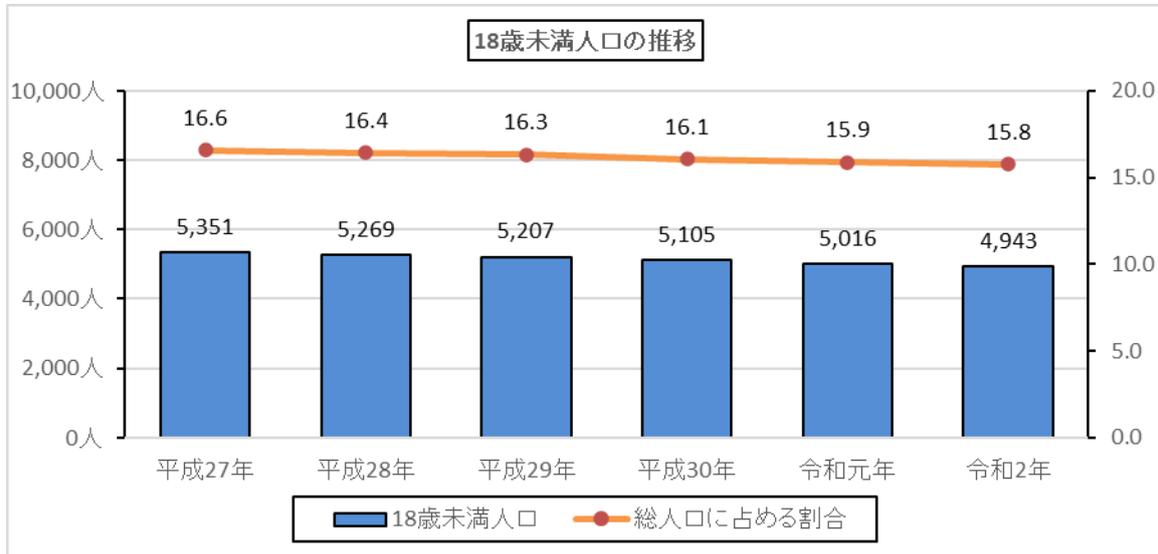


資料：神崎市(各年3月31日現在)

3 児童の状況

(1) 18歳未満人口

18歳未満人口は、平成27年の5,351人から、令和2年の4,943人と、減少傾向で推移しています。総人口に占める18歳未満人口の割合も年々減少傾向で推移しています。



資料：神崎市(令和2年9月30日現在)

(2) 児童のいる世帯構成

神崎市の親族世帯のうち核家族世帯、三世代世帯、その他の世帯に分類すると、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、全国・佐賀県と比べて低く、三世代世帯は高い水準にあります。

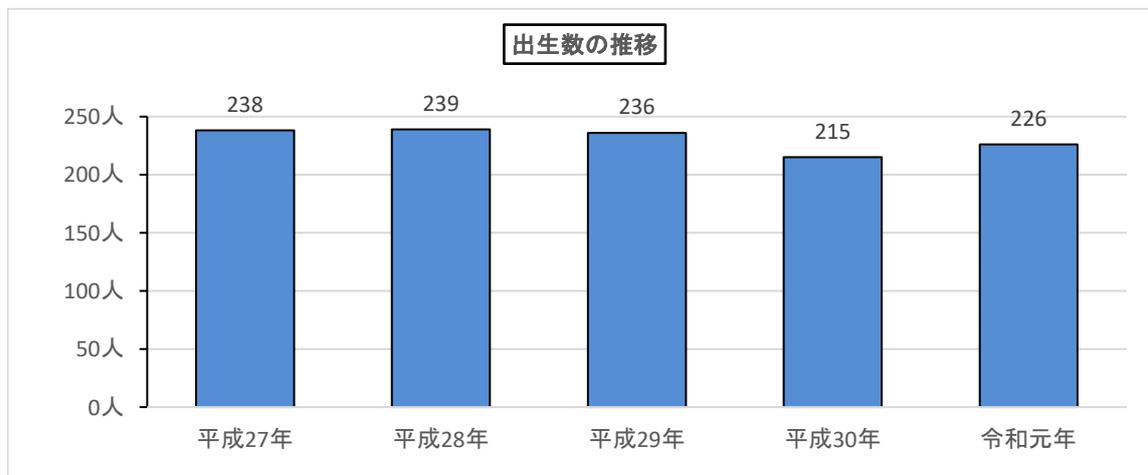
児童のいる世帯構成

	親族世帯数	18歳未満親族のいる一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯			
			神崎市		佐賀県	全国
			世帯数	割合	割合	割合
核家族世帯	6,203	1,815	786	68.1%	72.1%	86.6%
三世代世帯	1,318	826	303	26.3%	22.1%	10.0%
上記以外の世帯	857	209	65	5.6%	5.8%	3.4%
合計	8,378	2,850	1,154	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査(平成27年)

(3) 出生数の推移

出生数の状況は、平成 27 年度の 238 人から令和 2 年度の 226 人と、年度ごとの増減はあるものの、減少しています。



資料: 神崎市(各年 3 月末現在)

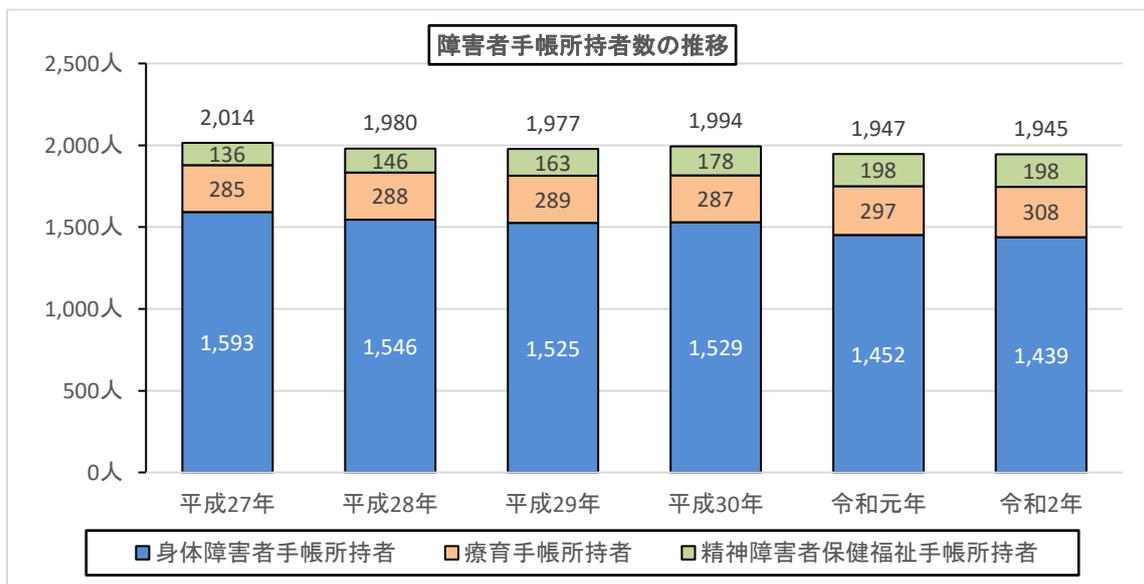
4 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

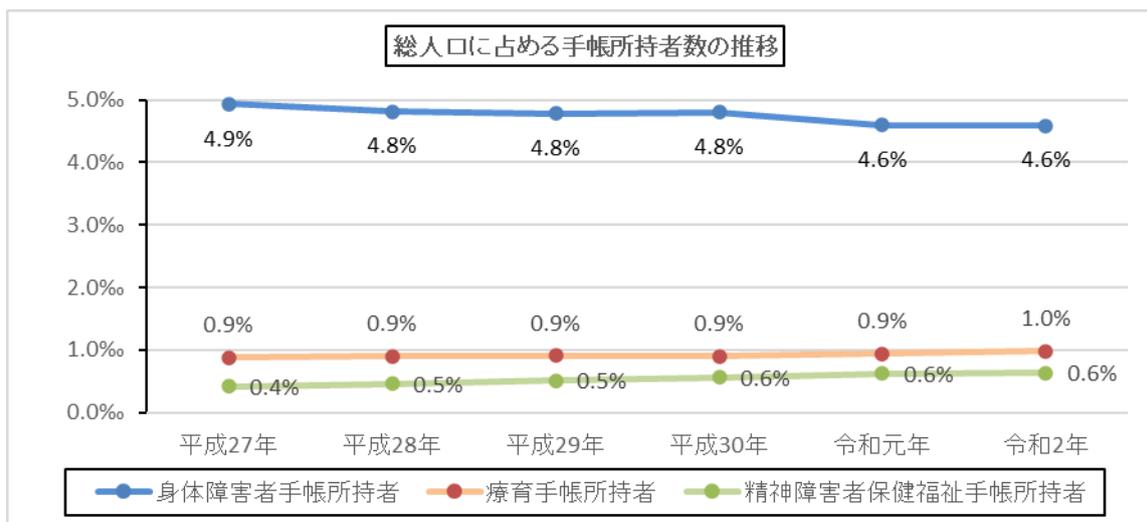
神埼市の障害者手帳所持者数は、平成27年の2,014人から、令和2年の1,945人と、減少傾向で推移しています。

障がいごとの手帳所持者数では、身体障害者手帳所持者が減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

また、総人口に占める手帳所持者の割合も、身体障害者手帳所持者のみ減少傾向にあり、令和2年では身体障害者手帳所持者4.6%、療育手帳所持者は1.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.6%となっています。



資料：神埼市(各年3月末現在)

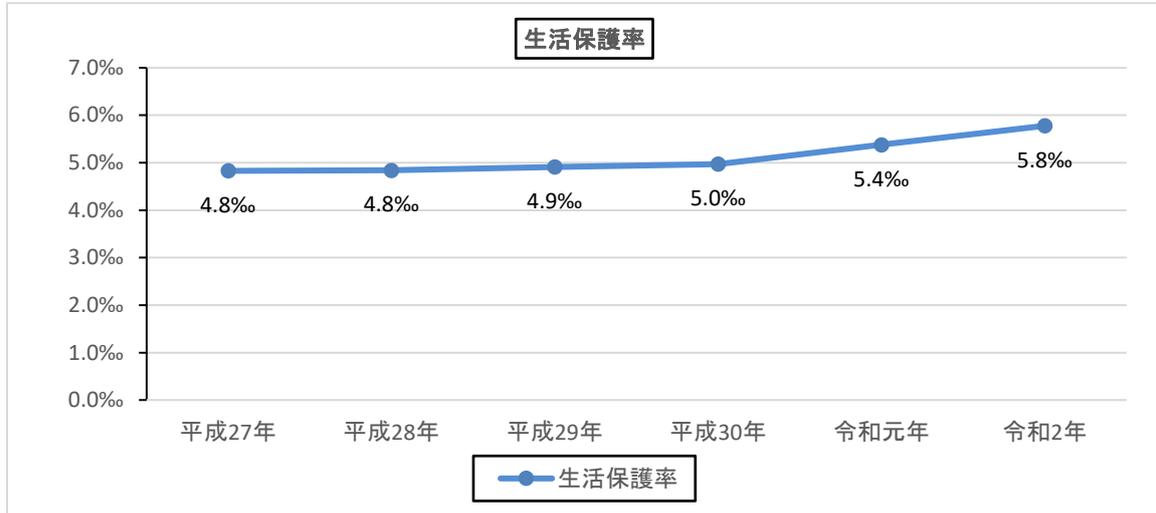


資料：神埼市(各年3月末現在)

5 支援が必要な人の状況

(1) 生活保護率

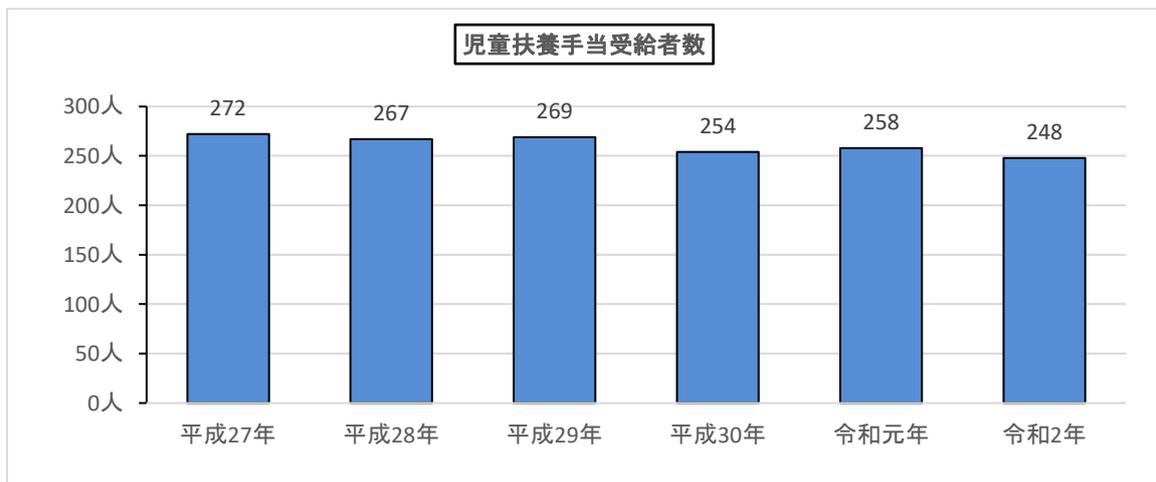
神埼市の生活保護率は、緩やかな増加傾向を示しており、令和2年では5.8‰となっています。



資料：神埼市(各年3月末現在)

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、平成27年の272人から、令和2年の248人と、減少傾向で推移しています。



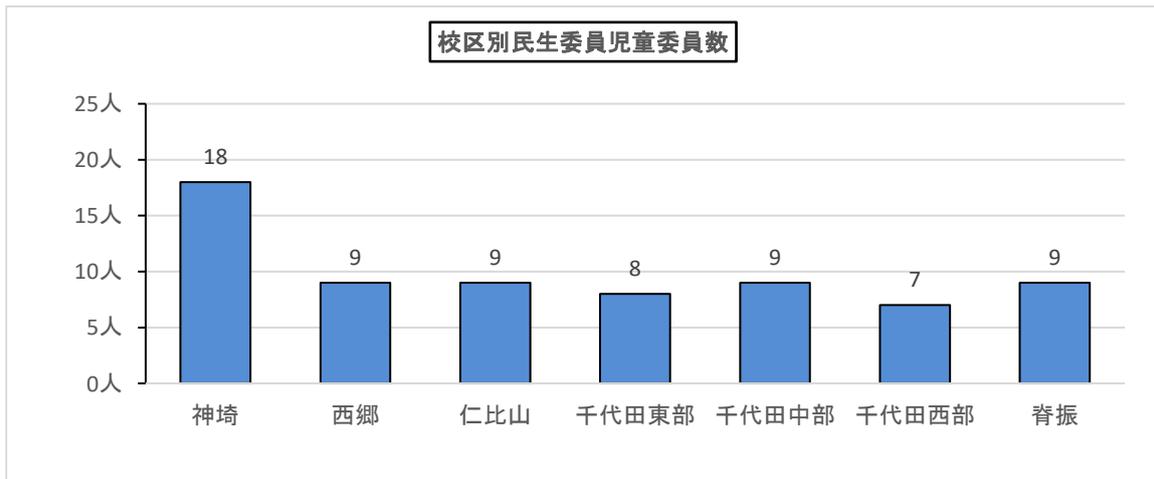
資料：神埼市(各年4月30日現在)

6 地域の福祉資源の状況

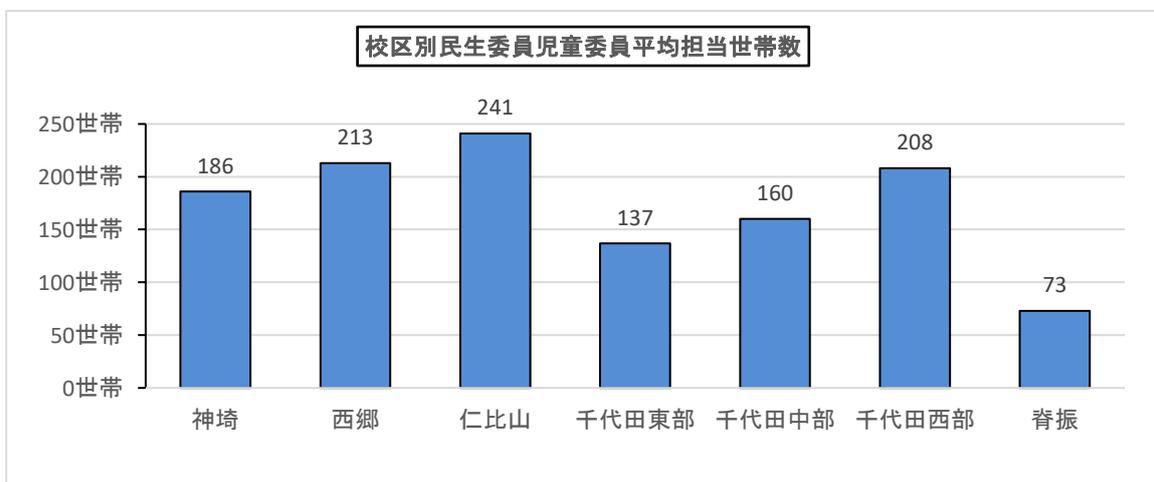
(1) 校区別民生委員児童委員

令和2年の校区別民生委員児童委員数は、神埼の18人が最も多く、千代田西部の7人が最も少なくなっています。

また、各校区の総世帯数を民生委員児童委員数で除算することにより、各校区における民生委員児童委員一人あたりの平均担当世帯数を算出いたしました。一人あたりの担当世帯数が最も多いのは、仁比山241世帯となっており、最も少ないのは脊振73世帯となっています。



資料：神崎市(令和2年9月30日現在)



資料：神崎市(令和2年9月30日現在)

7 アンケート調査から見た状況

(1) 調査概要

①調査目的

「第3期神崎市地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

②調査概要

- 調査対象者 神崎市にお住いの20歳以上の方の中から2,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和2年9月16日～30日

③回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
2,000	946	47.3%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表の”n=”は、各設問におけるサンプル数をあらわしています。

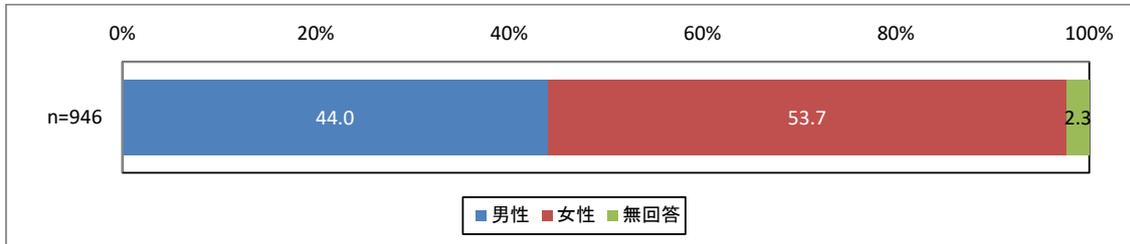
(2) アンケート調査結果

アンケート調査結果の中から、計画策定に重要と考えられる回答を抜粋し記載いたします。

①回答者の属性

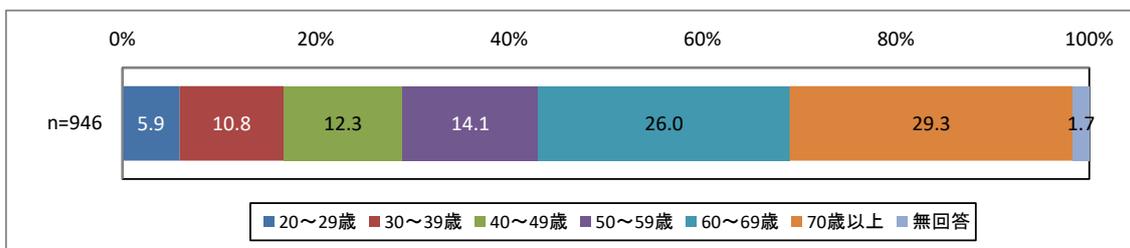
【性別】

「男性」が44.0%、「女性」が53.7%と、女性の回答者が若干多くなっています。



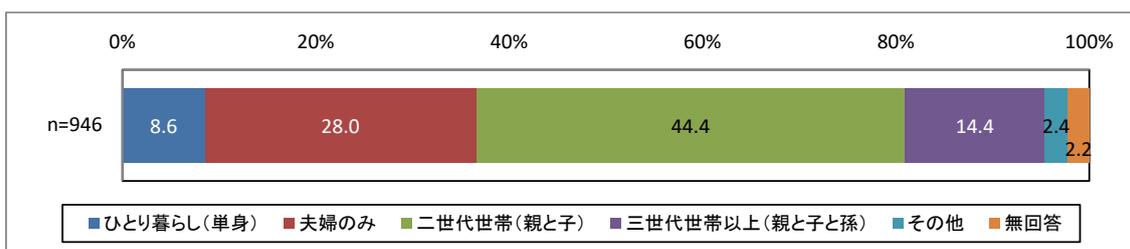
【回答者の年代】

「70歳以上」が29.3%で最も多く、次いで「60～69歳」26.0%、「50～59歳」14.1%の順となっています。



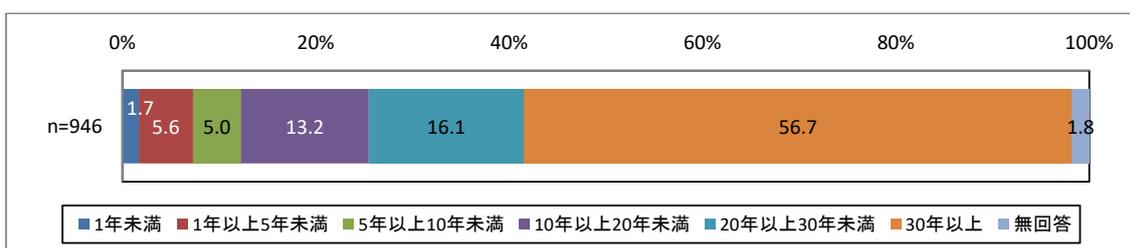
【家族構成】

「二世世代世帯（親と子）」が44.4%で最も多く、次いで「夫婦のみ」28.0%、「三世世代世帯以上（親と子と孫）」14.4%の順となっています。



【居住年数】

「30年以上」が56.7%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」16.1%、「10年以上20年未満」13.2%の順となっています。

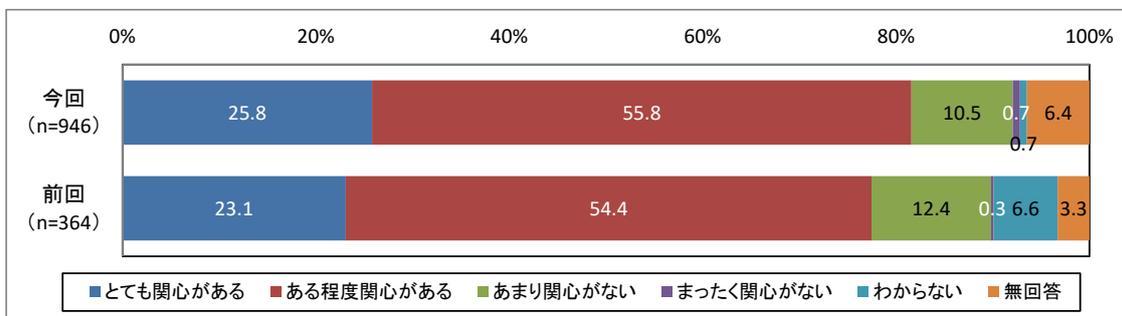


②「福祉」のことについて

【福祉への関心度】

「ある程度関心がある」が55.8%で最も多く、次いで「とても関心がある」25.8%、「あまり関心がない」10.5%の順となっています。

平成27年に実施した前回調査と今回調査を比較すると、「とても関心がある」「ある程度関心がある」が増加しています。



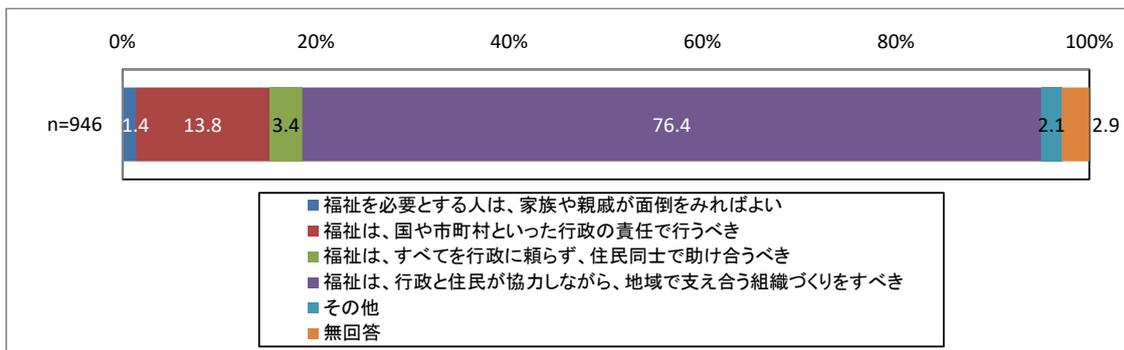
福祉への関心を年齢別でみると、「とても関心がある」で「70歳以上」、「ある程度関心がある」で「30～39歳」、「あまり関心がない」で「20～29歳」「40～49歳」が多くなっています。

属性	区分	全体	関心度					わからない	無回答
			とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない		
年齢	20～29歳	100.0	21.4	42.9	21.4	7.1	7.1	0.0	
		56	12	24	12	4	4	0	
	30～39歳	100.0	17.6	64.7	9.8	1.0	6.9	0.0	
		102	18	66	10	1	7	0	
	40～49歳	100.0	18.1	58.6	14.7	1.7	6.0	0.9	
		116	21	68	17	2	7	1	
	50～59歳	100.0	24.1	60.9	11.3	0.0	3.8	0.0	
		133	32	81	15	0	5	0	
	60～69歳	100.0	27.6	56.9	11.0	0.0	3.3	1.2	
		246	68	140	27	0	8	3	
70歳以上	100.0	33.6	53.4	6.5	0.0	4.3	2.2		
	277	93	148	18	0	12	6		
無回答	100.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	93.8		
	16	0	1	0	0	0	15		

※ ……全体と比較して割合が多いもの

【福祉のあり方】

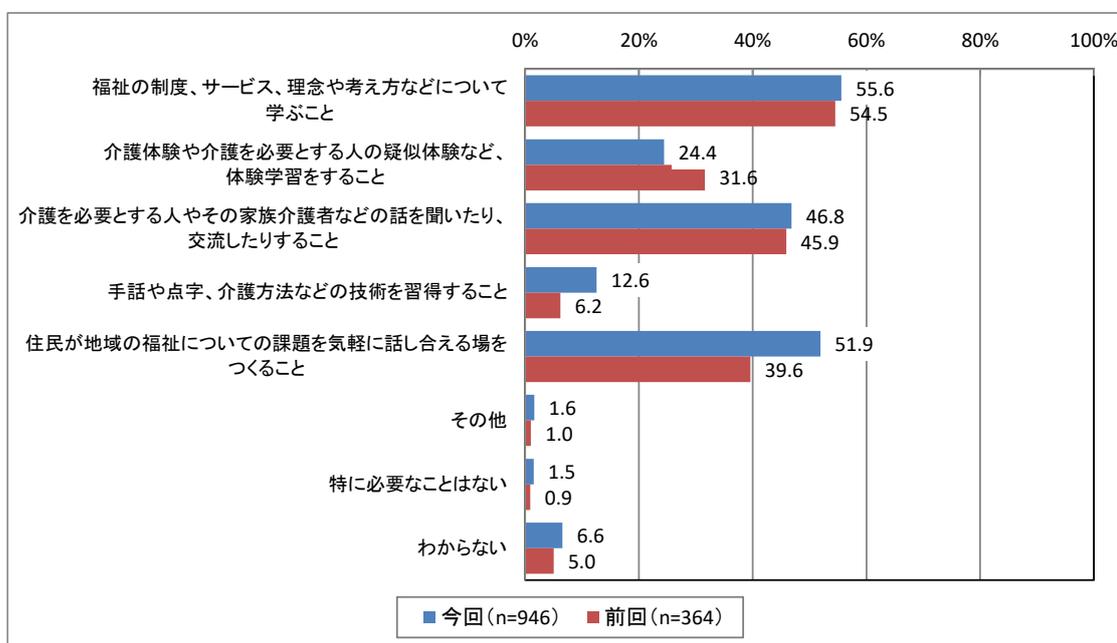
「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合う組織づくりをすべき」が76.4%で最も多く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」13.8%、「福祉は、すべてを行政に頼らず、住民同士で助け合うべき」3.4%の順となっています。



【福祉についての理解を深めるために必要な機会（複数回答）】

「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が55.6%で最も多く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」51.9%、「介護を必要とする人やその家族介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」46.8%の順となっています。

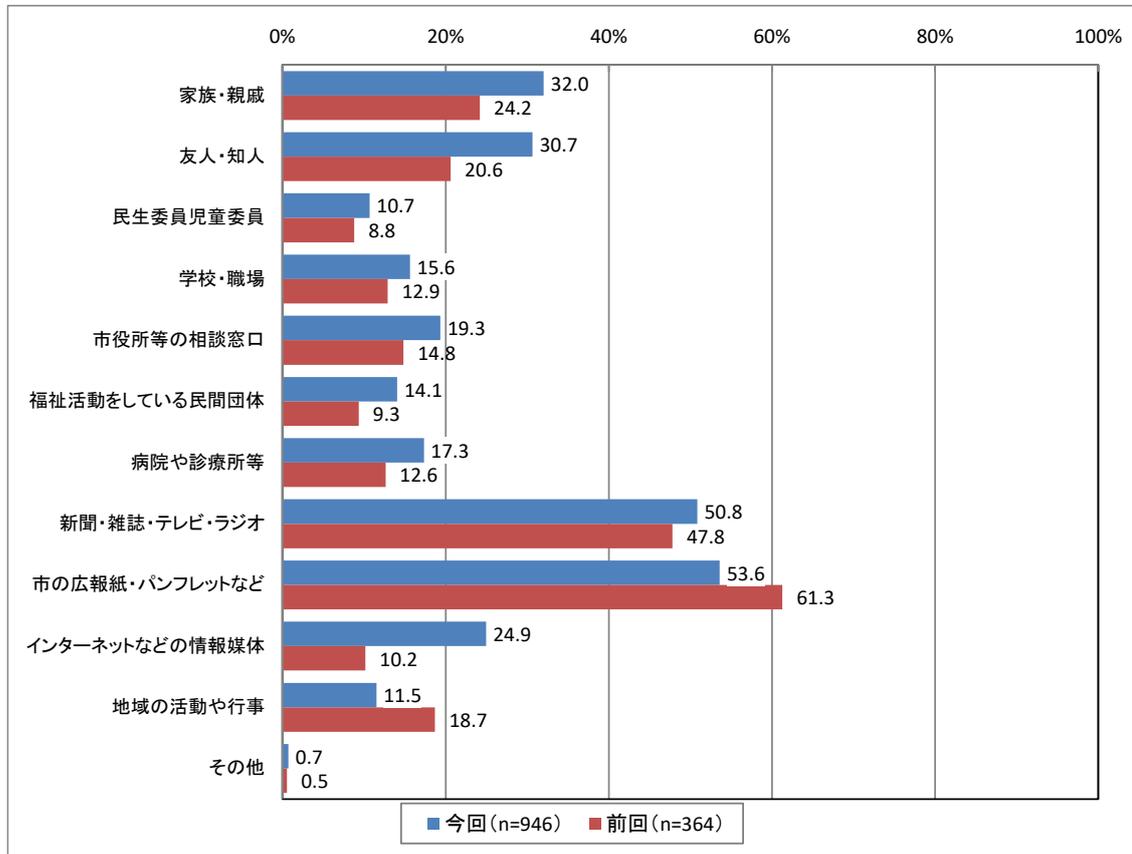
前回調査と今回調査を比較すると、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」「手話や点字、介護方法などの技術を習得すること」などが増加し、「介護体験や介護を必要とする人の疑似体験など、体験学習をすること」が減少しています。



【福祉に関する情報の入手先（複数回答）】

「市の広報紙・パンフレットなど」が53.6%で最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」50.8%、「家族・親戚」32.0%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「インターネットなどの情報媒体」「友人・知人」などが増加し、「市の広報紙・パンフレットなど」「地域の活動や行事」が減少しています。



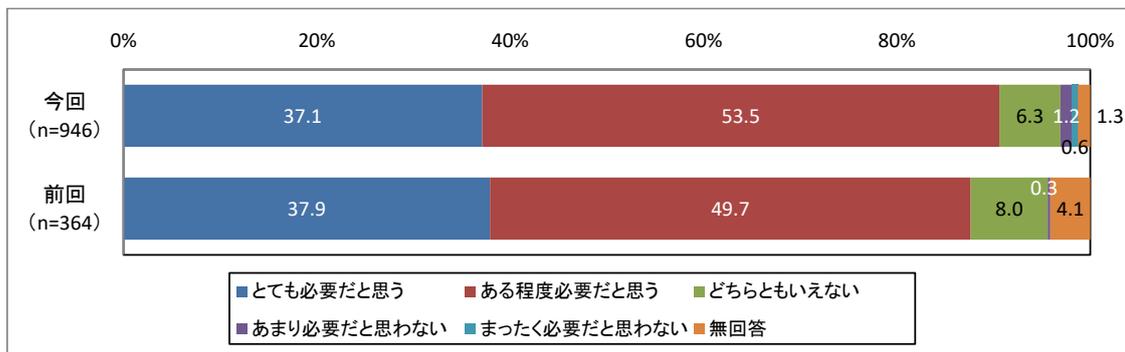
福祉に関する情報の入手先を年齢別でみると、「民生委員児童委員」で「60歳以上」、「市の広報紙・パンフレットなど」で「60～69歳」、「インターネットなどの情報媒体」で「20～39歳」が多くなっています。

属性	区分	全体	入手先												
			家族・親戚	友人・知人	民生委員児童委員	学校・職場	市役所等の相談窓口	福祉活動をしている民間団体	病院や診療所等	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	市の広報紙・パンフレットなど	福祉活動をしている民間団体	インターネットなどの情報媒体	地域の活動や行事	その他
年齢	20～29歳	100.0	44.6	19.6	1.8	35.7	8.9	3.6	10.7	37.5	42.9	1.8	39.3	5.4	0.0
		56	25	11	1	20	5	2	6	21	24	1	22	3	0
	30～39歳	100.0	51.0	25.5	2.9	33.3	15.7	8.8	17.6	37.3	40.2	3.9	50.0	6.9	1.0
		102	52	26	3	34	16	9	18	38	41	4	51	7	1
	40～49歳	100.0	37.9	34.5	0.9	24.1	14.7	8.6	19.0	38.8	50.0	4.3	37.9	6.0	0.0
		116	44	40	1	28	17	10	22	45	58	5	44	7	0
	50～59歳	100.0	27.8	33.1	6.8	24.1	21.8	12.8	23.3	45.1	48.1	6.0	36.1	8.3	0.8
	133	37	44	9	32	29	17	31	60	64	8	48	11	1	
60～69歳	100.0	24.4	30.5	13.8	11.0	24.8	11.0	17.5	58.5	62.2	4.1	21.1	11.0	0.8	
	246	60	75	34	27	61	27	43	144	153	10	52	27	2	
70歳以上	100.0	27.4	31.4	18.8	1.4	19.1	10.5	15.5	59.6	56.7	4.0	6.5	18.4	1.1	
	277	76	87	52	4	53	29	43	165	157	11	18	51	3	

【生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性】

「ある程度必要だと思う」が53.5%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」37.1%、「どちらともいえない」6.3%の順となっています。

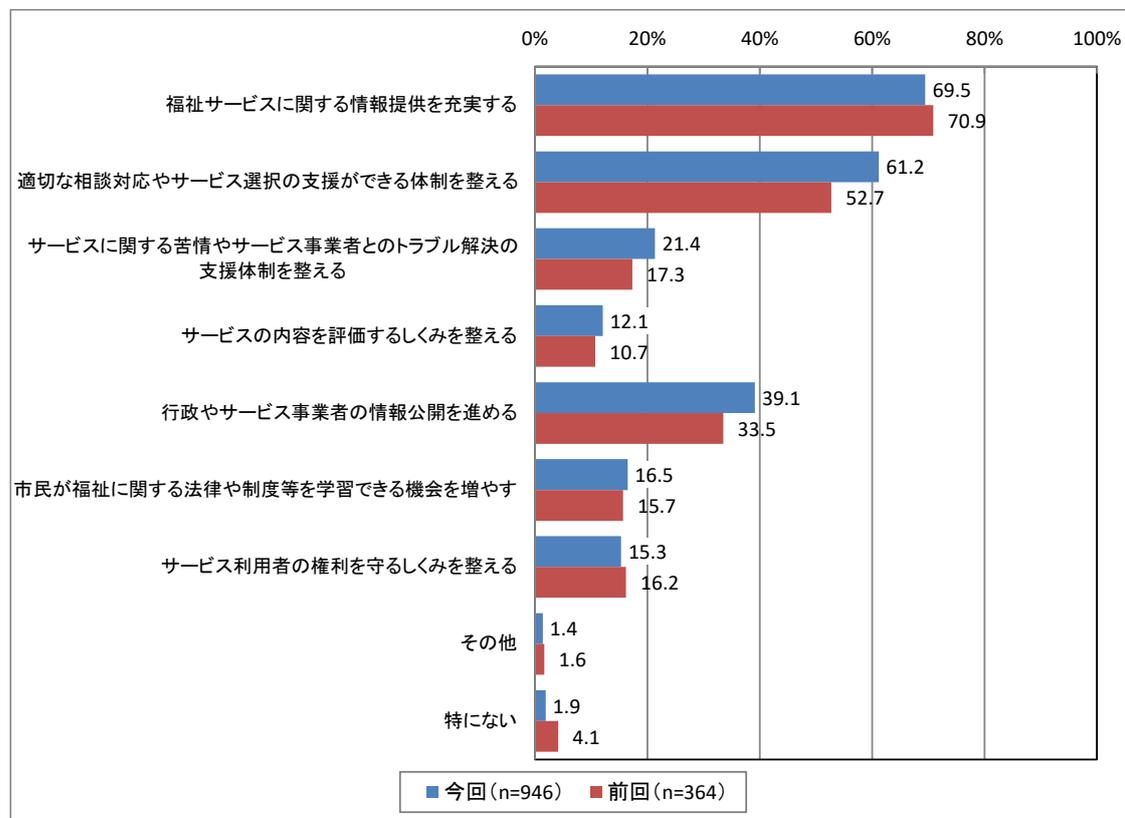
前回調査と今回調査を比較すると、「ある程度必要だと思う」が増加しています。



【安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこと（複数回答）】

「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が69.5%で最も多く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」61.2%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」39.1%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」「行政やサービス事業者の情報公開を進める」「サービスに関する苦情やサービス事業者とのトラブル解決の支援体制を整える」などが増加しています。

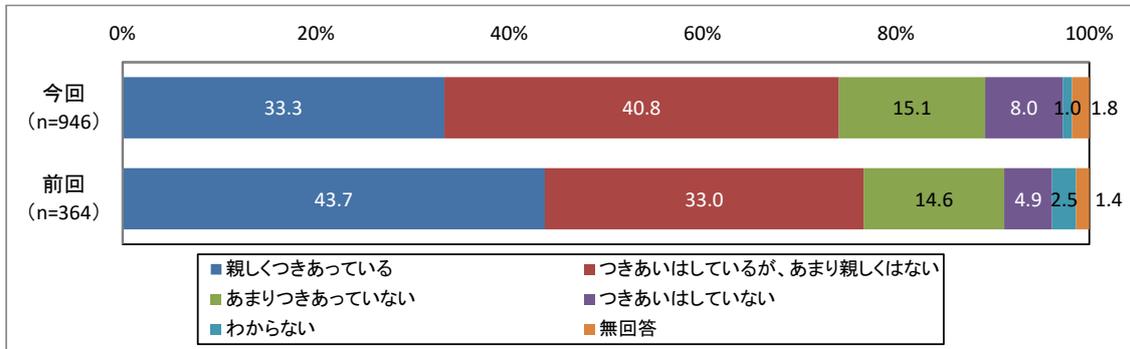


③地域での生活について

【近所づきあいの状況】

「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が40.8%で最も多く、次いで「親しくつきあっている」33.3%、「あまりつきあっていない」15.1%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が増加し、「親しくつきあっている」が減少しています。



近所づきあいの状況を年齢別で見ると、「親しくつきあっている」で年齢が高くなるほど多くなる傾向にあり、「つきあいはしていない」で年齢が低くなるほど多くなる傾向にあります。

居住年数では、「親しくつきあっている」は居住年数が長くなるほど多くなる傾向にあり、「つきあいはしていない」は居住年数が短くなるほど少なくなる傾向にあります。

属性	区分	全体	つきあいの状況				わからない	無回答
			親しくつきあっている	つきあいはしているが、あまり親しくはない	あまりつきあっていない	つきあいはしていない		
年齢	20~29歳	100.0 56	17.9 10	28.6 16	19.6 11	33.9 19	0.0 0	0.0 0
	30~39歳	100.0 102	14.7 15	25.5 26	33.3 34	21.6 22	2.0 2	2.9 3
	40~49歳	100.0 116	19.8 23	47.4 55	19.8 23	8.6 10	1.7 2	2.6 3
	50~59歳	100.0 133	29.3 39	45.9 61	17.3 23	6.8 9	0.8 1	0.0 0
	60~69歳	100.0 246	39.4 97	46.7 115	10.2 25	1.6 4	0.8 2	1.2 3
	70歳以上	100.0 277	45.1 125	39.0 108	9.4 26	3.6 10	0.7 2	2.2 6

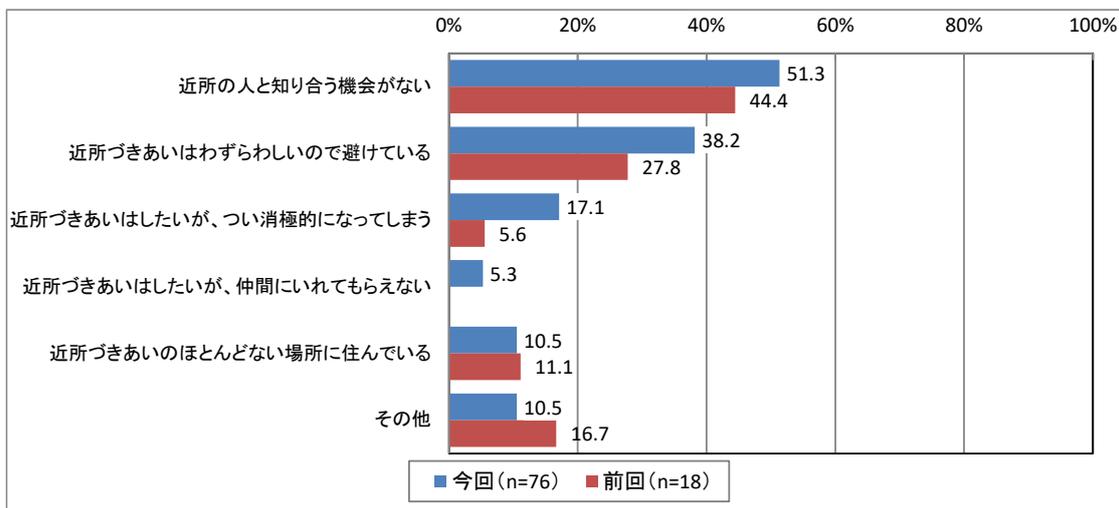
属性	区分	全体	つきあいの状況				わからない	無回答
			親しくつきあっている	つきあいはしているが、あまり親しくはない	あまりつきあっていない	つきあいはしていない		
居住年数	1年未満	100.0 16	12.5 2	18.8 3	12.5 2	50.0 8	0.0 0	6.3 1
	1年以上5年未満	100.0 53	3.8 2	30.2 16	34.0 18	26.4 14	1.9 1	3.8 2
	5年以上10年未満	100.0 47	17.0 8	34.0 16	25.5 12	23.4 11	0.0 0	0.0 0
	10年以上20年未満	100.0 125	23.2 29	43.2 54	20.8 26	10.4 13	0.0 0	2.4 3
	20年以上30年未満	100.0 152	28.9 44	44.1 67	18.4 28	7.9 12	0.0 0	0.7 1
	30年以上	100.0 536	41.8 224	42.0 225	10.4 56	3.0 16	1.5 8	1.3 7
	無回答	100.0 17	35.3 6	29.4 5	5.9 1	11.8 2	0.0 0	17.6 3

【近所づきあいが無い理由（複数回答）】

「近所づきあいの状況」で「つきあいはしていない」と回答した方

「近所の人と知り合う機会がない」が51.3%で最も多く、次いで「近所づきあいはわずらわしいので避けている」38.2%、「近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう」17.1%の順となっています。

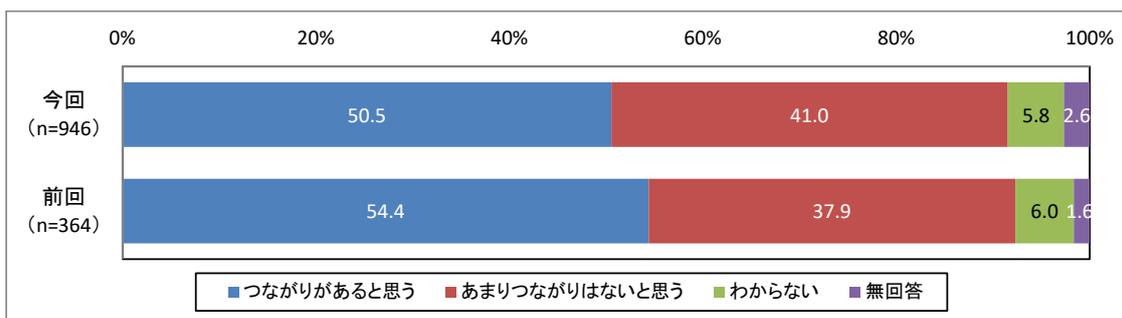
前回調査と今回調査を比較すると、「近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう」「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が増加し、「近所づきあいのほとんどない場所に住んでいる」が減少しています。



【地域のつながりの有無】

「つながりがあると思う」が50.5%で最も多く、次いで「あまりつながりはないと思う」41.0%、「わからない」5.8%の順となっています。

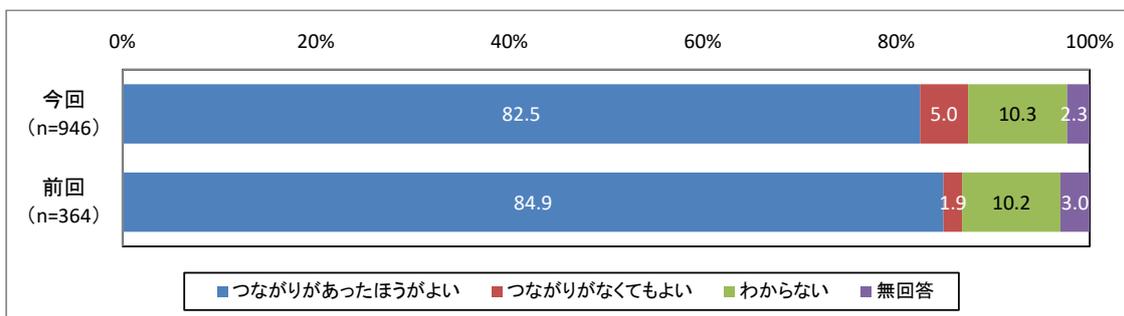
前回調査と今回調査を比較すると、「つながりがあると思う」が減少し、「あまりつながりはないと思う」が増加しています。



【地域のつながりの必要性】

「つながりがあったほうがよい」が82.5%で最も多く、次いで「わからない」10.3%、「つながりがなくてもよい」5.0%の順となっています。

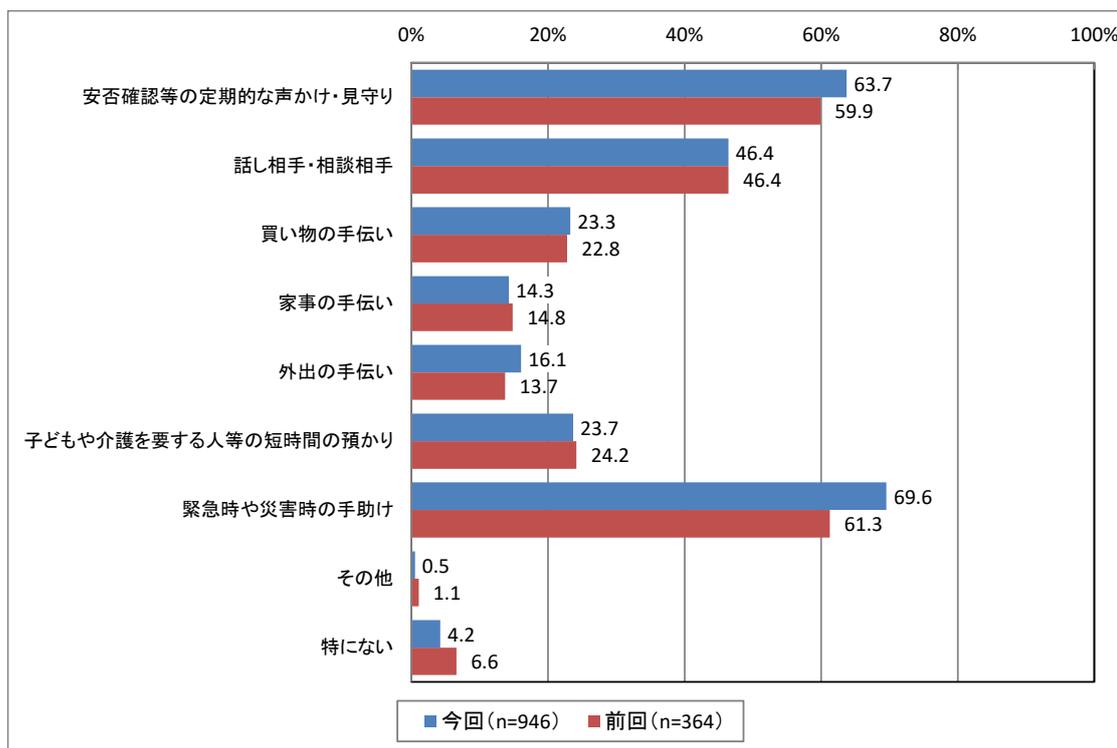
前回調査と今回調査を比較すると、「つながりがあったほうがよい」が若干減少し、「つながりがなくてもよい」が増加しています。



【支援してほしいこと（複数回答）】

日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援では、「緊急時や災害時の手助け」が69.6%で最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」63.7%、「話し相手・相談相手」46.4%の順となっています。

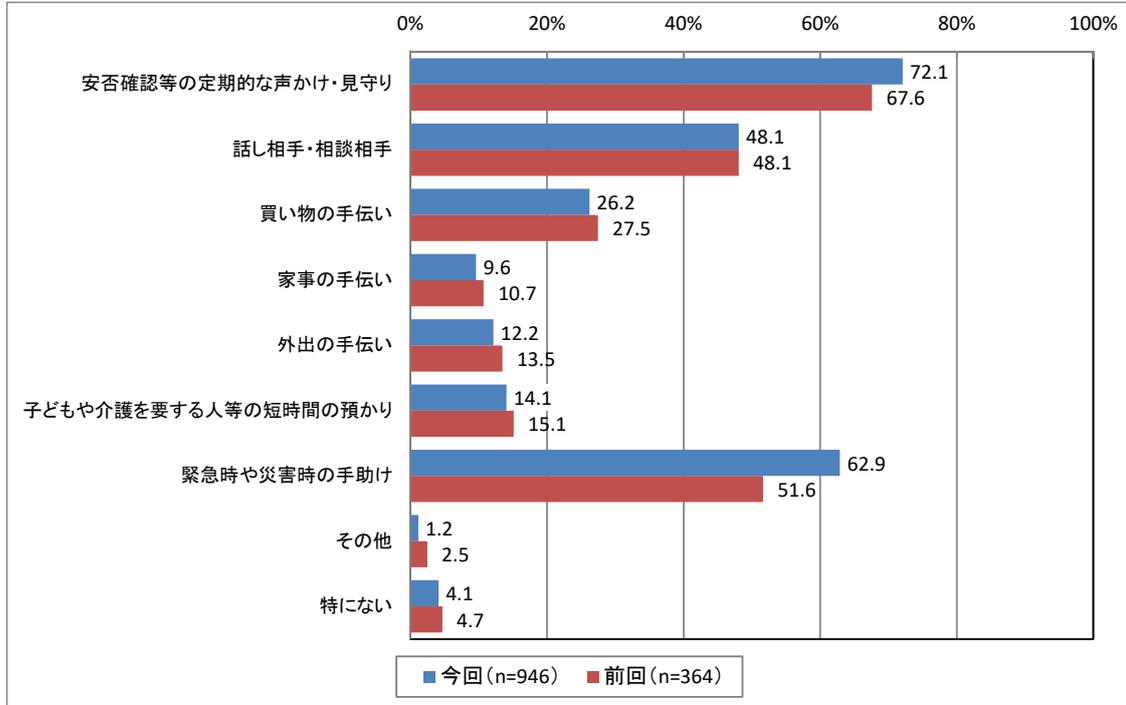
前回調査と今回調査を比較すると、「緊急時や災害時の手助け」「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」「外出の手伝い」などが増加しています。



【支援できること（複数回答）】

日常生活上困っている人がいた場合、どのような支援ができるかでは、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が72.1%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の手助け」62.9%、「話し相手・相談相手」48.1%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「緊急時や災害時の手助け」「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が増加しています。

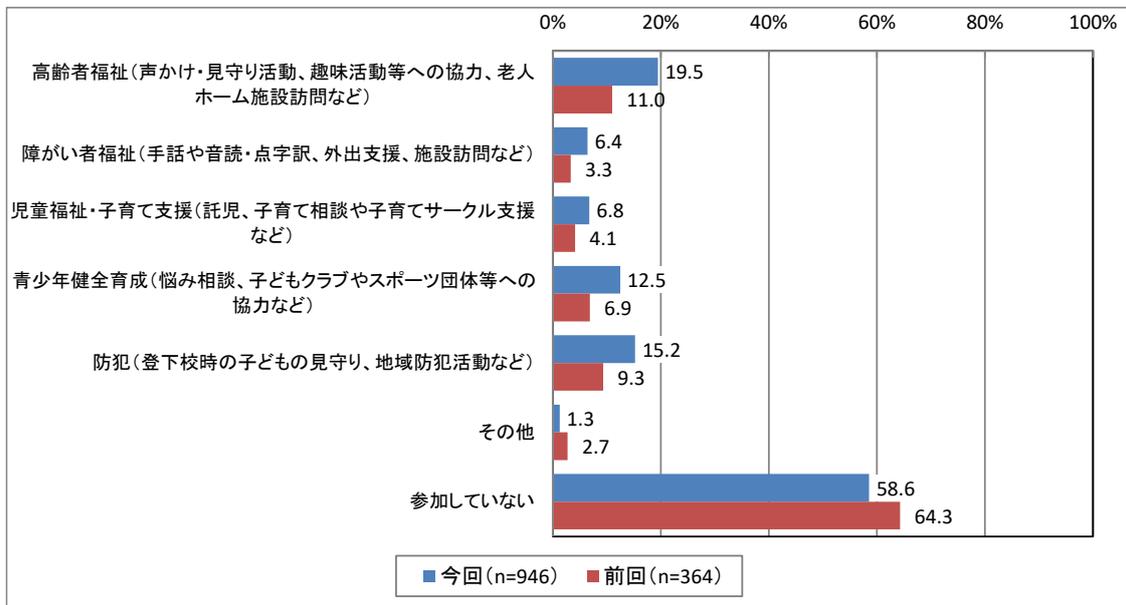


④地域活動や福祉に関するボランティア活動について

【地域活動等への参加状況（複数回答）】

ボランティアやNPO活動、地域活動等への参加状況（参加している活動）では、「参加していない」が58.6%で最も多く、次いで「高齢者福祉」19.5%、「防犯」15.2%の順となっています。

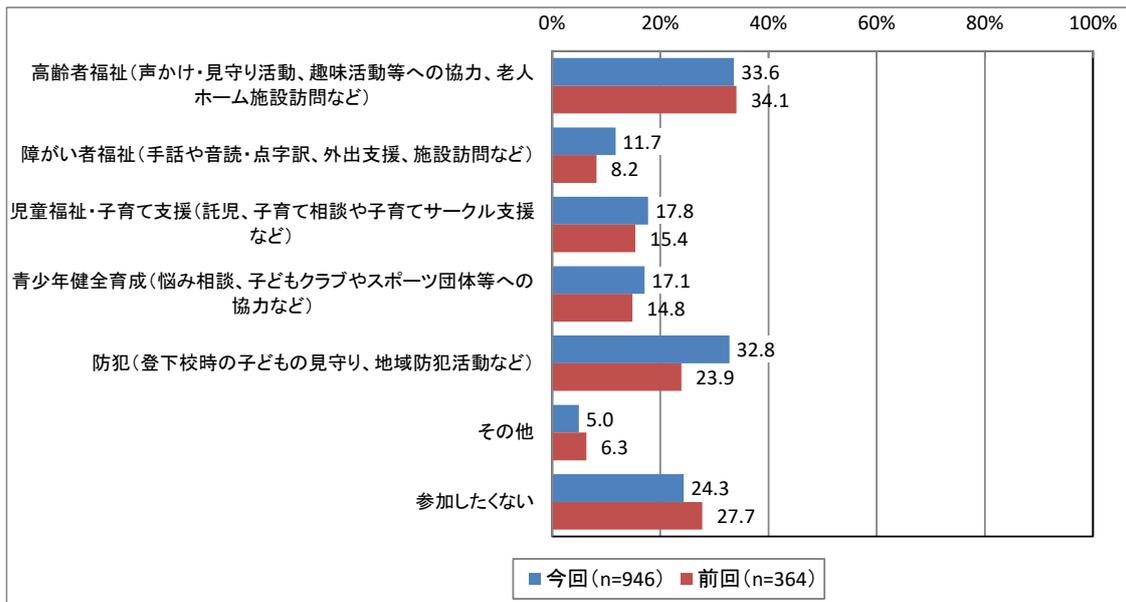
前回調査と今回調査を比較すると、「参加していない」が減少し、その他全ての項目の回答が増加しています。



【地域活動等への参加意向（複数回答）】

ボランティアやNPO活動、地域活動等への参加意向では、「高齢者福祉」が33.6%で最も多く、次いで「防犯」32.8%、「参加したくない」24.3%の順となっています。

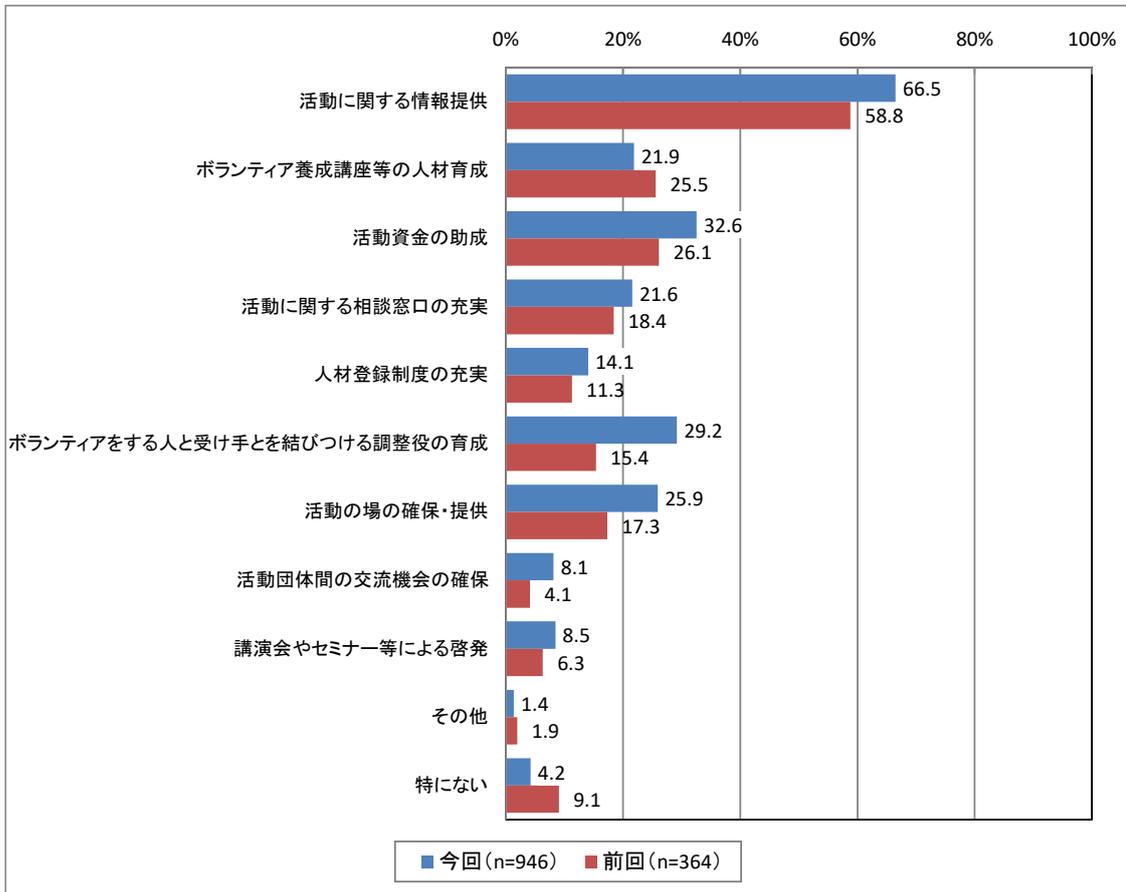
前回調査と今回調査を比較すると、「参加したくない」が減少し、「防犯」が増加しています。



【ボランティア活動等のために必要な市の取り組み（複数回答）】

福祉に関わるボランティア活動等を盛んにするために必要な市の取り組みでは、「活動に関する情報提供」が66.5%で最も多く、次いで「活動資金の助成」32.6%、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」29.2%の順となっています。

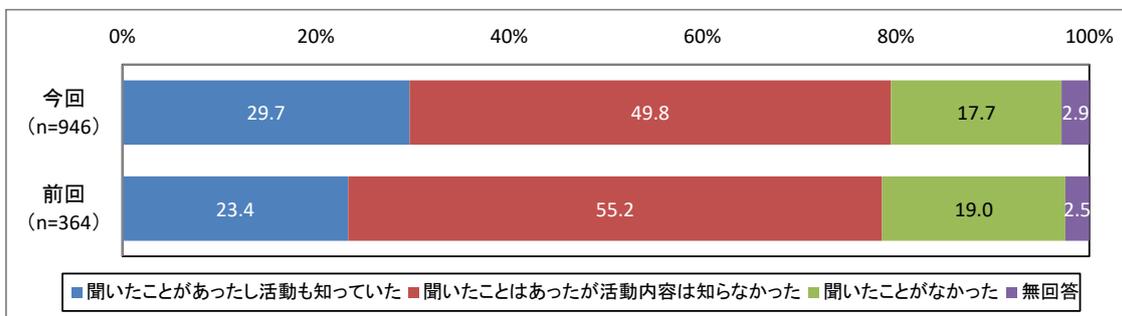
前回調査と今回調査を比較すると、「特にない」「ボランティア養成講座等の人材育成」が減少し、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」「活動の場の確保・提供」「活動に関する情報提供」が増加しています。



【社会福祉協議会の認知度】

「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が49.8%で最も多く、次いで「聞いたことがあったし活動も知っていた」29.7%、「聞いたことがなかった」17.7%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「聞いたことがあったし活動も知っていた」が増加し、「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」が減少しています。

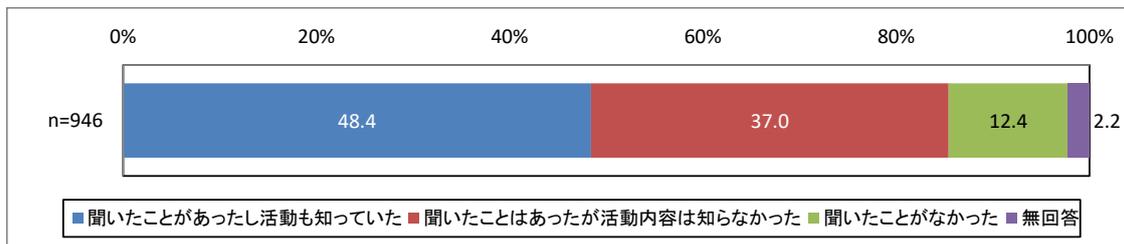


「社会福祉協議会」の活動内容を年齢別で見ると「聞いたことがあったし活動も知っていた」は年齢が高くなるほど多くなっています。

属性	区分	全体	聞いたことがあったし活動も知っていた	聞いたことはあったが活動内容は知らなかった	聞いたことがなかった	無回答
年齢	20～29歳	100.0	10.7	37.5	50.0	1.8
		56	6	21	28	1
	30～39歳	100.0	21.6	48.0	29.4	1.0
		102	22	49	30	1
	40～49歳	100.0	22.4	44.0	31.0	2.6
		116	26	51	36	3
	50～59歳	100.0	29.3	52.6	16.5	1.5
	133	39	70	22	2	
60～69歳	100.0	34.6	52.0	11.4	2.0	
	246	85	128	28	5	
70歳以上	100.0	35.7	52.0	7.6	4.7	
	277	99	144	21	13	

【民生委員児童委員の認知度】

「聞いたことがあったし活動も知っていた」が48.4%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが活動内容は知らなかった」37.0%、「聞いたことがなかった」12.4%の順となっています。

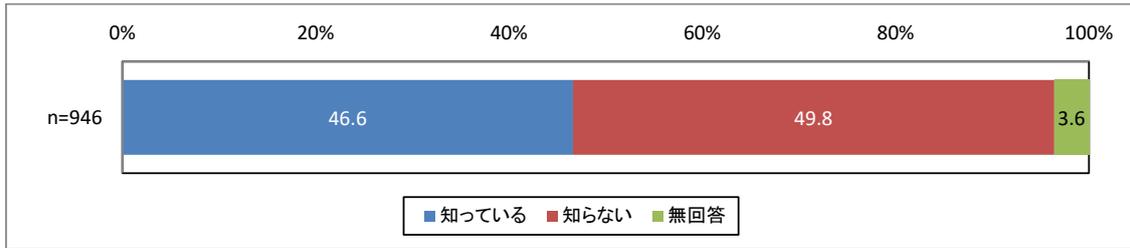


民生委員児童委員の認知度を年齢別でみると「聞いたことがあったし活動も知っていた」では、年代が高くなるほど多くなり、「聞いたことがなかった」では、年代が若くなるほど多くなっています。

属性	区分	全体	聞いたことがあったし活動も知っていた	聞いたことはあったが活動内容は知らなかった	聞いたことがなかった	無回答
年齢	20～29歳	100.0	10.7	33.9	53.6	1.8
		56	6	19	30	1
	30～39歳	100.0	36.3	38.2	25.5	0.0
		102	37	39	26	0
	40～49歳	100.0	41.4	36.2	20.7	1.7
		116	48	42	24	2
	50～59歳	100.0	48.9	42.1	7.5	1.5
133		65	56	10	2	
60～69歳	100.0	51.6	41.1	6.5	0.8	
	246	127	101	16	2	
70歳以上	100.0	60.3	31.8	3.6	4.3	
	277	167	88	10	12	

【住んでいる地域を担当する民生委員児童委員の認知度】

「知っている」が46.6%、「知らない」が49.8%となっています。



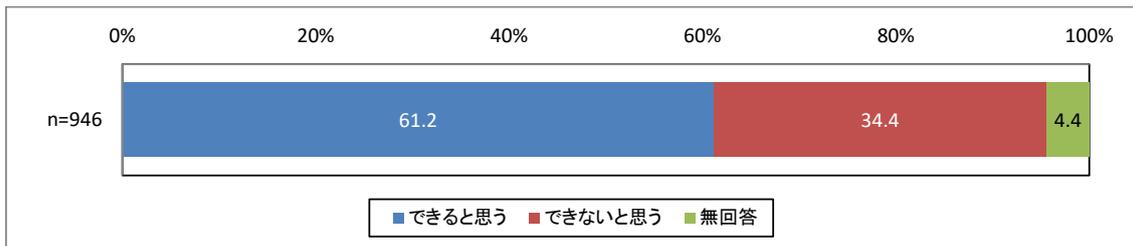
住んでいる地域を担当する民生委員児童委員に関して年齢別でみると、「知っている」では、年代が高くなるほど多くなり、「知らない」では、年代が若くなるほど多くなっており、「20歳代」では、9割以上が担当を知らないという結果になりました。

属性	区分	全体	認知度		
			知っている	知らない	無回答
年齢	20～29歳	100.0	5.4	91.1	3.6
		56	3	51	2
	30～39歳	100.0	14.7	84.3	1.0
		102	15	86	1
	40～49歳	100.0	31.0	67.2	1.7
		116	36	78	2
	50～59歳	100.0	28.6	67.7	3.8
	133	38	90	5	
60～69歳	100.0	59.3	39.0	1.6	
	246	146	96	4	
70歳以上	100.0	70.4	23.1	6.5	
	277	195	64	18	

⑤災害時の避難について

【災害時の避難】

「できると思う」が61.2%、「できないと思う」が34.4%となっています。

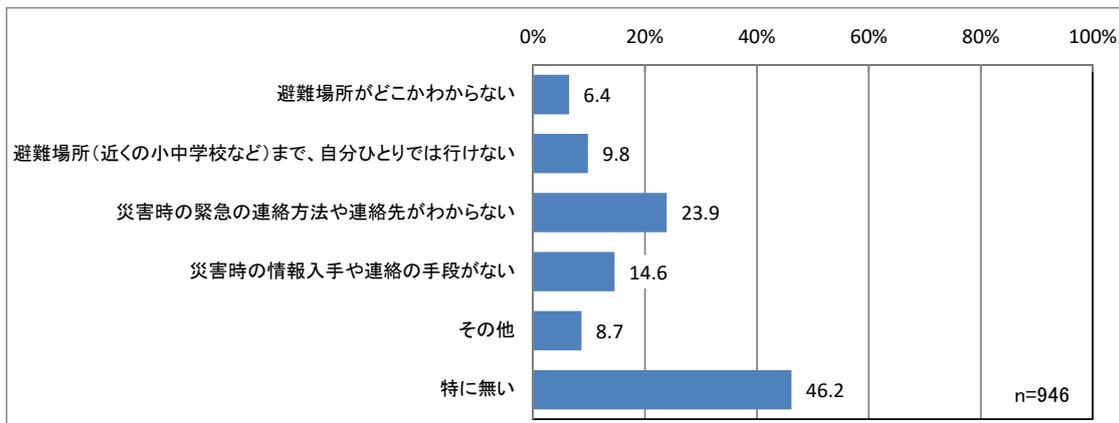


災害時の避難を性別で見ると、「できないと思う」で女性が多くなっています。
年齢別では「できないと思う」で「20～39歳」が4割以上と多くなっています。

属性	区分	全体	できると思う	できないと思う	無回答
性別	男性	416	68.3	27.6	4.1
	女性	508	55.1	40.4	4.5
年齢	20～29歳	56	55.4	41.1	3.6
	30～39歳	102	53.9	46.1	0.0
	40～49歳	116	56.9	38.8	4.3
	50～59歳	133	60.2	36.1	3.8
	60～69歳	246	64.6	31.7	3.7
	70歳以上	277	63.5	29.6	6.9
	全体	946	61.2	34.4	4.4

【災害時に困ること（複数回答）】

地震や台風などの災害発生時に困ることでは、「特に無い」が46.2%で最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」23.9%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」14.6%の順となっています。



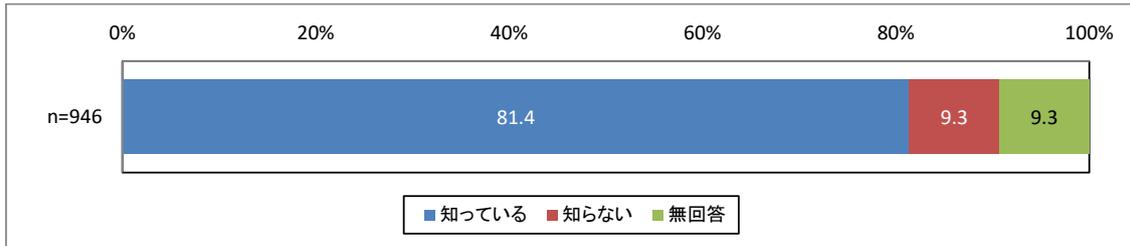
災害時に困ることを性別で見ると、「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分ひとりでは行けない」で女性が多くなっています。

年齢別では「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」で「20歳代」が約3割と多くなっています。

属性	区分	全体	困ること						
			避難場所がどこかわからない	避難場所(近くの小中学校など)まで、自分ひとりでは行けない	災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない	災害時の情報入手や連絡の手段がない	その他	特に無い	
性別	男性	100.0 416	7.2 30	6.7 28	24.3 101	15.1 63	5.8 24	50.0 208	
	女性	100.0 508	6.1 31	12.2 62	24.0 122	14.2 72	11.2 57	42.9 218	
年齢	20~29歳	100.0 56	19.6 11	1.8 1	33.9 19	10.7 6	1.8 1	44.6 25	
	30~39歳	100.0 102	11.8 12	6.9 7	23.5 24	11.8 12	16.7 17	50.0 51	
	40~49歳	100.0 116	5.2 6	5.2 6	19.0 22	8.6 10	10.3 12	54.3 63	
	50~59歳	100.0 133	6.8 9	3.8 5	24.8 33	10.5 14	12.8 17	49.6 66	
	60~69歳	100.0 246	2.8 7	9.8 24	27.6 68	14.2 35	6.9 17	44.3 109	
	70歳以上	100.0 277	5.8 16	17.7 49	20.6 57	21.3 59	6.1 17	41.2 114	

【災害時の地区の避難場所】

「知っている」が81.4%、「知らない」が9.3%となっています。



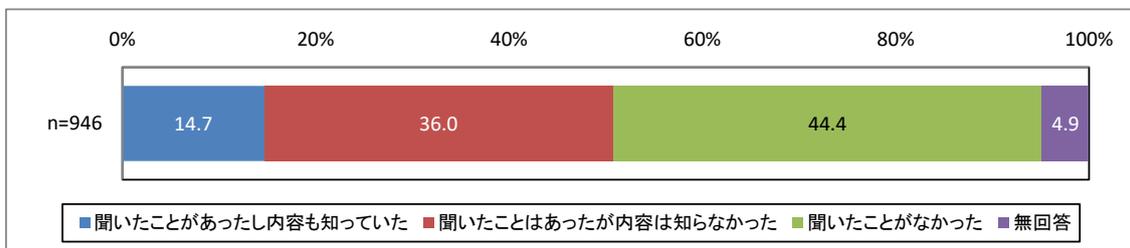
災害時の地区の避難場所を年齢別でみると、「知らない」は年代が若くなるほど多くなる傾向にあります。

属性	区分	全体	知っている	知らない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 56	80.4 45	19.6 11	0.0 0
	30～39歳	100.0 102	81.4 83	15.7 16	2.9 3
	40～49歳	100.0 116	82.8 96	11.2 13	6.0 7
	50～59歳	100.0 133	83.5 111	9.0 12	7.5 10
	60～69歳	100.0 246	86.2 212	3.3 8	10.6 26
	70歳以上	100.0 277	76.5 212	9.7 27	13.7 38
	全体	100.0	81.4	9.3	9.3

◎生活困窮者の自立支援について

【生活困窮者支援の認知度】

生活自立支援センターの行う生活困窮者支援の認知度では「聞いたことがなかった」が44.4%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」36.0%、「聞いたことがあったし内容も知っていた」14.7%の順となっています。

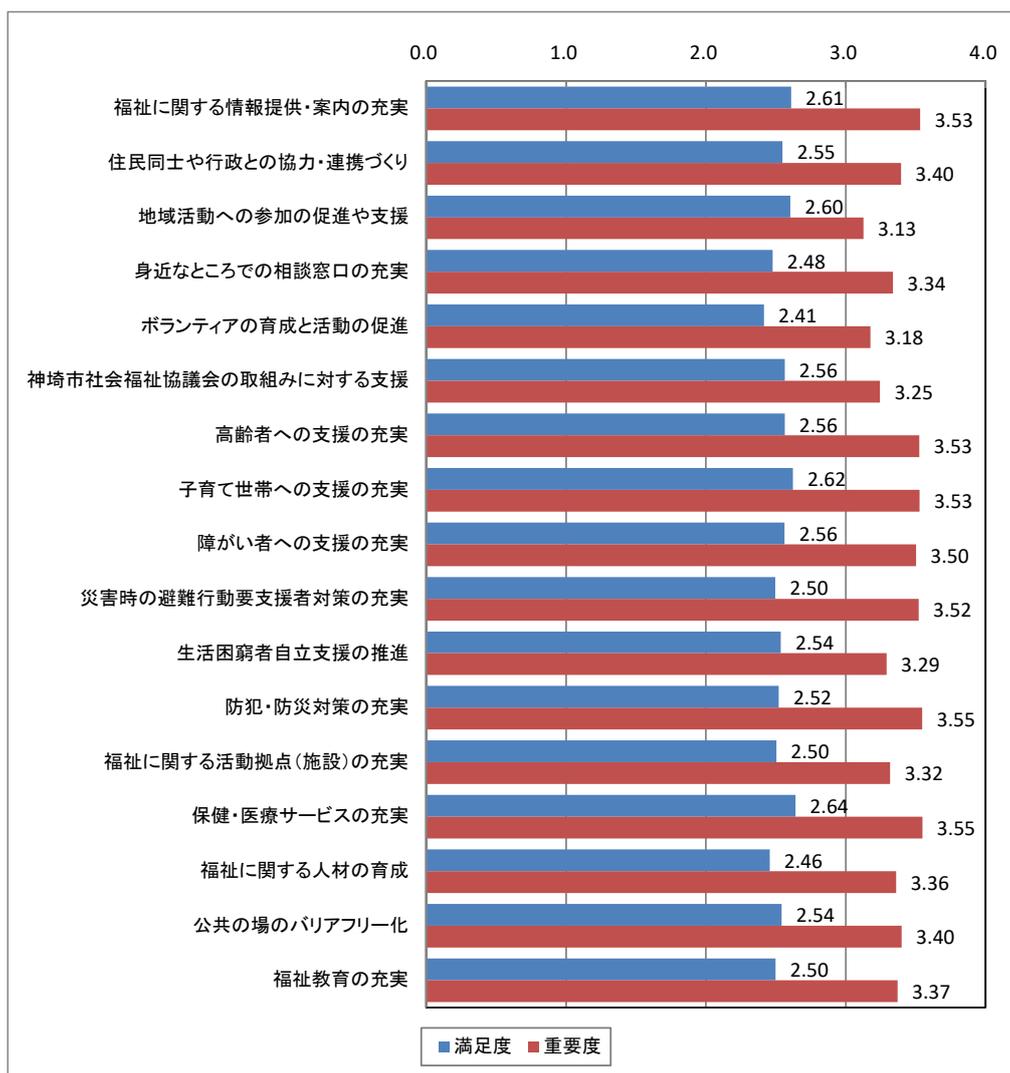


⑦これからの福祉のあり方について

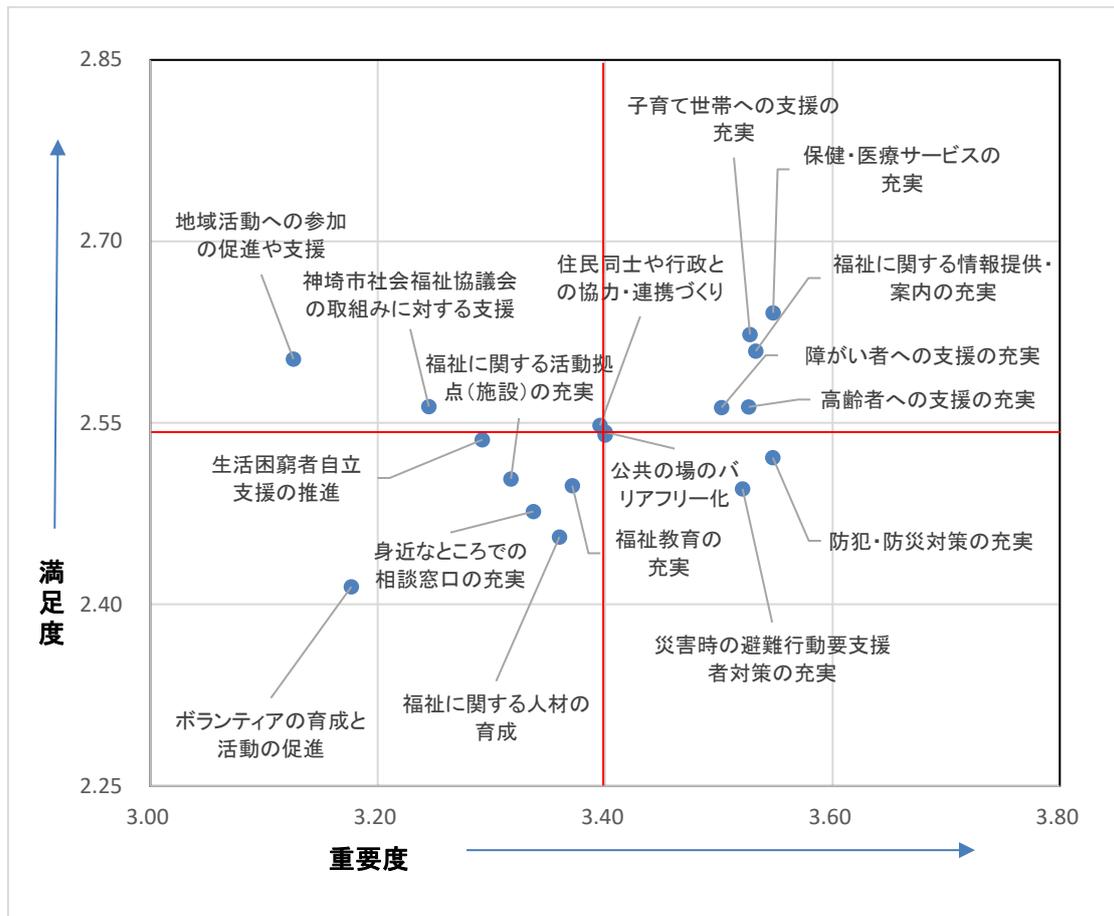
【福祉に関する取り組みの満足度と重要度】

福祉に関する取り組みにおける満足度と重要度を、満足度では「満足=4点」「やや満足=3点」「やや不満=2点」「不満=1点」とし、重要度では「重要=4点」「やや重要=3点」「あまり重要ではない=2点」「重要ではない=1点」として点数化し、項目ごとに比較しました。

最も重要度が高い取り組みは、「保健・医療サービスの充実」「防犯・防災対策の充実」、次いで、「福祉に関する情報提供・案内の充実」「子育て世帯への支援の充実」「高齢者への支援の充実」となっており、満足度が高い取り組みとしては「保健・医療サービスの充実」「子育て世帯への支援の充実」「福祉に関する情報提供・案内の充実」「地域活動への参加の促進や支援」の順となっています。



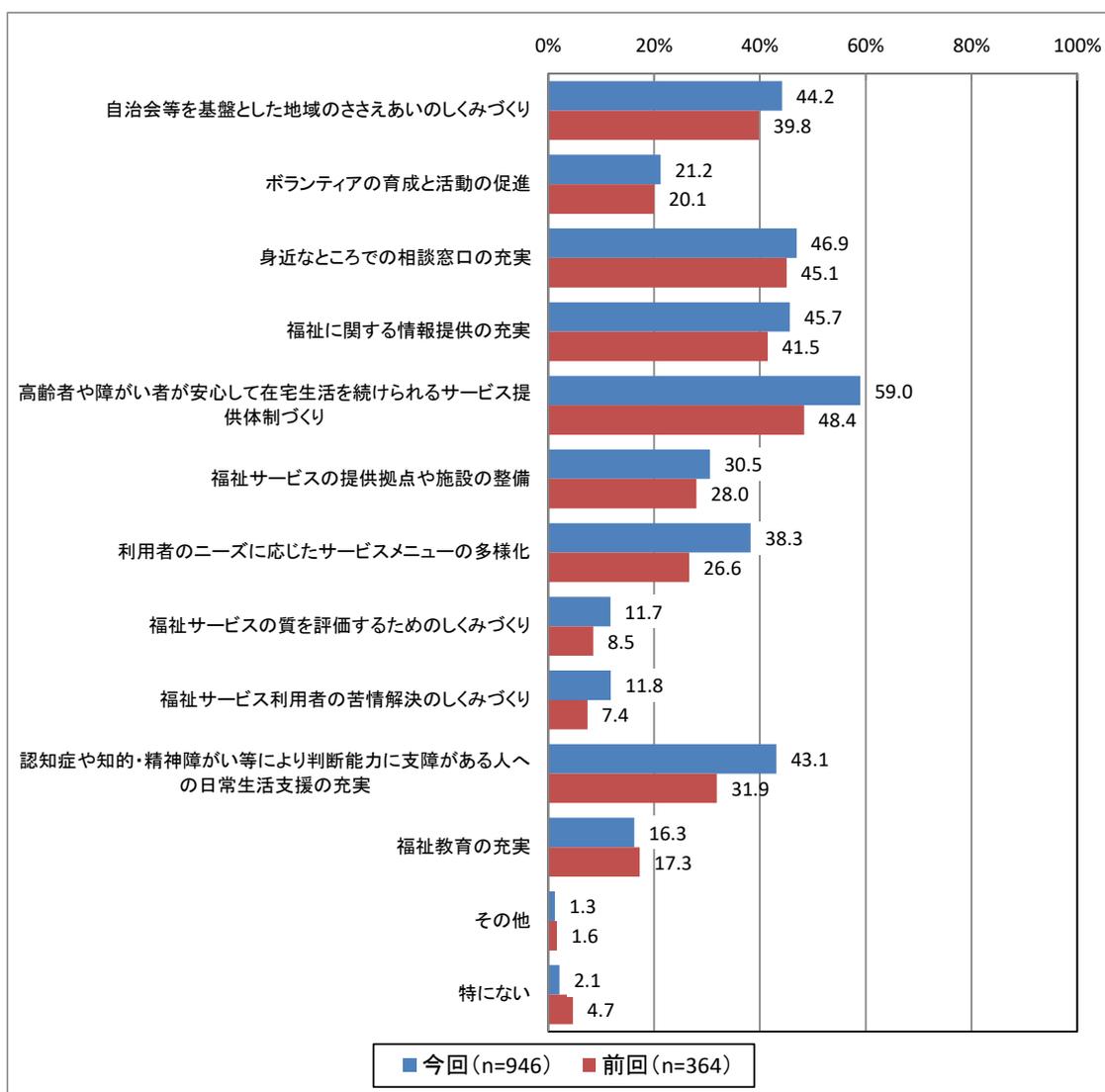
また、満足度と重要度の相関をみると、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「防犯・防災対策の充実」などがあがっています。



【地域福祉の推進のために必要なこと】

「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」が59.0%で最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」46.9%、「福祉に関する情報提供の充実」45.7%の順となっています。

前回調査と今回調査を比較すると、「福祉教育の充実」とした回答が減少し、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」「利用者のニーズに応じたサービスメニューの多様化」「認知症や知的・精神障がい等により判断能力に支障がある人への日常生活支援の充実」とした回答が増加しています。



(3) アンケート調査総括

①回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「70歳以上」の高齢者が最も多く60歳以上の高齢者で全体の半分以上を占めます。

家族構成は「二世帯世帯（親と子）」が最も多く4割以上を占めますが、「ひとり暮らし（単身）」の方は全体の1割弱となっています。

居住年数は、「30年以上」居住されている方が全体の6割近くを占めています。

核家族化の進展により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことが見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

②「福祉」のことについて

福祉への関心度については、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が81.6%となっており、福祉への関心がある人が多くなっており、「とても関心がある」だけをみると前回調査より2.7ポイント増加しています。特に「あまり関心がない」とした回答が若い世代に多く見られます。理解を深めるために必要な機会を問う設問への回答で、『福祉についての学び』が多数を占めていることから、福祉への関心を高めるための学習会や講演会等の取組みが必要となってきます。

福祉のあり方についての考え方では、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合う組織づくりをすべき」の割合が76.4%と最も高くなっています。また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』の回答が9割以上となっており、地域での支え合いや助け合いが重要視されている現状が見られます。

福祉に関する情報の入手先では、「市の広報紙・パンフレットなど」が半数以上で最も多くなっていますが、前回調査と比較すると減少しており、反対に「インターネットなどの情報媒体」が前回調査と比較して大きく増加しています。年代別でみると、「インターネットなどの情報媒体」では「20～39歳」の若い人に多くなっています。このことから、若い人への広報・啓発手段として、ホームページなどのインターネット媒体の利用が有効だと考えられますので、それらを充実させる必要があります。

③地域での生活について

近所づきあいに関する状況では、前回調査と比較して「親しくつきあっている」が減少、「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が増加しており、近所づきあいの希薄化が見られます。

特に、「年齢が若い方」「居住年数が少ない方」は、「親しくつきあっている」割合が非常に低いことから、こういった方々の近所づきあいが大切になってきます。

近所づきあいが無い理由としては、「近所の人と知り合う機会がない」「近所づきあいはわずらわしいので避けている」などの割合が高くなっています。

一方、地域のつながりの必要性については、「つながりがあったほうがよい」が8割以上と高くなっていることから、近所での活動や行事などの機会を、より多くの人に参加しやすい時間帯や場所で開催するなどの工夫をすること等により、近所づきあいを深め

ることができるのではないかと考えられます。

「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援」「日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援」とともに、「緊急時や災害時の手助け」、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」、「話し相手・相談相手」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援できる方をうまく繋げていくことができるような施策や取り組みが必要だと考えられます。

④地域活動や福祉に関するボランティア活動について

地域活動やボランティア活動の参加状況では、前回調査と比較して「参加していない」の割合が減少し、色々な活動に参加している方が増加しており、地域活動やボランティア活動の参加の増加が見られます。

また、地域活動やボランティア活動の参加意向では、「参加したくない」の割合が減少し、色々な活動に参加したい方が増加しており、地域活動やボランティア活動への関心の高さが見られます。

ボランティア活動等のために必要な市の取り組みでは、「活動に関する情報提供」が最も多くなっています。このことから、参加意向を持っている人を、実際の活動の担い手につなげていくために、活動に関する情報の提供を充実させるとともに、活動日時や場所を工夫するなど、多様な活動形態を用意し、誰もが可能な範囲で地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

社会福祉協議会の認知度に関して、「聞いたこともあるし活動も知っていた」は29.7%となっており、「聞いたことがなかった」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、若い方ほど活動内容を知らないという現状が見られます。

民生委員児童委員の認知度に関して、「聞いたことがあったし活動も知っていた」は48.4%と半数近くあるものの、「聞いたことがなかった」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、若い方ほど活動内容を知らないという結果になりました。

担当の民生委員児童委員に関しては、「知っている」が46.6%、「知らない」が49.8%と「知らない」が半数近くを占めています。また、「知らない」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、担当の民生委員児童委員も若い方ほど知らないという結果になりました。

「社会福祉協議会、民生委員児童委員」は、実際の活動に接する機会が多いと思われる高齢者ほど、活動内容への理解度が高くなっていることから、引き続き高齢者への周知を図るとともに、若年層に対しても積極的に活動内容を広報啓発し、理解を深める必要があります。

⑤災害時の避難について

災害時の避難に関して、「できると思う」が61.2%と多くなっていますが、「できないと思う」も34.4%と相当数おられます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「20～39歳」の若い方に多いという結果になりました。

これは、体力的な問題や、小さい子どもを抱えての不安のほか、年代があがるほど防災グッズなどの日ごろからの備えを行っていることなどが影響している可能性もあることから、日ごろから非常時に備える意識の啓発を行っていく等の取組みが必要です。

災害時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が多くなっており、特に「20～29歳」の若い世代に多く見られます。

災害時の避難場所については、「知っている」が81.4%と多くなっているものの、こちらも年代が若くなるほど「知らない」が多くなっています。

このような現状から、避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い、災害に対する理解を深めていくことが急務であると考えられます。

⑥生活困窮者の自立支援について

生活困窮者支援に関しては、「聞いたことがなかった」が44.4%と最も多くなっており、「聞いたことがあったし内容も知っていた」は14.7%と少なく、市としても県などの関係機関と協力しながら、広報啓発を図っていく必要があります。

⑦これからの福祉のあり方について

福祉に関する取り組みとして、最も重要度が高い取り組みは、「保健・医療サービスの充実」、次いで「防犯・防災対策の充実」、「福祉に関する情報提供・案内の充実」「子育て世帯への支援の充実」「高齢者への支援の充実」となっており、満足度が高い取り組みとしては「保健・医療サービスの充実」、「子育て世帯への支援の充実」、「福祉に関する情報提供・案内の充実」「地域活動への参加の促進や支援」の順となっています。

重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「防犯・防災対策の充実」などがあがっていることから、今後、市として重点的に取り組まなければいけない施策だと考えられます。

地域福祉の推進のために必要なこととしては、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」、「身近なところでの相談窓口の充実」、「福祉に関する情報提供の充実」などがあげられています。

8 ワークショップから見た状況

(1) 実施概要

①対象地区と開催日

脊振地区	：令和3年1月19日	17時～	場所	脊振交流センター
千代田地区	：令和3年1月20日	17時～	場所	千代田町保健センター
神埼地区	：令和3年1月21日	17時～	場所	神崎市役所

②実施の目的

- 地域や福祉等に関する現状や課題などを話し合い、発表いただき、計画策定の基礎資料とします。
- 地域福祉に関する意見交換等を実施することで、参加された人に対する地域福祉に関する啓発を目的としています。

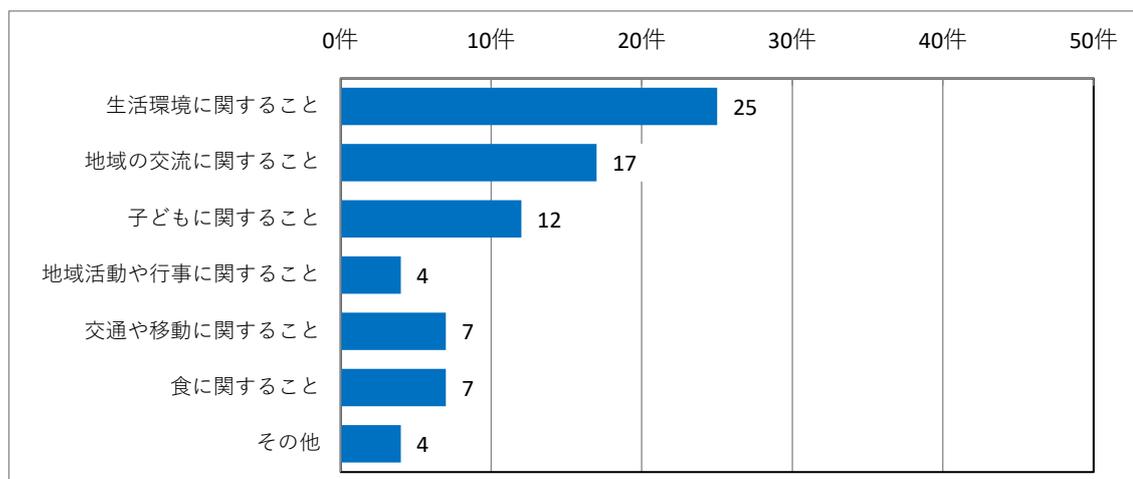
③参加者の状況

○ワークショップ開催にあたり、市内の高校と西九州大学へ呼び掛けを行い、多くの生徒及び学生にご参加いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため学校としての参加が難しくなったことから、結果的には神埼地区11人、千代田地区11人、脊振地区6人と少人数での開催となりました。少人数での開催ではありましたが、多くの意見や活発な議論が行われましたので、計画策定の参考とさせていただきます。

(2) 協議内容

①私の地域のいいところ

- 神崎市及び自分の住む地域の良いところ（長所）を再考、発表いただくことにより、ご自分の住まれている場所について再度見直しをして頂きました。
- 協議の結果次のような意見が出ています。



【生活環境に関すること】（抜粋）

- ・季節を楽しめる。
- ・自然が多く子育てがのびのびできるところ。
- ・水がきれい。
- ・災害が少ない。
- ・自然が豊かで空気がおいしい。
- ・散歩などには最適な場所が多い。
- ・四季を楽しめる花などの名所が多い。 等

【地域の交流に関すること】（抜粋）

- ・人のあたたかみを感じる人が多い。
- ・ご近所付き合いがある。
- ・地域住民同士よく話し合い、散歩など誘いあっている。
- ・野菜をたくさん採れた時は皆さんに配ってくれる。
- ・人が親切。
- ・優しい人が多い。
- ・隣近所のあいさつ等がいい。 等

【子どもに関すること】（抜粋）

- ・小・中学校は少人数で生徒に目が行き届き、勉強、スポーツ共に好成績。
- ・小学校での農園活動（自分たちで作った野菜を食べれる教育）。
- ・学校と地域のつながり（交流）がある。
- ・小・中学生が元気よくあいさつをしてくれる。
- ・子どもの医療費助成。
- ・神埼市内に学校（小・中・高）が多い、教育環境が良い。
- ・地域の大人が学校と関わり、子どもの見守りをしている。 等

【交通や移動に関すること】（抜粋）

- ・地理的に立地が優れている。
- ・福岡市に近い。
- ・買い物等交通（近い）がよい。
- ・私が住んでいる所は利便性が高い。 等

【食に関すること】（抜粋）

- ・農業が盛ん。
- ・野菜が新鮮でおいしいところ。
- ・そうめんがおいしい。
- ・食べ物がおいしい。 等

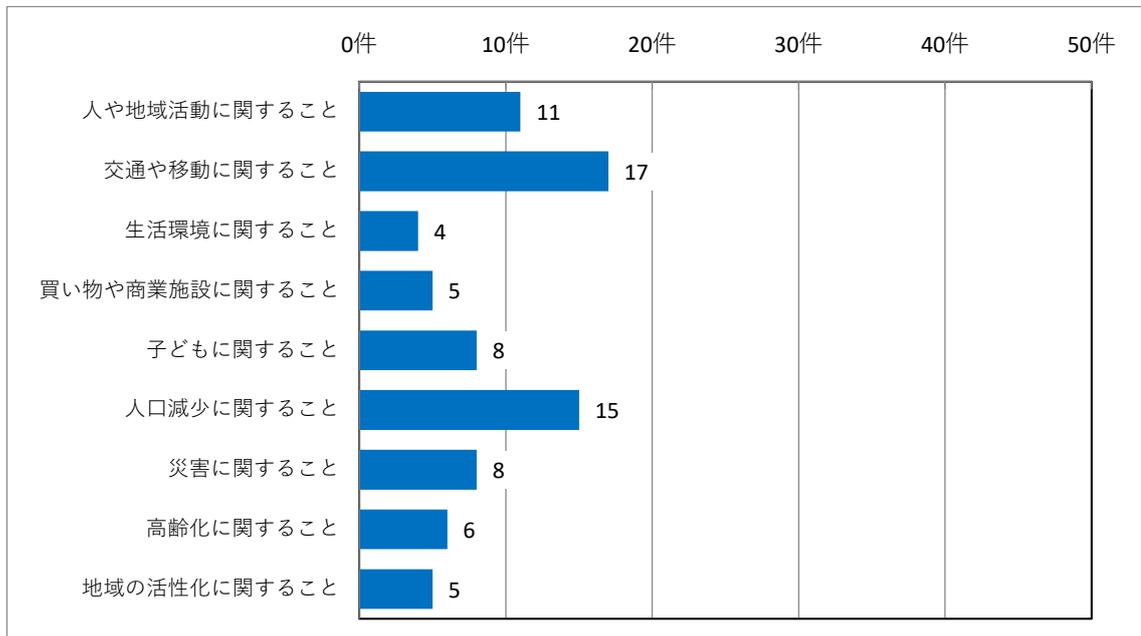
【その他】（抜粋）

- ・元気な高齢者がたくさんいる。
- ・プロのハンドボールチームがあり、盛んなところ。 等

②私の地域で困っているところ

○神崎市及び自分の住む地域の困っているところ(短所)を再考、発表いただくことにより、ご自分の住まれている場所について再度見直しをして頂きました。

○協議の結果、次のような意見が出ています。



【人や地域活動に関すること】(抜粋)

- ・後継者不足。
- ・集落の行事(祭りなど)に若者が参加しない。
- ・昔より向こう三軒両隣の関係が薄くなっている(希薄化)。
- ・町内の地域組織、老人会、婦人会、子供クラブがなく、将来の地区活動などが心配。
- ・世代を超えて集まる機会や場所が少ない。 等

【交通や移動に関すること】(抜粋)

- ・公共交通が乏しいので自家用車ありきの移動手段になりがち。
- ・通学が不便。
- ・交通が不便、巡回バスの本数が少ない。
- ・交通の便が悪い。
- ・公共交通が不便。
- ・自転車の運転のマナーが悪い。
- ・通り抜け車両が多い。
- ・歩道が狭いところが多い。 等

【生活環境に関すること】(抜粋)

- ・病院が少ない。
- ・外灯が少なく、夜暗く感じる。
- ・飲食店が少ない。 等

【買い物や商業施設に関すること】（抜粋）

- コンビニがない。
- 店がない、買い物が不便。
- 独居の方が買い物に苦労されている方がいる（買い物難民が増えている）。
- 歩いて行ける店がない（普通の買い物）。 等

【子どもに関すること】（抜粋）

- 子どもが遊ぶ場が少ない。
- 児童館がない、雨の日でも遊べる場所が無い（主に土・日）。
- フリースクールがない。
- 子どもを遊ばせる建物などの施設が少ない。
- 乳幼児とその保護者が集える場所が無い（気軽に行ける）。 等

【人口減少に関すること】（抜粋）

- （農業・林業）後継者がいない（若者がいない）。
- 空き家が増加。
- 子どもが出ていき、高齢者世帯が増えている。
- 子どもが少ない、子どもの行事が成り立っていない。
- 人口の減少。
- 地区住民の高齢化が進み、将来的に地区行事等の担い手が少なくなっていく。
- 若い人が少ない。
- 空き家が多い（市全体で）。 等

【災害に関すること】（抜粋）

- 積雪がひどい。
- 地理的に梅雨の時期などに冠水することが多い。
- 災害時の避難に不安。
- 若い方や子どもが少ない（災害時に手助けしてくれる人がいない）。
- 災害にあいやすい。 等

【高齢化に関すること】（抜粋）

- 高齢者が外に出ようとしない。
- 高齢者の方が歩いてふらっと立ちよる場所がない（喫茶店やスーパー、書店）。
- 元気な高齢者が働く場所がない。 等

【地域の活性化に関すること】（抜粋）

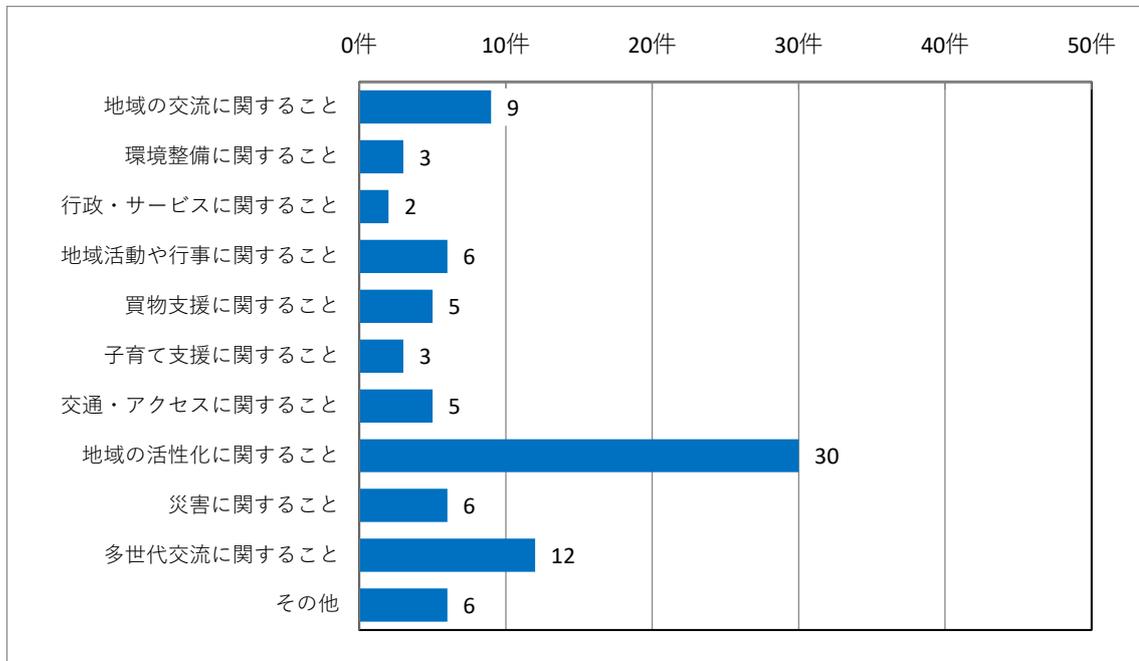
- 市外からの認知。
- 宿泊施設の数。
- 商店に活気が乏しい。 等

③問題解決のために、自分たちにできること

○前のテーマ「地域のいいところ、困っていること」であげた意見を振り返りながら、良いところをさらに良くし、困りごとを減らしたり無くしたりするために、個人や地域でできることを考えていただきました。

○具体的な手法や、方法論などを考えると意見が出にくいこともあり、具体的な内容よりも、理想論で構わないという考え方で協議、発表をしていただきました。

○協議の結果次のような意見が出ています。



【地域の交流に関すること】（抜粋）

- ちょっとした困りごとを手伝う（ゴミ出し等）。
- まず声かけあいさつをする。
- 積極的なあいさつで周りとのコミュニケーションをとる（日頃からの安否確認）。
- 近所同士で声をかけ合う。
- 声をかけ合う「見守り活動」を行う。 等

【環境整備に関すること】

- いつでもいける居場所、公民館を開放する。
- 子どもが通る道を優先的に整備する。
- 歩道を整備する際に障がいを持っている方達の意見を反映する。
（誰でも安全に歩ける）

【行政・サービスに関すること】（抜粋）

- 高齢者で車を持っておられない方は、社会福祉協議会が行っている「おたっしやいきいきクラブ」に参加され、買い物や外食会に行ったり、介護予防教室も行っている。仲間作りもできる。
- 訪問医療。 等

【地域活動や行事に関すること】（抜粋）

- 自分で可能なボランティア。
- 老人クラブの会員数が増えるように市からのPR等、後押しがほしい。区長会などでも募集してほしい。
- 市民活動を支援する仕組み。
- 地域活性のリーダーの育成（・住民主導 ・行政主導）。
- 婦人会、老人クラブの活動が少なくなっている。
趣味の会の活動支援（活動員）の援助を行政でお願いしたい。 等

【買物支援に関すること】（抜粋）

- 自分が買い物に行くとき、困っている人の分も一緒に買物をしてくる。
- 移動販売があると良い。
- 巡回ショッピングカーなどの充実で解消。また、動ける人に依頼できるシステムをつくる。
- 買物弱者の方を同乗させて買物に行けるようなボランティア保険があるといいと思う。 等

【子育て支援に関すること】

- 独自教育の導入（小中一貫、ICTなど）。
- 神崎市旧庁舎（南新館）を児童館にできないか。
- 千代田支所、公民館、神崎市旧庁舎におもちゃの部屋を作る。

【交通・アクセスに関すること】

- スクールバスを神崎駅の他に佐賀市や福岡県へも発着するようにする。
- 公共交通の見直し。
- 地域の中で病院や買い物へ送迎できる仕組みづくり。
- 乗り合いタクシーを玄関から玄関にする。

【地域の活性化に関すること】（抜粋）

- キャンプ場をつくる（自然を味わってもらう）。
- プロモーションビデオを作成し、YouTube等で放映。
- ホームステイ等で農業、林業等を体験。
- モニュメントや壁画など話題スポットの作成。
- 空き家バンクをつくり、移住をアピールする。
- 空き家を活用してカフェをつくる（若者の集客をはかる）。
- 空き家を活用して若い人（家族）に住んでもらう。
- 合宿所、スポーツ施設の設置。
- 地域のいいところをそれぞれがPRする（人口減少対策）。
- 都会からの移住、アピール（自然豊かで食べ物がおいしい、少人数教育など）。
- 農業、林業、若手育成の場をつくる。
- 農業に興味を持つ人（田畑の所有者）とのマッチングを行う。
- 観光ツアーなどを設ける（増やす、市外の人のためにも）。

- ・季節の花の名所を作る（お祭りなど）。
- ・空家を使った民宿を作る（各所近くなどに）。
- ・市外の人を呼びこむ為、広告に力を入れる。
- ・自らの「まち」を愛そう。
- ・商店街の空家を使って、商売をする人に誘致する。格安な家賃で貸す。
- ・商店街の賑わい。日常ではなく、まずは土日だけでも→櫛田の市。
- ・「櫛田の市」のPRをもっと行う、認知度が低い。
- ・地域でのイベントを立ち上げて定着して、地域住民・世代間の交流を進行させる。
- ・魅力あるまちのPRを積極的に行う。
- ・良いところをもっと人に伝える。
（知り合いから知り合いへ、人から人へ広げていく） 等

【災害に関すること】（抜粋）

- ・災害時には見に行く、一緒に避難する。
- ・災害時に逃げ遅れが発生しないために日頃から互いに声をかける。
- ・災害時に避難しやすいよう避難所整備。
- ・災害時対処のために地域で組織づくりを行う。自主防災組織の設置。 等

【多世代交流に関すること】（抜粋）

- ・高齢者の特技を披露する場をつくる。学校の空き教室で何かできないか。
- ・高齢者や子どもなど関係なく自由に交流できる場があるといい。
- ・子どもや高齢者と分けず、多世代交流の場を設ける。
子と高齢者のふれあう場になると思う。
- ・若い人との話し合いの場所を作れば良いと思う。
- ・地域で世代を超えたつながりを築く取り組み。
- ・高齢者や若者と区別せず、お互いの意見を受け入れる意識を持つ。
- ・若者と後継者が交流できるようなイベントを開催する。
- ・世代を超えてわかりやすい心理学講座を受けてもらう（一緒に学ぶ）。
- ・多世代の交流の場（機会）をつくる。 等

【その他】（抜粋）

- ・健康で過ごす（できる限り会社勤めを続ける、趣味を続ける）。
- ・自動運転できる車が手に入りやすい価格になれば良いと思う。
- ・自分ができることをできるときにできるだけやる（無理をしない）。 等

(3) 意見から見える地域の課題と解決方法

①生活環境に関すること

市の強みとして、自然環境の良さや、災害の少なさなどの意見が見られる一方で、弱みとして、医療や商業施設の不足などの意見が出ています。

課題解決のために自分たちでできることとしては、特に商業施設の不足を補う買物支援について、買い物代行をあげる意見のほか、移動販売などを希望する意見が見られました。

②人柄や地域の交流・行事等に関すること

市の強みとして、近所付き合いの多さや日ごろの交流が盛んであるという意見が見られる一方で、弱みとして、近所付き合いの希薄化や地域活動やボランティア活動の担い手・後継者不足が問題になっているなどの意見が出ています。

課題解決のために自分たちでできることとしては、あいさつや声かけなど地域での日ごろからの交流を深めるよう心がける、ちょっとした困りごとを支援するなどの意見の他、高齢者と子どもなどによる多世代交流ができる仕組みや場所づくりを望む声が見られました。

③子どもに関すること

市の強みとして、子どもたちの人柄や元気の良さや教育環境の良さをあげる意見が見られる一方で、弱みとしては、子どもの遊び場や居場所が少ないなどの意見が見られました。

課題解決のための方策としては、児童館の整備などを含めた子どもの居場所づくりなどを求める意見が見られました。

④交通や移動に関すること

市の強みとして、立地の良さや交通の利便性があげられる一方で、弱みとしてバスの本数が少ないなどといった公共交通機関が充実していないという意見や自動車ありきの移動手段にならざるを得ないという意見が出ています。

課題解決のための方策としては、公共交通の見直しや交通弱者を送迎するための仕組みづくりを望む声が見られました。

⑤災害に関すること

市の弱みとして、水害や積雪などによる災害の多さの他、災害時の避難への不安などの意見が出ています。

課題解決のために自分たちでできることとしては、日頃からの声かけや要支援者のフォロー、自主防災組織の設置等の意見の他に、避難しやすい避難所の整備を望む声が見られました。

⑥地域の活性化に関すること

市の弱みとして、人口の減少や空き家の増加などの他、市外からの認知度の低さや商店の活気の無さなどの意見が出ています。

課題解決のために自分たちでできることとしては、YouTubeの活用やイベントなどを通じた市のPR、空き家バンク等による空き家対策、観光ツアーの実施やキャンプ場の整備などの意見が見られました。

第3章 第2期地域福祉計画の評価

第3章 第2期地域福祉計画の評価

1 第2期地域福祉計画の評価

神崎市では、高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援を必要としている市民誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、平成27年に「第2期神崎市地域福祉計画」を策定し、地域全体で支える仕組みをつくり、地域福祉施策を推進してきました。

第2期計画期間内における神崎市の現状を見ると、高齢化率は平成27年の27.5%から令和2年には30.6%へ上昇し、要介護認定者数も平成27年の1,645人から令和2年の1,830人に増加、1世帯当たりの人員は平成27年の2.89人から令和2年には2.58人へ減少し、核家族化の進行が見られるなど、更なる地域福祉の推進を必要とする状況へ変化してきました。

第2期地域福祉計画期間で定めた地域福祉に関する施策の進捗状況や数値目標などに関して、評価を行います。

2 取り組みの評価

第2期地域福祉計画において定めた取り組み内容のうち、行政の取り組み状況に関して計画期間内における実績などにより評価を行いました。

(1) 取り組みの達成状況

第2期地域福祉計画の行政の取り組み状況に関して、下記評価内容に基づき達成状況の評価を行いました。

【評価基準】

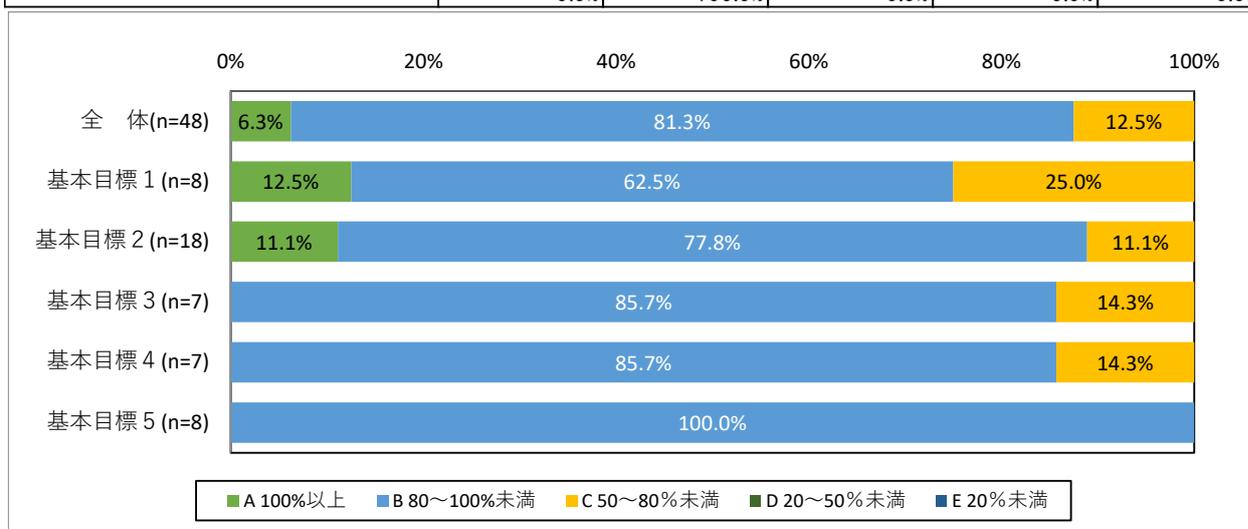
各事業に対して計画期間内における評価を、次の5項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

各取り組みにおける達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が81.3%と最も多く、次いで「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」12.5%、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」6.3%順となっています。

基本目標別の施策の達成状況では、全ての基本目標において、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」がほとんどの割合を占めていますが、「基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり」「基本目標2 福祉サービスのしくみづくり」のみ「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が見られます。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 50～80%未満	D 20～50%未満	E 20%未満
全体	3 6.3%	39 81.3%	6 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	1 12.5%	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	2 11.1%	14 77.8%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	0 0.0%	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	0 0.0%	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	0 0.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



(2) 具体的な取り組みの状況

第2期地域福祉計画の行政の取り組み状況に関して、具体的な取り組みの内容、実績などに関して整理いたしました。

基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

①地域の交流・ふれあいの促進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
地域で、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。	脊振地区においては、地域の方たちの運動会と、小学校、中学校の運動会を同時開催する「まるごと運動会」を実施しており、子どもから高齢者まで地域の住民同士の交流を目指しました。 また、老人クラブでは市全域において、昔遊び等の世代間交流事業を展開し、地域の子もたちと触れ合う機会を設けました。	C
高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。	子育て家庭については、子育て支援センターを設置し、「子育てサロン」「ひだまりの会」として、育児のことでお話ししたい方や親子で一緒に遊べる場所を探している方へ対応しました。 また、神崎市憩の家「仁比山温泉もみじの湯」では、高齢者の居場所づくりを行いました。 各地区で住民が主体的に開催する「いきいき百歳体操」を平成30年度から実施していますが、令和2年12月現在で市内37地区で実施しており、高齢者の交流の場となっています。	B
地域活動や行事への参加を促すため、広報紙等を活用したPRを行い、地域活動を支援します。	「市報かんざき」や市ホームページを通じて、地域活動や行事についてPRを行い、地域活動を支援しました。	A

②交流・福祉活動の拠点確保

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
公民館・集会所について、バリアフリー化や利用しやすいしくみづくりに取り組みます。	自治公民館改修事業補助金事業を実施しており、自治公民館のバリアフリー改修工事に対し、20%の補助を行っています。	B
神埼町・千代田町保健センターや千代田町福祉センター等福祉関連施設の公共施設の利便性の向上を図ります。	神埼町保健センターは、新庁舎内に移転し、公共施設としての利便性が向上しました。 千代田町保健センターははんぎーホール内にあり、比較的新しい施設のため利便性は高くなっています。 千代田町福祉センターについては、老朽化・一部ユニバーサルデザインに対応していないため、今後利活用について移転も含め検討される予定です。	B
公民館や学校の空き教室、商店街の空き店舗、大学施設の活用など、地域の資源を活かした新しい拠点づくりに取り組みます。	各集落の公民館を利用して行う百歳体操を、37地区で開催しました。また、読書を通じて公民館で交流を行う「家読」を実施しました。 また、学校の空き教室では放課後子ども教室ドリームパークを実施しました。	B

③人権・福祉意識の醸成

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。	学校内での赤い羽根の募金、ユニセフ募金活動、施設慰問による入居者との交流、施設内の清掃活動を実施しました。	B
男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催など、男女共同参画社会づくりを推進します。	毎月市報により「男女共同参画」の推進に関わる記事を掲載しました。 関係団体(神崎市男女共同参画推進ネットワーク)による「講演会」や「男性の料理教室」を実施しました。	C

基本目標2 福祉サービスのしくみづくり

①福祉の情報提供の充実

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
広報紙やパンフレット等の紙媒体をはじめ、ファックスやインターネット等の様々な媒体を活用した情報提供や、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の地域の関係者と連携した情報提供に取り組みます。	「市報かんざき」、「社協だより」といった紙媒体の広報紙はもとより、ホームページ等の電子媒体も積極的に活用して、福祉情報の提供を行いました。 また、毎月の各地区の民生委員児童委員定例会においても、担当福祉部署が参加し、福祉サービスについて情報提供を行いました。	B
出前講座や説明会など、地域に出向いての情報提供を検討します。	各集落への出前講座・説明会を行い、情報提供を行いました。	B
インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	ホームページ等の電子媒体も積極的に活用して、新しい福祉サービス等について福祉情報の提供を行いました。	B
障がい者に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援を充実します。	広報紙については、障がい者に対する情報保障として、ボランティアによる音訳を行いました。 市で開催される各種の講演会等において、講演内容に応じて手話通訳・要約筆記等による支援を行いました。	C

②福祉の相談体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
保健センターや社会福祉協議会などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。	年齢等を問わずより多くの方に周知ができるよう、市報やホームページ、ちらし等様々な媒体を利用しました。	B
研修等により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。	家庭児童相談員や母子・父子自立相談員、母子保健推進員や食生活改善推進員等に対する研修の機会の設定や支援を行い資質、技術の向上に努めました。	B

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	年間の事業日程等必要な情報については年度当初にホームページに掲載するとともに、適宜、ホームページ等を利用しながらの情報の発信、周知を行いました。 年齢等を問わずより多くの方に周知ができるよう、市報やホームページ、ちらし等様々な媒体を用いての情報提供に努めました。	B
多様な相談内容に対応できる体制を整備します。	相談を受付けた場合は、他部署や専門機関と連携を図り、多様な相談に対応できる体制づくりを行いました。	B
子育て世帯に対する相談やアドバイスなどを専門的に行い、子育て窓口のワンストップ化を図ることを目的に「子育て支援相談員」の配置に努めます。	子育て世代包括支援センターを開設し、子育て支援専門員を配置しました。妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口を設置しています。	B

③福祉サービスの利用体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
「高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。	各計画に基づき、各種福祉サービスについて、新しいメニューが多く整備されました。 主なものとして、認知症高齢者の見守り体制の構築、子育て相互支援事業としてのファミリー・サポートセンターの運営や、障がい児保育の充実などがあります。	B
近隣の西九州大学などの福祉関連大学・短大、専門学校等と連携して、若い福祉人材の育成に取り組めます。	市福祉事務所では、西九州大学のほか、県内外の大学、短大の実習生を受け入れるなど、福祉人材の育成を行いました。 また、市内2校の高校生についても、市福祉部門での職場研修を実施しました。	B
生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。	制度に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、就労準備支援事業を実施し、経済面、就労面等だけではなく、生活困窮者が抱える複雑で多様化している課題に対応する体制を整備しました。	A
サービス事業者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等への参加・受講を促し、技術の向上を目指します。	「地域ケア会議」を開催し、サービス事業者の実務担当者間の情報共有を行いました。 また、サービス事業者に対し、県や国で開催される各種の研修案内を行い、積極的に参加を促しました。	B

④権利擁護体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
社会福祉協議会、障がい者相談員、母子自立支援員などの関係機関と連携して、成年後見制度などの周知と利用促進に努めます。	成年後見制度に基づく市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業(安心サポートサービス)について、周知と利用促進に努めました。	B

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
<p>県等と連携して、福祉サービスの第三者評価制度の普及に努めます。</p>	<p>福祉サービスの第三者評価制度とは、高齢・障がい施設、保育所などの事業者が自ら申請し、提供する福祉サービスを、県の福祉サービス評価制度を通じて第三者の専門的かつ客観的な視点で評価を受けるものです。</p> <p>事業者が専門的・客観的な評価を受けることで、個々の抱える課題を具体的に把握しサービスの質の向上を図るため、市は県等と連携し、制度の普及に努めました。</p>	C
<p>悪質商法や振り込め詐欺等から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。</p>	<p>庁内に専門家による相談窓口を開設し、多様化する消費トラブルから市民救済、解決の方策を図りました。</p> <p>また消費者教育推進法に基づき、消費者グループと一体となり消費者の役割、消費生活に関する必要な知識の修得、消費生活の安定向上を図るための情報を発信し、市民の意識啓発を図りました。</p>	A
<p>地域包括支援センターや児童相談所との関連施設と連携し、虐待防止や迅速な対応に努めます。</p>	<p>児童虐待については、神崎市要保護児童対策地域協議会のもと、児童相談所、警察、学校・保育園、保健センター等と連携し、虐待防止と迅速な対応に努めました。</p> <p>高齢者の虐待に関しては、市民や関係者から虐待が疑われる事案の相談に対し、佐賀県社会福祉士会と佐賀県弁護士会による虐待対応専門チームと連携し、迅速な対応に努めました。</p>	B
<p>地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスにかかわる苦情相談の対応の充実に努めます。</p>	<p>市の行政サービスのほか、本人・家族からの介護サービス事業所に関する苦情相談等の受付・対応を行いました。</p>	B

基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

①民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
<p>民生委員児童委員等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。</p>	<p>民生委員児童委員の改選ごとに、「市報かんざき」において、顔写真付きで掲載しました。その他、千代田町民児協が行っている「朝の挨拶見守り運動」についても毎年掲載を行いました。</p> <p>また、永年勤続などで表彰された場合にも、広報紙で紹介しました。</p>	C
<p>民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域の課題の把握とその解決に向けた見守りや声かけ、相談など、様々な地域の福祉活動を支援します。</p>	<p>民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、高齢世帯や独居の方などの見守り・声かけ・相談などの活動支援を行いました。</p> <p>民生委員児童委員については、各町で毎月開催される定例会で、活動内容の振り返りや委員間でアドバイスをを行い、よりよい活動になるよう努められています。</p>	B

②地域のネットワーク体制の充実

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
効果的な地域福祉の推進を図るため、市と社会福祉協議会の連絡会議を開催し、連携を強化します。	市と社会福祉協議会との実務者会議、連絡会議を随時開催し、連携強化を図りました。	B

③地域にあわせた取り組みの推進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
それぞれの地域で行われている地域福祉に関する活動について、どのような団体により、どのような活動が行われているのか、活動内容の把握を行うとともに、情報提供を行います。	市で情報収集した活動内容は、市報での報告や案内を行いました。社会福祉協議会においても「福祉のまちづくり事業」において、地域に根差した活動を行っている福祉団体として広報紙で紹介しました。	B

④地域の要支援者の把握・理解促進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
地域と連携して実態調査を行うなど、要支援者の把握に取り組みます。	避難行動などの要支援の把握については、毎年、全戸配布で要支援者登録の推進を図りました。また、区長、民生委員児童委員による声かけを行い、要支援者の実態の把握に努めました。	B
困ったときの緊急連絡先など、全ての住民に情報が届くよう関係機関と連携して情報発信を行います。	毎年、年度当初に民生委員児童委員を通じて、担当地区の65歳以上の独居高齢者等に対し調査を行い、緊急連絡先等について本人より登録をお願いしました。福祉事務所と民生委員児童委員で情報を共有し、緊急時の連絡や支援を行うようにしました。	B
高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する個別福祉分野の計画に基づく、各種福祉サービスの提供に努めます。	地域福祉計画をはじめとする高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画、障がい者計画・障がい児福祉計画に基づいて、着実に各種の福祉サービスの提供に努めました。また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づいた福祉サービスも提供されました。	B

基本目標4 地域福祉の担い手づくり

①NPO・ボランティア等の育成

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
ボランティアやNPO等に関する情報提供や養成講座開催などにより、福祉意識の向上と市民活動を担う人材を育成します。	社会福祉協議会では、ボランティア・NPO等に関する情報提供・養成講座開催により、福祉意識の向上と市民活動を担う人材を育成しました。その中で、「ちよこっとボランティア」事業は、日常生活のちよことしたお手伝いを通じて、ボランティア活動への理解を促しました。	B
身近な相談員として訪問活動等を行う民生委員児童委員などに対して、専門的な視点を持って地域の福祉活動にかかわることができるよう、研修等を実施します。	市にある3つの民生委員児童委員協議会において、毎月定例会を開催し、その際に各種の研修会を行いました。 また、国や県民生委員児童委員協議会により開催される各種の民生委員児童委員研修会には積極的に参加し、地域福祉活動にかかわることができるよう努めました。	B
行政と社会福祉協議会との連携を強化し、要支援者を支えるネットワークづくりの支援を行います。	市と社会福祉協議会は、災害時の要支援者の避難行動支援に関する協定を締結し、連携を図ることとしました。このほか、市は社会福祉協議会に対し、生活困窮者などの支援を必要とする方に、迅速かつ適切な支援が行えるよう情報共有をしました。	B

②NPO・ボランティア活動等の促進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
ボランティア意識の向上のための啓発や効果的な広報の方法を活用し、幅広い世代に向けて情報発信を行います。	「市報かんざき」、「社協だより」、ホームページ等により、幅広い世代に向けて、ボランティア意識の向上についての啓発を行いました。 また、スマートフォンをよく利用する若い世代に向け、ブラウザ版をスマホ版に変換し、見やすくしました。	B
市民活動情報紙の発行等により、各種助成制度や活動事例などの情報提供の充実を図ります。	単独の市民活動情報紙の発行は行っていませんが、「市報かんざき」、「社協だより」、ホームページ等を通して各種団体の活動事例の紹介を行い、住民への周知を図りました。	C
ボランティアやNPOなどの市民活動全般に対する相談体制を充実します。	市は社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPOなどの相談体制をつくっています。 社会福祉協議会では、所管するボランティア連絡協議会と協働し、ボランティア活動や研修会の案内、活動全般の相談体制をつくりました。	B
地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会とは特に緊密に連携し、支援の担い手(ボランティア等)と受け手(要支援者)を結びつける調整役として活動を促進します。	市は社会福祉協議会と連携していますが、ボランティア等の担い手と受け手を結ぶ調整役は主に社会福祉協議会が担当しています。 社会福祉協議会では、「ちよこっとボランティア」事業を推進し、調整役として活動しました。担い手の育成を図るために住民を対象に研修会を開催しました。	B

基本目標5 安心・安全な地域環境づくり

①地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
<p>避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。</p>	<p>災害対策基本法により避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、市でも避難行動に際して援護を必要とする高齢者、障がい者等により緊急時の連絡先、地域における協力者等の情報を整備しました。緊急時において素早く避難誘導を行い、災害からの人命を守ることを目的とし、専用システムの運用を行いました。</p> <p>(システム登録者数:令和3年1月末 418人)</p>	B
<p>避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。</p>	<p>平成25年12月19日に佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮及び脊振学園の2施設と福祉避難所としての使用に関する協定を締結しました。災害時に市の指定避難所に収容することが困難な避難行動要支援者が使用する福祉避難所を確保しました。</p>	B
<p>防災マップの作成や広報、インターネット等を通じて、住民に対する防災知識や不審者情報の周知に努めます。</p>	<p>全ての地区(行政区)において、地区防災マップを作成し、各地区の各世帯に配布しました。</p> <p>また、地区防災マップは、毎年度、各地区で確認をしてもらい、見直しを行いました。</p> <p>住民に対する防災知識の周知については、市報6月号に防災特集を掲載するほか、防災に関する講演会や研修会、出前講座を開催しました。</p> <p>また、災害や避難に関する情報、不審者情報等を必要に応じて防災メール、ホームページ等で周知しました。</p> <p>令和2年3月にハザードマップ改訂版を作成し、令和2年4月に全戸配布を行い、防災知識の周知を図りました。</p>	B
<p>視覚・聴覚・言語機能障がい者等の避難行動要支援者に対し、緊急時に必要な情報を伝達できるよう、その人の状況に応じた情報伝達方法に配慮します。</p>	<p>聴覚障がい者がおられる世帯には、防災行政無線の文字戸別受信機を設置し、緊急時に必要な情報を伝達する手段を確保しました。</p>	B
<p>消防署、消防団、警察署、保健・医療機関、学校、区の自治会、自主防災組織等と連携・協力しながら、地域の防災対策を進めます。</p>	<p>神崎市地域防災計画において、各団体や市民等の責務や処理すべき業務等を定め、関係団体等が委員となっている防災会議を開催し、関係団体等と連携・協力しながら、地域の防災対策を進めました。</p>	B
<p>高齢者や子ども、障がい者などの交通弱者への安全教育を進めるため、交通教室の実施と拡大に取り組みます。</p>	<p>高齢者に対しては、老人クラブ等に交通安全応援教育隊事業を斡旋し、開催に併せて市の専門員による交通講話を実施しました。</p> <p>また、市内全小学校及び希望される保育園等に対して、交通指導員や警察署と連携して交通安全教室を実施しました。</p> <p>さらに、毎年、就学前の年長児を対象とした幼児交通安全フェスティバルを開催し、交通安全教育に取り組みました。</p>	B

②ユニバーサルデザインの推進

具体的な取り組み	具体的な実績など	評価
ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。	市では、国道、県道については、歩道の整備や段差解消等の要望を行っています。市道では、市道国営千代田西1号線整備において、点字シートの設置や、バリアフリー型の歩車道境界ブロックの設置を実施しました。 また、公共施設は、令和2年度に新庁舎、中央交流センター、脊振交流センター、脊振診療所など、ユニバーサルデザインに沿った整備を行いました。	B
住民の移動・交通手段を確保するため、バス等による公共機関や公共施設への乗り入れほか、路線バスに代わる巡回バスの運行に努めます。	高齢化する住民の交通手段確保や、市内における公共交通利便性の格差是正のため神崎市巡回バスを運行しました。 脊振町内における通学や日常生活における移動手段として、脊振町通学バス及び脊振町予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行しました。	B

3 数値目標の評価

第2期地域福祉計画では、具体的な取り組みの結果が可視化しやすいように数値目標を設定し、計画期間終了年度に検証することとしています。

第2期地域福祉計画の数値目標に関して評価を行いました。

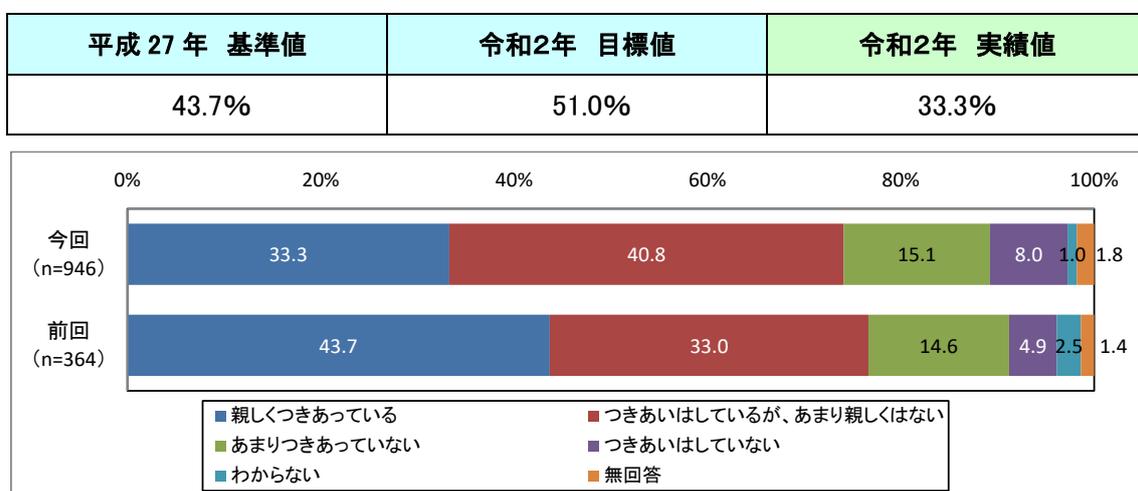
基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり

(1) 地域の交流・ふれあいの促進

①近所付き合いにおいて親しく付き合っている人の割合

平成27年度の基準値43.7%と令和2年度の実績値33.3%を比較すると、10.4ポイント減少しており、近所付き合いが希薄化している現状が見られます。

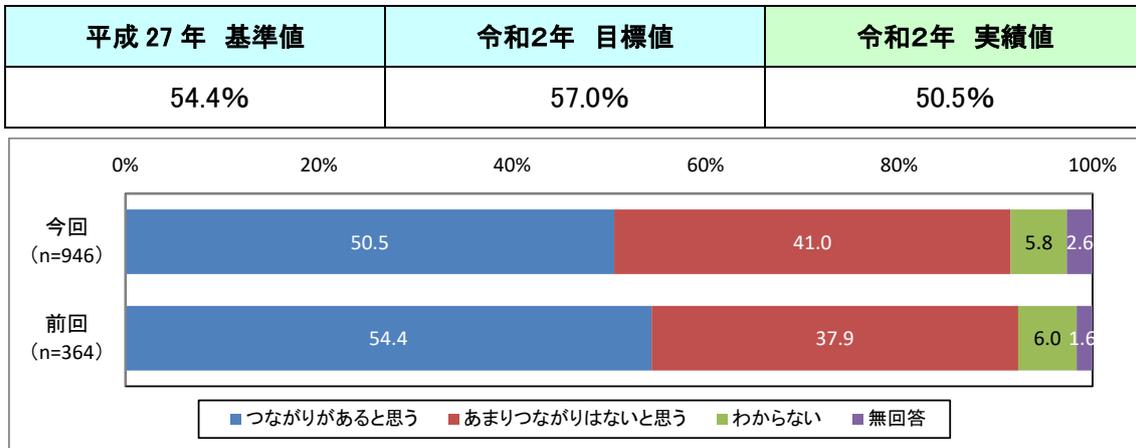
また、令和2年の目標値51.0%に対して、令和2年度の実績値は33.3%となっており、大きく下回っています。



②地域とのつながりがあると思う人の割合

平成 27 年度の基準値 54.4%と令和2年度の実績値 50.5%を比較すると、3.9 ポイント減少しており、地域とのつながりが低下している現状が見られます。

また、令和2年の目標値 57.0%に対して、令和2年度の実績値は 50.5%となっており、下回っています。

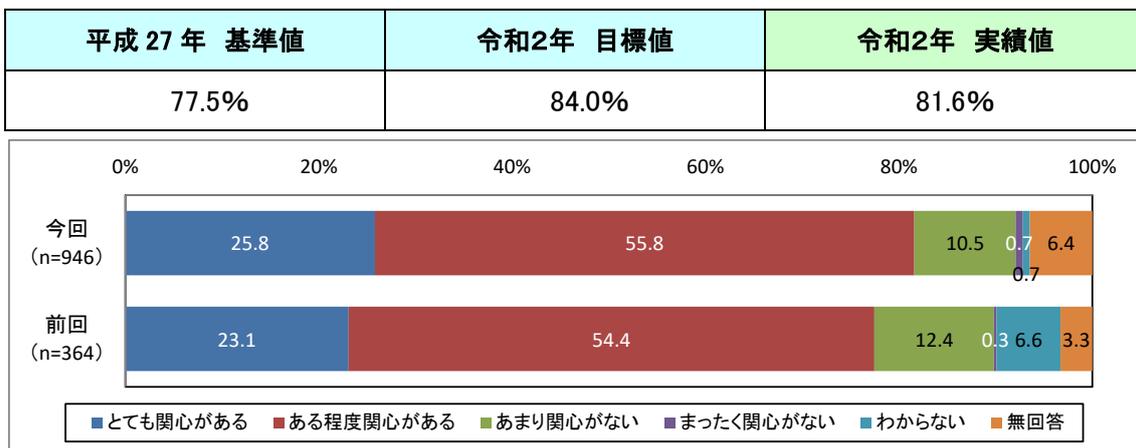


(2) 人権・福祉意識の醸成

①福祉について関心がある人の割合

平成 27 年度の基準値 77.5%と令和2年度の実績値 81.6%を比較すると、4.1 ポイント増加しており、福祉に関する意識の増加が見られます。

また、令和2年の目標値 84.0%に対して、令和2年度の実績値は 81.6%となっており、若干下回っています。



基本目標3 地域の助け合いの環境づくり

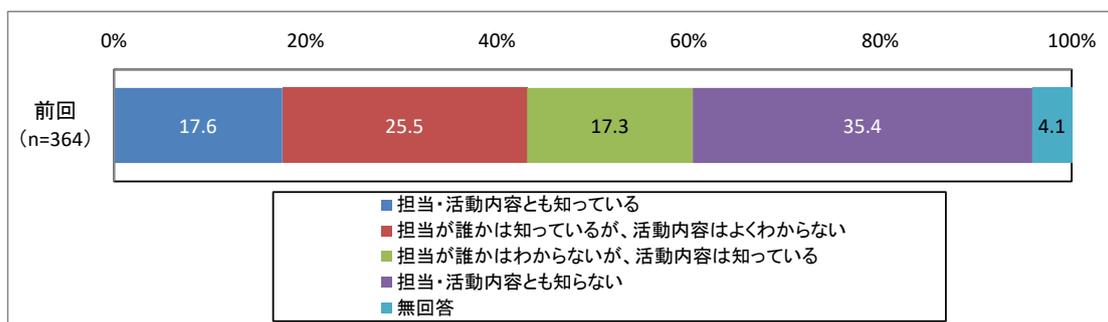
(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

① 担当の民生委員児童委員及び活動内容を知っている人の割合

前回（平成27年度）調査において、「担当の民生委員児童委員及び活動内容の認知度」に関して調査を行い、「担当・活動内容とも知っている」方の割合を基準に目標値として設定いたしました。

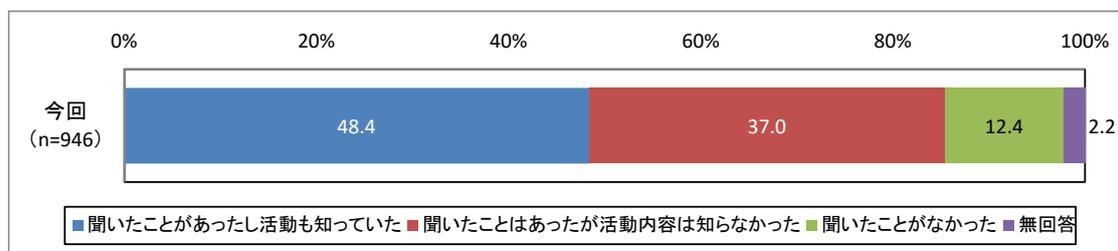
平成27年 基準値	令和2年 目標値
17.6%	23.0%

【担当の民生委員児童委員及び活動内容の認知度】

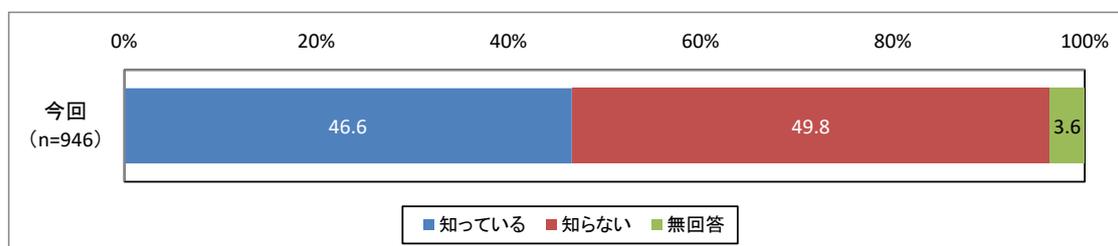


しかし、前回調査の設問内容では、担当の民生委員児童委員の認知度と民生委員児童委員の活動内容が混在していることから、よりわかりやすく認知度を調査するという目的で、今回（令和2年度）調査では、「民生委員児童委員の活動内容の認知度」と「担当の民生委員児童委員の認知度」に分けて調査を実施しました。

【民生委員児童委員の活動内容の認知度】



【担当の民生委員児童委員の認知度】



前回調査結果と今回調査結果を基に「民生委員児童委員の活動内容の認知度」と「担当の民生委員児童委員の認知度」の評価を行いました。

【民生委員児童委員の活動内容の認知度】

○前回調査「民生委員児童委員の活動内容の認知度」に関して

「担当・活動内容とも知っている」17.6%と「担当が誰かはわからないが、活動内容は知っている」17.3%をあわせた「民生委員児童委員の活動内容を知っている」は 34.9% となっています。

平成 27 年 基準値	令和2年 実績値
34.9%	48.4%

平成 27 年度の基準値 34.9%と令和 2 年度の実績値 48.4%を比較すると、13.5 ポイント増加しており、民生委員児童委員の活動内容の認知度に関して増加が見られます。

【担当の民生委員児童委員の認知度の認知度】

○前回調査「担当の民生委員児童委員の認知度」に関して

「担当・活動内容とも知っている」17.6%と「担当が誰かは知っているが、活動内容はよくわからない」25.5%をあわせた「担当の民生委員児童委員を知っている」は 43.1% となっています。

平成 27 年 基準値	令和2年 実績値
43.1%	46.6%

平成 27 年度の基準値 43.1%と令和 2 年度の実績値 46.6%を比較すると、3.5 ポイント増加しており、担当の民生委員児童委員の認知度に関して増加が見られます。

第4章 計画の基本方針

第4章 計画の基本方針

1 基本理念

本市では、第2次神崎市総合計画において、市が目指す将来像を「幸せつなごう かんざき」とし、その実現のために、「“幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり」、「“幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり」、「“幸せ”生み出す まちの働く場づくり」、「“幸せ”高める まちの基盤づくり」、「“幸せ”支える 健全な行財政運営」の5つの基本理念を掲げ、施策を進めています。

第2期地域福祉計画においては、「市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重しあい、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが何よりも大切」という認識のもと、『みんなで支え合い、笑顔あふれる神崎市』を基本理念としました。

本計画においては、前期計画における基本理念を基礎として、第2次神崎市総合計画の将来像を踏まえ『みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市』を新たな基本理念とし理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

みんなで支え合い、 誇りと笑顔あふれる神崎市

2 基本目標

基本理念である「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の5項目を「神崎市地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標 1

助け合いの心と地域交流の場づくり

地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識の上で成り立っており、他人任せではなく、自らが主体となって福祉を担っていくという考えが浸透していくことが地域福祉の推進に不可欠な課題です。

このため、市民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、お互いに助け合って生活することができるよう意識の啓発に取り組みます。

また、人と人とのコミュニケーションにより市民同士の良好な関係の構築のため、地域・世代をこえた交流の場・機会をつくり、積極的に参加するよう働きかけます。

その際、地域で活動するボランティア団体や市内の小・中学校、高校、大学等の学生ボランティア部など、地域の輪を広げながら交流できる体制を整えます。

基本目標 2

福祉サービスのしくみづくり

福祉にかかわる制度やサービスは、年々、めまぐるしく変化しており、必要なサービスを選ぶためには制度やサービスについての情報や知識を得て、本当に必要なサービスを決定し利用することが必要です。

このため、サービス利用者が適切にサービスを選択・利用できるよう、福祉に関する情報提供や相談体制を充実するとともに、ひとり暮らしで孤立した高齢者、親族などからの虐待を早期に発見する機能の充実や利用者の権利擁護に努め、市民誰もが適切かつ安心して利用できる体制整備に努めます。

そのため、市役所・各支所の窓口、保健センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会などの各種関係機関の相互連携に努め、利用者のニーズに応え、きめ細やかな福祉サービスを提供します。

また、経済的に困窮している人や虐待を受けている疑いがある人など、配慮が必要な人を支援できる仕組みづくりを進めていきます。

基本目標 3

地域の助け合いの環境づくり

ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭、障がい者など、様々な状況の人が暮らししており、その抱える課題も多種多様ですが、行政からの福祉サービスが提供されるだけでなく、地域の住民同士がお互いを知り、見守り、助け合い、支えていくことが大切です。

今後は、個別のかかわりのみによって要支援者を支えるのではなく、同じ地域に住む住民同士がお互いに思いやりを持って助け合い、市民の関係団体等が連携して、地域の要支援者を把握し、見守り活動などを通じた問題解決のための取り組みを進めます。

基本目標 4

地域福祉の担い手づくり

住み慣れた地域の中で、健康にいきいきと暮らしていくためには、子どもから大人まで全ての住民が心身ともに健康で、生きがいを持った暮らしを実現することが必要です。特に、高齢社会が進行している現在、高齢者の経験や知識を生かした地域活動への参加は、本人の健康づくりや生きがいづくりになるだけでなく、地域の人材資源の有効活用につながります。

本市では、地域で活動するボランティア団体など福祉活動が行われていますが、行政を含め、活動に関する情報が不足しています。

このため、地域で行われている活動の周知を図り、地域福祉の担い手を育成するとともに、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の地域福祉活動を行う様々な団体への参加を促し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

年齢や障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、住み慣れた地域で安心して生活するためには、保健・医療・福祉という分野にとどまらず、住民が暮らすまち全体の生活基盤を考え、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

市内の施設や道路の段差、狭い歩道のため、子どもや高齢者、障がいのある人など、通行に危険を伴う箇所があるとの声が聞かれ、バリアフリーの遅れが指摘されています。

また、犯罪被害等への不安も多く寄せられており、誰もが安心・安全で快適な生活をする
ことができる環境の整備が求められています。

このため、子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るための取り組みを地域全体で進めます。全ての市民が安心して暮らし、地域で活動できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や施設等の生活環境の整備や、公共交通等の移動手段の確保に努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取組内容
みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市	基本目標1 助け合いの心と地域交流の場づくり	(1) 地域の交流・ふれあいの促進
		(2) 交流・福祉活動の拠点確保
		(3) 人権・福祉意識の醸成
	基本目標2 福祉サービスのしくみづくり	(1) 福祉の情報提供の充実
		(2) 福祉の相談体制の充実
		(3) 福祉サービスの利用体制の充実
		(4) 権利擁護体制の充実
		(5) 生活困窮者への自立支援の充実
		(6) 自殺対策を視野に入れた支援の充実
	基本目標3 地域の助け合いの環境づくり	(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進
		(2) 地域のネットワーク体制の充実
		(3) 地域にあわせた取り組みの推進
		(4) 地域の要支援者の把握・理解促進
	基本目標4 地域福祉の担い手づくり	(1) NPO・ボランティア等の育成
		(2) NPO・ボランティア活動等の促進
	基本目標5 安心・安全な地域環境づくり	(1) 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進
		(2) ユニバーサルデザインの推進

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1

助け合いの心と地域交流の場づくり

(1) 地域の交流・ふれあいの促進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。

アンケート調査をみると、近所づきあいの状況で「親しくつきあっている」とした回答は、全体の3分の1程度となっていますが、これは前回計画策定時の調査より、10ポイント以上減少しています。また、年齢が低くなるほど及び居住年数が少ないほど、「近所と親しく付き合っている」とした回答が少なくなっていくことから、若い年齢層や居住年数の少ない人を中心に地域とのつながりが希薄化している様子がわかります。しかし、その一方で、「地域とのつながりがあった方が良い」とした回答が8割以上となっていることから、多くの市民が地域とのつながりは必要であると感じているという結果もみられます。

また、ワークショップでは、高齢者や子どもなどの世代を超えた交流の必要性やそのための場所や機会を望む意見が多く見られました。

地域の問題の解決のためには、まず、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切です。そして、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものであるため、地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【取り組みの方針】

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【目標値】

- 近所付き合いにおいて親しく付き合っている人の割合
基準値 33.3% ⇒ 令和7年目標値 51.0%
(アンケート調査)
- 地域とのつながりがあると思う人の割合
基準値 50.5% ⇒ 令和7年目標値 57.0%
(アンケート調査)

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。 ○自分の住む地域に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加し、地域の中での交流を心がけましょう。 ○地域の団体・組織に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○地域であいさつ・声かけ運動を推進しましょう。 ○地域の様々な住民が参加できる行事を企画しましょう。 ○地域の団体・組織のメリット等をPRし、加入を促進しましょう。 ○地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。
行政の取り組み（公助）
○地域で、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。 ○高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。 ○地域活動や行事への参加を促すため、広報紙等を活用したPRを行い、地域活動を支援します。

（2）交流・福祉活動の拠点確保

【現状と課題】

地域福祉にかかわる取り組みを進めるためには、地域の中で市民同士が交流したり、様々な団体等が福祉活動を行うための「場」が必要です。

アンケート調査をみると、福祉について理解を深めるために必要なことにおいて、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」と回答した方が、前回調査より増え半数以上となっており、福祉の拠点づくりを望む意見があがっています。

また、ワークショップでは、高齢者が出かけられるような場所が少ないことや、公民館の開放や居場所づくりを望む意見などが見られました。

このため、様々な既存施設等を有効に活用しながら、地域の中で誰もが気軽に集い、交流できる地域福祉の活動拠点の確保に努めます。

【取り組みの方針】

- 地域の様々な施設を有効に活用し、交流活動や福祉活動の拠点づくりを進めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ○公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ○学校や福祉施設などの既存施設を、地域の活動の場として開放したり、地域の交流や団体活動の場として活用しましょう。
行政の取り組み（公助）
○公民館・集会所について、バリアフリー化や利用しやすいしくみづくりに取り組みます。 ○神埼町・千代田町保健センターや千代田町福祉センター等の福祉関連施設（公共施設）の利便性の向上を図ります。 ○公民館や学校の空き教室、商店街の空き店舗、大学施設の活用など、地域の資源を活かした新しい拠点づくりに取り組みます。

（3）人権・福祉意識の醸成

【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりの基本は、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが大切です。

しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティ意識は薄れつつあります。地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

アンケート調査をみると、福祉について「関心がある」とした回答が前回調査より増え8割以上となっており、福祉に関する関心の高さが見られます。また、福祉について理解を深めるために必要なことでは、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」「高齢者・障がい者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」等の回答が多くなっていることから、福祉のことについて学んだり、高齢者や障がい者等と交流することが必要だと考えられています。

全ての住民が、福祉に関する更なる関心を持ち、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動が必要です。

【取り組みの方針】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、市民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【目標値】

○福祉について関心がある人の割合

基準値 81.6% ⇒ 令和7年目標値 88.0%

(アンケート調査)

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
<p>○福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。</p> <p>○障がいのことなど、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。</p> <p>○障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。</p>
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<p>○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。</p> <p>○男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。</p>
行政の取り組み（公助）
<p>○学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。</p> <p>○男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催など、男女共同参画社会づくりを推進します。</p>

(1) 福祉の情報提供の充実

【現状と課題】

市民が必要な福祉サービスや支援を活用するためには、まず、その情報を手に入れなければなりません。そのため、市では、福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるように、ホームページや広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先として、「市の広報紙・パンフレットなど」が半数以上で最も多くなっていますが、前回調査と比較すると減少しており、反対に「インターネットなどの情報媒体」が前回調査と比較して大きく増加しています。年代別でみると、「インターネットなどの情報媒体」では「20～39歳」の若い人に多くなっていることから、若い人への広報・啓発手段として、ホームページなどのインターネット媒体の利用が有効だと考えられることからホームページ等の充実が必要です。

今後は、全ての市民への福祉制度やサービスについて、様々な媒体や機会などを活用した情報の伝達など、更なる情報提供体制の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供も必要です。

【取り組みの方針】

- 市民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
<p>○福祉の制度やサービス、サービス提供事業者や施設に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。</p> <p>○自分が役立つ情報を聞いた際は、積極的に周囲の人に伝えるようにしましょう。</p> <p>○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。</p> <p>○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。</p>
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<p>○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。</p> <p>○地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。</p> <p>○サービス提供事業者は、利用者がサービスを選択する際の参考となるよう、提供サービスの内容やサービスについての自己評価、第三者評価などの情報を公開するようにしましょう。</p>

行政の取り組み（公助）

- 広報紙やパンフレット等の紙媒体をはじめ、ファックスやインターネット等の様々な媒体を活用した情報提供や、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の地域の関係者と連携した情報提供に取り組みます。
- 出前講座や説明会など、地域に出向いての情報提供を検討します。
- インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。
- 障がい者に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援を充実します。

（２）福祉の相談体制の充実

【現状と課題】

福祉に関する相談は、現在、市役所の福祉関係窓口をはじめ、保健センターや社会福祉協議会などの対象別の相談機関、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体による相談活動等があります。

アンケート調査では、福祉に関する取り組みの満足度において、「身近なところでの相談窓口の充実」の満足度が低いことから、相談体制についての更なる充実が求められています。

全ての市民が地域で安心して生活し続けるためには、様々な困りごとを気軽に相談できる体制が不可欠であり、市の相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことが必要です。

【取り組みの方針】

- 市民が福祉に関する様々な相談を気軽にできる体制づくりを進めます。
- 市民の相談事がスムーズに解決できるよう、様々な相談窓口間の連携強化等に取り組みます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）

- 困りごとや不安を抱え込まないで、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の地域の相談先や行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
- 困っている人がいたら声をかけ、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
- 民生委員児童委員等が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して、相談に応じた解決に取り組みましょう。

行政の取り組み（公助）

- 保健センターや社会福祉協議会などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。
- 研修等により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。
- インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。
- 多様な相談内容に対応できる体制を整備します。
- 子育て世帯に対しての相談やアドバイスなどを専門的に行い、子育て窓口のワンストップ化を図ることを目的に「子育て支援相談員」の配置に努めます。

（3）福祉サービスの利用体制の充実

【現状と課題】

全ての市民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要であり、誰もが安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保していく必要があります。

アンケート調査では、安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこととして、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」の回答が6割以上を占めており、福祉サービスの利用体制の更なる充実が求められています。

福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになってきました。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かく対応するために企業はもとより、地域のボランティア・NPO等の公共サービスの新しい担い手となる団体や大学などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

【取り組みの方針】

- 市民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保するため、企業やNPO等の多様な担い手によるサービス提供を進めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）

- 自分の生活にかかわる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- 行政や福祉サービス事業者に対して、サービスについての意見・要望や改善のアイデア等を積極的に伝えましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- サービス事業者は、利用者からの苦情・意見・要望等の聞き取りを行い、よりよいサービスの提供に努めましょう。
- サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。
- サービス従事者同士が集まり、介護方法や事故・苦情等に関する情報交換を行うなど、職員間の技術とサービスの質の向上に努めましょう。

行政の取り組み（公助）

- 「高齢者保健福祉計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。
- 近隣の西九州大学などの福祉関連大学・短大、専門学校等と連携して、若い福祉人材の育成に取り組みます。
- サービス事業者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等への参加・受講を促し、技術の向上を目指します。

（４）権利擁護体制の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

アンケート調査では、安心して福祉サービスを利用するために市が取り組むべきこととして、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」「サービスに関する苦情やサービス事業者とのトラブル解決の支援体制を整える」「サービス利用者の権利を守るしくみを整える」等の回答があがっており、サービス利用者等の権利を守る取り組みやサービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決の仕組みづくりが求められています。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、権利擁護の問題として、悪質な訪問販売等の悪質商法から、高齢者や障がい者等を守る消費者保護の取り組みも重要な課題となっています。

【取り組みの方針】

- サービス利用者等の権利擁護や苦情解決、サービス評価などの仕組みづくりに取り組みます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
<ul style="list-style-type: none">○日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め正しい知識を身に付けましょう。○悪質商法や振り込め詐欺等について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。○地域の見守り活動に積極的に参加し、隣近所の異変に気づいたら早急に民生委員児童委員や行政機関に連絡しましょう。○サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に積極的に伝えましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。○社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの充実に努めましょう。○見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。○自治会単位等で回覧板などを利用して、悪質商法や振り込め詐欺等に関する注意を促しましょう。○サービス事業者は、サービス利用者へ適正なサービスを提供するとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。○サービス事業者は苦情解決のための窓口等を設置し、相談体制を整備しましょう。
行政の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会、障がい者相談員、母子自立支援員などの関係機関と連携して、成年後見制度などの周知と利用促進に努めます。○県等と連携して、福祉サービスの第三者評価制度の普及に努めます。○悪質商法や振り込め詐欺等から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。○地域包括支援センターや児童相談所との関連施設と連携し、虐待防止や迅速な対応に努めます。○相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。○地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスにかかわる苦情相談の対応の充実に努めます。○成年後見制度利用促進基本計画（第7章）に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 生活困窮者への自立支援の充実

【現状と課題】

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加し、稼働年齢層を含む生活保護受給者数がこの20年で倍増していることなどから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や地域ネットワークの強化が必要です。

【取り組みの方針】

- 生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。
- 子供の将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、子どもの貧困対策を推進する「子どもの貧困対策計画」を策定し、着実な実施を目指します。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み（公助）
○生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。 ○生活困窮者自立支援法等に基づき、実施する各種事業について広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。 ○経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、自立生活支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。

(6) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

【現状と課題】

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと、転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

【取り組みの方針】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○こころの健康に関心を持ちましょう。 ○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。 ○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。
行政の取り組み（公助）
○自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 ○関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。 ○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組めます。

(1) 民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

【現状と課題】

民生委員児童委員、福祉に関わる団体等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援など、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

アンケート調査では民生委員児童委員の活動内容に関しては4割以上が「知っている」と回答しており、担当の民生委員児童委員に関しても「担当・活動内容とも知っている」の半数近くが「知っている」と回答していますが、ともに年齢が低くなるほど認知度も低くなっています。

民生委員児童委員、関係団体等と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【取り組みの方針】

- 民生委員児童委員や福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

【目標値】

○ 民生委員児童委員の活動内容を知っている人の割合

基準値 43.8% ⇒ 令和7年目標値 50.0%

(アンケート調査)

○ 担当の民生委員児童委員を知っている人の割合

基準値 46.6% ⇒ 令和7年目標値 50.0%

(アンケート調査)

【取り組み内容】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○ 自分の住んでいる地区の民生委員児童委員を知りましょう。 ○ 民生委員児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○ 民生委員児童委員や福祉に関わる団体は、地域における様々な活動の充実と、その周知に努めましょう。 ○ 地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。
行政の取り組み（公助）
○ 民生委員児童委員等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。 ○ 民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域の課題の把握とその解決に向けた見守りや声かけ、相談など、様々な地域の福祉活動を支援します。

(2) 地域のネットワーク体制の充実

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもなどの様々な要支援者に対しては、地域の個人や各種団体がつながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

アンケート調査では、日常生活上の支援が必要になったときに地域の人にしてほしい支援として、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が7割近くとなっています。ワークショップにおいても、声かけや見守りが必要との意見があげられていることなどから、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりや地域単位の支え合い活動の促進が必要とされています。

そのため本市では市民や民生委員児童委員、関係団体等が協働して、何か困りごとがある場合や緊急時の際にスムーズな対応をとる体制を整えるため、関係団体のネットワークづくりを構築します。

【取り組みの方針】

- 身近な地域単位で、市民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。 ○民生委員児童委員や社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、積極的に活用しましよ う。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○民生委員児童委員や社会福祉協議会は、地域住民のニーズを把握し、問題解決に向け た支援につなぐため、行政や関係機関へ情報交換を定期的の実施しましよ う。 ○社会福祉協議会は、地域単位での支え合いネットワークづくりに取り組みましよ う。 ○小地域で、地域の困りごとやその解決策等を話し合う機会をつくりましよ う。 ○地域で要支援者を支える活動を行っている団体は、他の団体にも関心を持ち、情報交 換を行うなど団体同士が協力・連携して、よりよい活動を展開しましよ う。
行政の取り組み（公助）
○効果的な地域福祉の推進を図るため、市と社会福祉協議会の連絡会議を開催し、連携 を強化します。

(3) 地域にあわせた取り組みの推進

【現状と課題】

地域の要支援者を皆で支えていくためには、要支援者を取り巻くそれぞれの地域にあった活動を推進することが重要です。

ワークショップでは、見守りや声かけなどの地域交流に関する意見や地域活動に関する課題や課題解決のための様々なご意見などがあがりました。

地域の要支援者に対しては、最も身近な住民同士が連携し、民生委員児童委員等と協力しながら、見守り・訪問活動などを行い、支援の輪が根づくよう地域にあわせた取り組みを進めます。

【取り組みの方針】

- 地域の生活課題を整理し、地域のことは地域全体で解決するために行動しましょう。地域福祉活動計画を社会福祉協議会で策定し、地域単位での取り組みを進めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○隣近所とのあいさつや声かけを日頃から行い、地域の連帯意識を深めておきましょう。 ○近所の高齢者のみ世帯へは、時々家を訪ねるなど安否確認を行いましょう。また、高齢者自身も家に閉じこもらずに、地域の行事や活動には積極的に参加し、長年培った知識と経験を活かしましょう。 ○子どもの登下校や安心して遊べるよう、外に出て声かけを行うなどの見守り活動を行いましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○民生委員児童委員と協力して、一人暮らし高齢者や認知症の方等の見守り・訪問活動を行いましょう。 ○公民館や老人クラブなどの行事やサークル活動を充実し、高齢者同士の交流や健康・生きがいづくりに役立てましょう。 ○学校・PTA 等と連携して、巡回を行いましょう。 ○子ども会の活動を推進しましょう。 ○地域の行事や活動について、誰もが参加できるような行事の企画や活動内容の工夫を行い、参加を促しましょう。
行政の取り組み（公助）
○それぞれの地域で行われている地域福祉に関する活動について、どのような団体により、どのような活動が行われているのか、活動内容の把握を行うとともに、情報提供を行います。

(4) 地域の要支援者の把握・理解促進

【現状と課題】

要支援者を地域で支えていくためには、まず地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのか検討する必要があります。

ワークショップでは、地域の課題として高齢者に関する問題があげられており、今後は地域のあらゆる立場の人の問題を知ることが必要です。

このため、差別や偏見ではなく、助け合う気持ちを持って地域の要支援者に目を向けること、また、特別な支援ではなく、それぞれの立場でそれぞれができることから要支援者とかかわりあっていけるよう、まずは地域の要支援者の把握と理解に努めます。

【取り組みの方針】

- 地域の中で互いに助け合えるよう日頃から近所づきあいをしたりして、いざという時に助け合える地域づくりに努めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。 ○困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。 ○身近な地域での助け合い活動や行事には積極的に参加し、地域の人との交流を深めましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○自治会や民生委員児童委員等の相談員は、地域の要支援者を定期的に訪問するなど、要支援者の状況を把握しましょう。 ○自治会・町内会などを単位とした、小地域による要支援者の把握・支援ネットワークづくりと、地域の要支援者への支援体制づくりを進めましょう。 ○自治会や民生委員児童委員等の相談員と住民とが連携・協力して、地域の要支援者を見守りましょう。
行政の取り組み（公助）
○地域と連携して実態調査を行うなど、要支援者の把握に取り組みます。 ○困ったときの緊急連絡先など、全ての住民に情報が届くよう関係機関と連携して情報発信を行います。 ○高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する個別福祉分野の計画に基づく、各種福祉サービスの提供に努めます。

(1) NPO・ボランティア等の育成

【現状と課題】

地域の中には、様々な手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対する子育て支援活動や高齢者・障がい者への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPO やボランティア活動の重要性は年々高まっています。

アンケート調査において、参加したことのあるボランティアや NPO 活動、地域活動等に参加したいと思うボランティアや NPO 活動、地域活動などを比較すると、全ての取り組みについて実際に参加している人より、参加したいとした人が多くなっています。ボランティアや NPO 活動、地域活動等に興味のある方が多数いることが伺えます。また、福祉に関するボランティア活動等に関して市が取り組むべきこととしては、「活動に関する情報提供」「活動資金の助成」などの意見があげられています。

こうしたことから、一人でも多くの市民がボランティアや NPO 等の活動に関心を持ち、参加できるよう、ボランティアに関する情報提供や各種養成講座等を開催し啓発を行うとともに、「神崎市まちづくり市民活動支援事業」を展開し、各団体へ補助金の交付によって活動支援を行っていきます。

また、地域住民一人ひとりが個別のかかわりによって要支援者を支えるのではなく、このような活動主体が協力してまちづくりを進めるためのしくみづくりに取り組みます。

【取り組みの方針】

- 市民がボランティアや NPO などの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や活動しやすいしくみづくりを進めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
<ul style="list-style-type: none"> ○活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力しましょう。 ○地域のボランティア活動や自治会活動などの地域で行われている活動に関心を持ち、自分でできるボランティア活動を見つけ、参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに関する学習会を開いたり、自分たちが行っているボランティア活動の内容等について情報提供していきましょう。 ○支え合い活動の担い手を養成する講座や体験活動等を実施し、人材の育成に努めましょう。 ○社会福祉法人等の福祉サービス事業者及び従事者は、専門的な知識や技術を活用し、地域活動に協力しましょう。 ○ボランティアや NPO 等は、自分たちの活動を積極的に PR しましょう。 ○ボランティア団体同士が連携して、よりよい活動を展開しましょう。

行政の取り組み（公助）

- ボランティアやNPO等に関する情報提供や養成講座開催などにより、福祉意識の向上と市民活動を担う人材を育成します。
- 身近な相談員として訪問活動等を行う民生委員児童委員などに対して、専門的な視点を持って地域の福祉活動にかかわることができるよう、研修等を実施します。
- 行政と社会福祉協議会との連携を強化し、要支援者を支えるネットワークづくりの支援を行います。

（2）NPO・ボランティア活動等の促進

【現状と課題】

本市では、地域福祉推進の中核的組織である社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員や老人クラブ、自治会、地域婦人会、子どもクラブ連絡協議会、障がい者の当事者団体や子育てサークルなど、様々な団体が地域で活動しています。

これらの活動団体がそれぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切であるとともに、各種団体と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【取り組みの方針】

- 地域の様々な団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）

- ボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ボランティアやNPO活動、地域活動等の活動内容をよく知り、活用しましょう。
- 社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、自分に合った活動に参加しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- ボランティアやNPO等は、自分たちの活動を積極的にPRしましょう。
- 活動に参加しやすいような内容や参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。
- 福祉関連のボランティア活動について、研修・講座等を開催し、住民が実際に活動を始めるきっかけをつくりましょう。

行政の取り組み（公助）

- ボランティア意識の向上のための啓発や効果的な広報の方法を活用し、幅広い世代に向けて情報発信を行います。
- 市民活動情報紙の発行等により、各種助成制度や活動事例などの情報提供の充実を図ります。
- ボランティアやNPOなどの市民活動全般に対する相談体制を充実します。
- 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会とは特に緊密に連携し、支援の担い手（ボランティア等）と受け手（要支援者）を結びつける調整役として活動を促進します。

(1) 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、防犯・防災体制の整備が必要です。

アンケート調査では、日常生活上の支援が必要になったときに地域の人にしてほしい支援として、「緊急時や災害時の手助け」が7割近く、支援できることでも「緊急時や災害時の手助け」が6割以上と、災害や緊急時の助け合い活動に対する市民の関心が非常に高いことがわかります。

また、災害時の避難に関しては、3割以上の方が「できないと思う」と回答しており、1割近くの方が災害時の避難場所を「知らない」と回答しています。

福祉に関する取り組みの満足度と重要度では、重要度は高いものの満足度が低い施策として、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「防犯・防災対策の充実」などがあがっており、市民の目から見て優先順位の高い施策と言えます。

風水害等の災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と協働して取り組むことが必要となります。防犯・防災意識の啓発や活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。

【取り組みの方針】

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）

- 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- 地域内の犯罪や事故等に関心を持ち、被害に遭わないように注意しましょう。
- 子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、災害時には協力しましょう。
- 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、「子ども110番の家」等の防犯活動に参加・協力しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）

- 自主防災組織の設立など、避難行動要支援者を地域で支援するしくみづくりに取り組みましょう。
- 危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップ等の作成等、地域で防災対策を講じましょう。
- 警察、学校、PTA、民生委員児童委員等の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。
- PTA等による防犯パトロールについて、住民の参加を促しながら活動を拡大し、通学路等の安全を確保しましょう。

行政の取り組み（公助）

- 避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。
- 避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けられることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。
- 防災マップの作成や広報、インターネット等を通じて、住民に対する防災知識や不審者情報の周知に努めます。
- 視覚・聴覚・言語機能障がい者等の避難行動要支援者に対し、緊急時に必要な情報を伝達できるよう、その人の状況に応じた情報伝達方法に配慮します。
- 消防署、消防団、警察署、保健・医療機関、学校、地区の自治会、自主防災組織等と連携・協力しながら、地域の防災対策を進めます。
- 高齢者や子ども、障がい者などの交通弱者への安全教育を進めるため、交通教室の実施と拡大に取り組みます。

(2) ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

子どもからお年寄りまで、全ての市民が安心して快適に生活するためには、保健・医療・福祉という分野にとどまらず、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

ワークショップでは、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する意見や要望があげられています。

特に、高齢者や障がい者等の移動手段の確保については、少子高齢化が進み、市域も拡大した本市においては、市民ニーズの高い課題となっています。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境を計画的に整備することや、市民の交通の利便性の向上を図ることが必要とされています。

【取り組みの方針】

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

【取り組みの役割分担】

市民一人ひとりの取り組み（自助）
○ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。 ○高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。 ○公共交通機関や巡回バスを積極的に利用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み（共助・互助）
○企業や公共交通機関等も、ユニバーサルデザインについて理解を深め、施設等の改善・整備に取り組みましょう。 ○地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。 ○福祉サービス事業者等では必ず送迎を行うなどして、要支援者の安全を確保しましょう。
行政の取り組み（公助）
○ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。 ○住民の移動・交通手段を確保するため、バス等による公共機関や公共施設への乗り入れのほか、路線バスに代わる巡回バスの運行に努めます。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域住民の地域福祉に関する理解の促進や地域活動・ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域住民、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組みます。

また、計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行が終息する未来を見据え、住民一人ひとりが感染症の予防に十分配慮し、計画目標の達成に向けて取り組みます。

(1) 地域住民・ボランティア・NPOの役割

地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の最大の担い手でもあります。

地域住民一人ひとりが地域福祉に関する理解を深めるとともに、身近な地域の福祉課題や生活課題を自身に関係する問題として捉え、地域の福祉活動に自主的・主体的に参加することが求められます。

また、地域住民で構成されるボランティア団体、NPOについては、多様化する福祉ニーズに対して活動内容の充実を図るとともに、地域における地域福祉推進の核としての役割が求められます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な役割を担っています。

地域福祉の推進役として、地域住民と関係団体、ボランティア団体など、行政とのパイプ的な役割が求められます。

また、支援が必要な人に対するコーディネーターとしての役割も期待されます。

(3) 市の役割

市は、各種福祉サービス利用者の立場にたった効果的なサービス提供システムの構築及び運営を図るとともに、地域住民が住みなれた地域で安全・安心に生活することができるよう、居住空間の整備や施設のバリアフリー化を推進する立場にあります。

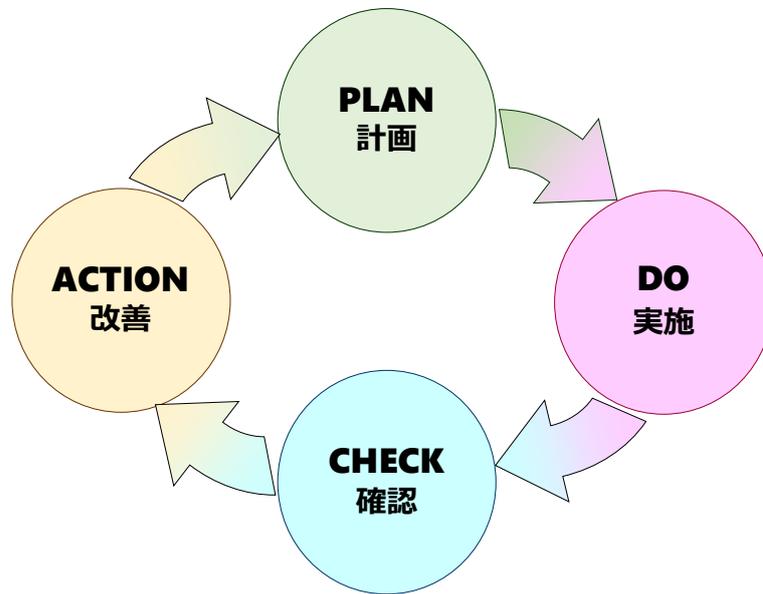
また、地域住民やボランティア団体、関係団体などの自主的・主体的な活動に対して、連携・協力を図り、地域全体で地域福祉に関する意識の醸成が図られるよう、様々な支援を行っていくことが求められます。

2 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会が幅広い活動を展開し、内容の充実を図ることができるよう、各事業に対する支援を行うとともに、地域福祉の推進に関する様々な取り組みを一体となって行います。

3 計画の進行管理

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、定期的な検証、把握を行い、PDCAサイクルのもとに評価し、ホームページなどによる公表を行います。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取組がなされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

このような状況の中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しました。

今後、国や県の動向を踏まえ、本市においても認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

3 計画の性格と位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）に基づき策定する計画であり、促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の進行管理及び点検

促進法第14条第2項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしています。その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

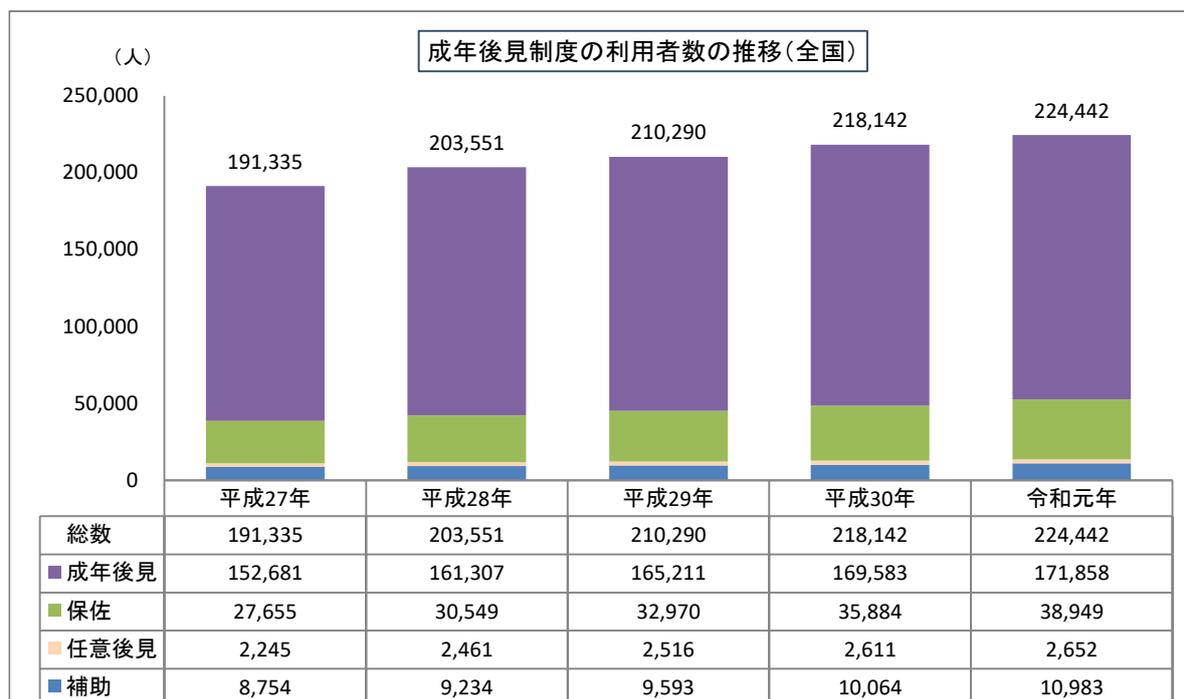
ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい者福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また、必要に応じて適切な見直しを行います。

5 神崎市における現状と課題

(1) 全国の利用状況

最高裁判所が公表している資料によると、全国の成年後見制度の利用者総数の推移は、平成27年の191,335人から令和元年の224,442人まで年々増加傾向で推移しています。

各事件類型における利用者数でも、全ての事件類型において、増加傾向で推移しています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局(各年12月末日時点)

(2) 神崎市における成年後見制度利用に関する状況

高齢者及び障がい者において、高齢者、介護・福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる高齢者、知的障がい者または精神障がい者に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

【成年後見制度利用支援事業利用件数の推移】

(単位:件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	累計
審判の請求	0	0	3	3	6
報酬の補助	0	1	3	1	5
合計	0	1	6	4	11

【市長申立て件数の推移】

(単位:件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	累計
老人福祉法	0	0	3	2	5
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	0	0	0	1	1
知的障害者福祉法	0	0	0	0	0
合計	0	0	3	3	6

(3) 課題分析

①高齢者の課題

高齢者においては、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が多く、身近に支援者がいない状況です。このように相談者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪も後を絶たず、財産管理や身上保護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

②障がい者の課題

障がい者に関しては、知的障がい者、精神障がい者ともに年々増加傾向で推移しており、障がい者を見守る家族などの高齢化が懸念されます。「親亡き後」を見据えた支援の必要性が高まっていくと推測されます。

③成年後見制度に関する取組の現状

全国の成年後見利用者数がここ数年で増加していることなどから、制度利用のニーズが高まっています。

本市においても今後の制度利用が必要な高齢者や障がい者が増加する見込みであるため、制度利用に関する周知、啓発が必要です。

④市町村長申立てにおける課題

老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法では、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」に成年後見制度利用の申立権を市町村長に与えられました。これは、成年後見制度が福祉の一翼を担う制度であることを示していますが、この申立権の利用件数は非常に少ない実情があります。

その原因の一つは、成年後見制度は財産を管理するための制度という誤解があることです。判断能力が欠けている場合には契約ができないことなど、財産がなくとも必要性があります。

また、他の原因として、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」とは、「申立権を持つ親族がいない場合や親族がいても音信不通などにより申立てが期待できない場合をいう」と限定的に解釈されたことがあります。そのため、まず親族について詳細な調査をし、申立ての意思確認をする必要があるため、膨大な時間と労力が費やされ、その結果、申立てに至るまでに相当の期間がかかってしまうという弊害が生じています。

そのため、正しい制度の周知、理解の促進に努める必要があります。

6 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人の相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していませんが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がされています。今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、①ノーマライゼーション ②自己決定権の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視する必要がある、身上保護重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。

7 具体的な施策・事業

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みの整備を目指します。

【3つの役割】

○権利擁護支援の必要な人の発見・支援

○早期の段階からの相談・対応体制の整備

○意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

①地域連携ネットワークの段階的な整備

地域連携ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

○本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

○地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

②中核的な機関の設置

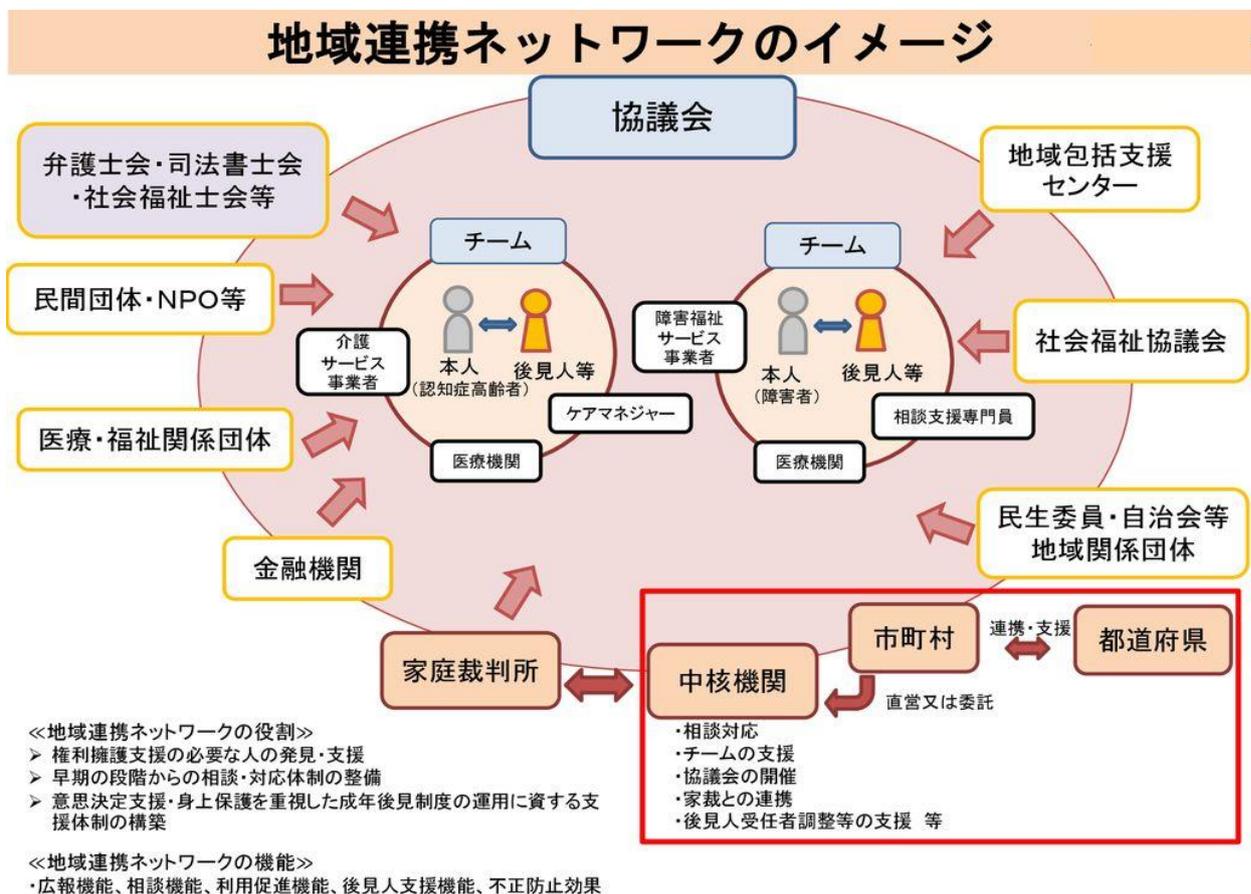
各地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要と考えます。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、本市における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや地域福祉ネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としています。

今後、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関への委託や複数の市町村にまたがる「広域型」での中核機関の設置を含め、地域の実情に応じた柔軟な形での設置を進めます。



(2) 地域における広報・啓発活動の推進

①地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と住民等への周知啓発

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度の利用者への啓発を行うとともに、制度の利用が必要な人へのアウトリーチを図り、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

②不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取組

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から生じるケースが多くなっています。

制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の作成及び配布、研修会やセミナー等の広報活動の実施に努めます。

資料編

1 神崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年3月31日

要綱第29号

(設置)

第1条 神崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、神崎市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(策定委員)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 関係官公署の職員
- (4) 小中学校長の代表
- (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (6) その他、計画策定に必要な者

3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 神崎市地域福祉計画の策定の経緯

期日	内容
令和2年9月16日 ～9月30日	神崎市地域福祉計画に伴うアンケート調査実施
令和2年11月27日	第1回 神崎市地域福祉計画策定委員会
令和3年1月19日	脊振地区 ワークショップ実施 場所: 脊振交流センター
令和3年1月20日	千代田地区 ワークショップ実施 場所: 千代田町保健センター
令和3年1月21日	神埼地区 ワークショップ実施 場所: 神崎市役所本庁舎
令和3年2月4日	第2回 神崎市地域福祉計画策定委員会
令和3年3月1日 ～3月10日	神崎市地域福祉計画に対するパブリックコメント実施
令和3年3月17日	神崎市地域福祉計画策定委員会より市長へ計画案を提言

3 神崎市地域福祉計画策定委員名簿

	所 属	役職	氏 名
1	西九州大学	会 長	岡部 由紀夫
2	神崎市区長会	副会長	森崎 三善
3	老人クラブ連合会	委 員	井上 達美
4	民生委員児童委員協議会	委 員	石松 隆雄
5	ひとり親寡婦福祉連合会	委 員	中島 妙子
6	佐賀中部保健福祉事務所	委 員	原 真佐子
7	神崎市医師会	委 員	花田 啓一郎
8	母子保健推進協議会	委 員	田中 和子
9	身体障害者連絡協議会	委 員	宮地 善次
10	神崎市社会福祉協議会	委 員	岡木 譲二
11	ちよだ保育園	委 員	嶋 幸子
12	神崎市立千代田西部小学校	委 員	實松 清之
13	小中学校 PTA 連合会代表	委 員	八色 栄善
14	神崎市消防団	委 員	江頭 文則

第3期 神崎市地域福祉計画

編集・発行	神崎市 市民福祉部 福祉課 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1 TEL : 0952 - 52 - 1111 FAX : 0952 - 52 - 1120
発行年月	令和3年3月